

第36回 SGRAフォーラム in 軽井沢

東アジアの市民社会と 21世紀の課題

■ フォーラムの趣旨

「良き地球市民の実現」を基本的な目標に掲げるSGRAは、2000年7月の設立以来、常にグローバル化と同時に市民社会に注目して研究活動を行っている。

「市民社会」という言葉の定義は多岐にわたる。18世紀のヨーロッパにおける市民革命後の「近代市民社会」だけでなく、国家権力からも市場からも統制を受けない「公共空間」を指す場合もあり、またマルクス主義の立場からは、階級対立を前提として有産階級が支配する社会を指す。市民革命を経た近代市民社会においては、個人の自由が保障され自発的な活動組織が社会を形成することが、その成立要件となっている。冷戦後、市民的自由を確保するためには、従来の共産党・労働組合を主体とした一極型の運動ではなく、市民の日常生活にかかわる諸団体がネットワークを結んで多極的な運動を展開すべきだという考えが形成された。こうした観点に立ったとき、非政府組織（NGO）や非営利組織（NPO）と、それらが結びついて構成される市民ネットワークを指して市民社会と称することもある。

一方、近年、東アジア諸国においては、めざましい経済発展に伴い、市民社会を形成する中産階級が生まれた。また各国とも欧米の文化や教育の影響を非常に強く受け、さらには交通情報技術の発展により情報化と人的交流が進み、各国の知識人の間では市民社会への関心も高まっている。しかしながら、東アジアでは未だに政治体制が異なっており、各国の社会基盤も、さらには国民の思想基盤も多様である。そのため、東アジアにおける「市民社会」についての議論は、非常に複雑な問題を内包しており、必ずしも活発であるとは言えない。

本フォーラムでは、東アジアという地域を念頭におきながら市民社会とは何かを考えた上で、東アジア各国の専門家から各国における市民社会の成り立ちや現状についての報告を受け、その後、10カ国を超える日本語が堪能な若手研究者により東アジアにおける市民社会の発展への今後の課題を自由に議論する。

本フォーラムは、問題の解決や提言をめざすものではなく、啓発と問題意識の共有化を目的とする。

SGRA とは

SGRA は、世界各国から渡日し長い留学生活を経て日本の大学院から博士号を取得した知日派外国人研究者が中心となって、個人や組織がグローバル化にたちむかうための方針や戦略をたてる時に役立つような研究、問題解決の提言を行い、その成果をフォーラム、レポート、ホームページ等の方法で、広く社会に発信しています。研究テーマごとに、多分野多国籍の研究者が研究チームを編成し、広汎な知恵とネットワークを結集して、多面的なデータから分析・考察して研究を行います。SGRA は、ある一定の専門家ではなく、広く社会全般を対象に、幅広い研究領域を包括した国際的かつ学際的な活動を狙いとしています。良き地球市民の実現に貢献することがSGRAの基本的な目標です。詳細はホームページ（www.aisf.or.jp/sgra/）をご覧ください。

SGRA かわらばん無料購読のお誘い

SGRA フォーラム等のお知らせと、世界各地からのSGRA会員のエッセイを、毎週水曜日に電子メールで配信しています。SGRA かわらばんは、どなたにも無料で購読いただけます。購読ご希望の方は、ホームページから自動登録していただけます。
<http://www.aisf.or.jp/sgra/>

東アジアの市民社会と 21世紀の課題

総合司会	林 少陽 東京大学総合文化研究科准教授、SGRA 研究員
日時	2009年7月25日(土) 14:00～18:00 / 19:30～21:00
会場	鹿島建設軽井沢研修センター会議室
主催	関口グローバル研究会(SGRA:セグラ)
協催	(財)鹿島学術振興財団、(財)渥美国際交流奨学財団

14:00-14:10

開会挨拶 今西淳子 SGRA 代表

14:10-14:50

【基調講演】**市民社会を求めての半世紀**

～ヨーロッパの軌跡とアジア～

7

宮島 喬 法政大学大学院社会学研究科教授

植民地からの独立を勝ちえ、国づくりに邁進した戦後アジアではナショナリズムが至上の価値をもったが、それに対し戦後ヨーロッパは、国家ナショナリズムの悪の自覚から出発している。ナチズムの狂暴な人種迫害もその一つである。国境なきヨーロッパをつくるという企図は、その過程で多国間対話、多民族共生、人権問題の共有、格差是正などの課題に挑んできた。そして、国家主権の相対化が進められ、ヨーロッパ市民権が制定され、国際司法、地域、NGOなどが重要な役割を演じる新たな市民社会が構築されつつある。ただし、非ヨーロッパ系の移民の社会的統合など、未達成の課題もある。一方、アジアでは、東南アジア諸国連合（ASEAN）を除くと地域統合の試みはない。東アジアでコミュニティの形成が追求されるとすれば、やはり、上記のような課題の共有とその真摯な実現の努力が必要となろう。ヨーロッパのこの半世紀の軌跡が、アジアおよび日本にどのような示唆と教訓を与えてくれるか、考えたい。

14:50-15:10

【発表1】

日本の市民社会と21世紀の課題

「市民社会」から「市民政治」へ

16

都築 勉 信州大学経済学部教授

「市民社会」という用語はマルクス主義の影響が強かった昭和初期の論壇では「ブルジョワ社会」というのと同義だった。当時の日本に何程か階級社会としての「ブルジョワ社会」が存在したことの証しでもある。「市民」という言葉が改めて注目されたのは戦後の1950年代後半である。高度成長前夜であり、大衆社会論や中間文化論が出た時期である。60年安保を通じて無党派の「市民」の行動が台頭し、60年代にベ平連のような市民運動として定着する。東欧の自由化・民主化以後の世界で新しい市民社会論が提起されるまでに、日本にはこのような思想的蓄積が存在した。同じ90年代にボランティアやNPOが広がりを見せたときに、それらには市民活動という形容が贈られた。新しい市民社会や市民活動と従来の市民運動には、連続と非連続の部分がある。以上の知識と経験を踏まえて、今後いかなる市民政治を展開できるかが日本の課題である。

15:10-15:30

【発表2】

韓国の市民社会と21世紀の課題

「民衆」から「市民」へ

～植民地・分断と戦争・開発独裁と近代化・民主化～

23

高 熙卓 延世大学政治外交学科研究教授、SGRA 研究員

韓国社会において「市民」あるいは「市民社会」という用語は馴染みが薄い。早くみてもその概念が意識され使われ始めたのはせいぜい2000年代に入ってからである。当面秩序に対して政治的に参加・抵抗する自律的主体という意味でそれまで使われたのは、「民衆」である。その際、「市民」はブルジョアと同一視されたが、それには否定的なニュアンスが強かった。「民衆」から「市民」への推移には、韓国社会の歴史的変遷の跡が横たわっている。植民地・分断と戦争・開発独裁と近代化・民主化の過程を辿りながら、それぞれの歴史的な意味とそこから投げかけられた課題などについて考えてみたい。

15:30-15:50

質疑応答

15:50-16:20

休憩

16:20-16:40

【発表3】

フィリピンの市民社会と21世紀の課題

フィリピンの「市民社会」と「悪しきサマリア人」

33

中西 徹 東京大学大学院総合文化研究科教授

本報告の目的は、市井の人々が既に有しているコミュニティ資源を活用することに

よって、フィリピンが真の社会発展を実現するための条件を議論することである。フィリピンの社会発展のためには、自由化による既得権益の排除と「良き統治」の実現によって、その典型的な固定的階層社会の流動化を図る必要があるとしばしば議論されてきた。他方、Ha-Joong Chang（2007）は、これまで開発経済学の主流である「新自由主義」を批判し、先進国と国際機関が開発援助にあたり重視してきた自由化と「良き統治」について、興味深い批判的再検討を行っている。本報告では、これらの議論を前提として、フィリピンにおける「民衆知」（Scott: 1998）にもとづくシステムの存在、意義とその可能性について考えてみたい。

16:40-17:00

【発表4】

台湾・香港の市民社会と21世紀の課題

「国家」に翻弄される「辺境東アジア」の「市民」

～脱植民地化・脱「辺境」化の葛藤とアイデンティティの模索～

42

林 泉忠 ハーバード大学客員研究員、琉球大学准教授、SGRA研究員

植民地の支配体制に置かれた地域は、果たして市民社会の形成が可能なのか？もし可能であれば、いかなる条件が必要なのか？台湾と香港は、ともに近代以降異民族に支配される経験を持ち、また戦後において「祖国復帰」というユニークな経験も有している。さらに、両地域は母国に返還された後もそれぞれ異色な「国家」システムに置かれていた。本報告は、「国家」に翻弄されてきた台湾と香港の人々は、それぞれの植民地時代において、いかに「平等」を追求し市民運動を展開し始めたのかに触れた上で、ポスト「祖国復帰」の時代において、特異な「国家」システムと政治体制に置かれる中、いかに脱植民地化の困難に直面しながらも、脱「辺境」化および自らのアイデンティティを追求してきたのかを探る。さらに、こうした葛藤と反植民地主義／民主化問題との関連、そして市民運動が果たした役割を検討する。

17:00-17:20

【発表5】

ベトナムの市民社会と21世紀の課題

変わるベトナム、変わる「市民社会」の姿

50

ブ・ティ・ミン・チイ ベトナム社会科学院人間科学研究所研究員、SGRA会員

ベトナムでは1986年から始まるドイモイ政策の下で経済をはじめ政治体制にも変化がおり、市民社会を形成する重要な構成部分となる民間セクターが誕生した。こうしたなかで近年、市民社会は形成されつつあるのかとする議論が、学界などで噴出し始めている。この状況を背景に本報告はベトナムの市民社会の成り立ちや現状、そして将来の課題について述べるもので、主な内容は次のようである。

- （1）ベトナムにおける「市民社会」概念の特質
- （2）市民社会を市民社会指標（CSI：Structure; Environment; Values; Impact）からみる可能性と限界
- （3）21世紀の課題：市民社会の姿の変容

17:20-17:40

【発表6】

中国の市民社会と21世紀の課題

模索する「中国的市民社会」

57

劉 傑 早稲田大学社会科学総合学院教授

建国から60年、改革開放への転換から30年、中国では「人民」という聞きなれた概念に加えて、「公民」という表現も頻繁に用いられるようになった。どのような「公民意識」を育てていくかは、法治国家を目指す中国の進路を左右する。一方、「公民意識」の形成は「政府」と「社会」との緊張関係を増幅させ、国の安定にとって大きな挑戦となっている。また、知識人を中心に国境を越えた知的公共空間を構築する試みも行われ、社会の多元化と価値観の多様化が促進されている。「中国的市民社会」はさまざまな問題を孕みながらもどのように展開してきたのか、市民社会の進展に伴って、中国社会がどのように変貌していくのか、近年の研究成果を紹介しながら考えてみたい。

19:30-21:00

パネルディスカッション

64

進行 孫 軍悦 明治大学政治経済学部非常勤講師、SGRA 研究員

パネリスト：上記講演者

21:00

閉会挨拶 嶋津忠廣 SGRA 運営委員長

講師略歴 ————— 84

あとがき 林 少陽 / カバ・メレキ ————— 86

基調講演



市民社会を求めての半世紀

—ヨーロッパの軌跡とアジア

宮島 喬（法政大学大学院社会学研究科教授）

本日は「市民社会」という言葉を取り上げて、特にアジアでどういう意義を持つのかを議論するフォーラムですが、実は、私はアジアではなく、ヨーロッパの研究を専門としています。ただ、マイグレーション（人の移動）への関心から、最近ではアジアの中で韓国、シンガポール、台湾、香港といったところに足を向けるようになりました。そのアジアでも「市民社会」という言葉を聞くようになり、関心をかきたてられています。本日は、3分の2ぐらいはヨーロッパの市民社会の最近の流れをお話し、アジアに関しては不十分ですが少しコメントさせていただきます。

SGRA | 21 | REPORT

欧州評議会と人権条約

市民社会というものをどう考えたらいいのでしょうか。古典的な概念としては、例えばヘーゲル哲学の中に、「市民社会」あるいは「欲望の体系」という形で出てまいります。“ブルジョア社会”という否定的な意味合いももつ19世紀的な概念で、これはマルクスにもやや別の文脈で引き継がれました。しかしながら、今日では、国家・国益中心のレジームとの対比で、一つの社会レジームの在り方を指して「市民社会」と呼びたいと思います。多数である「市民」の意志や利益を重視し、これらを代表する、政府もその一アクターとなり、地方自治体、政党、市民団体（NGO）などの間に成立する「共治」（共に統治する）のシステムということです。

戦後ヨーロッパがどういう形で出発したかを考えてみましょう。これは私の一つの見方ですが、戦後のヨーロッパは、ナチズム、ファシズムの猛威と世界大戦を経験し、「国家ナショナリズムの悪」というものを自覚しながら出発しました。アジアが、植民地からの独立の過程で、ナショナリズムを重要な一つの価値にしてきたのに対して、ヨーロッパの出発はそうではなかった。ナチズムは、国家ナショナリズムの極限の形式だということです。

ヨーロッパは、「二度と戦争を起こさない」という不戦の誓い、あるいは「恒久平和国家」を目指す」という意志の下に出発しています。さらには国と国が相対立し戦った過去に終止符を打つため、思い切った構想として、「国境なきヨーロッパ」が打ち出されました。それを象徴するものとして、欧州人権条約が1950年に欧州評議会で採択されています。ここには「人権が統合の基本となるべし」という考え方があり、人権に重要な意味が付与されました。当時はナチズムの思い出もまだ生々しく、また戦後拡大した共産圏から市民たちが引きも切らず西に亡命してくるという時期でした。人権を統合の基本の一つに据えたのは大いに理由のあることでした。

欧州評議会（Council of Europe）は、ECの発足よりはやりの1949年8月に、10カ国により創設されていました。それに先立ち、1946年に「ヨーロッパは一つにならなければいけない」ということを高々と宣したウィンストン・チャーチルのチューリッヒ大学での演説が感銘を与えていて、欧州評議会を「ヨーロッパ合衆国」を目指す国々の政府および議会たらんとするという目標意識の下に出発したもので、平和、正義、人権の実現を共有すべき目的としています。しかし、同機関をどういう方向に持っていくかというときに、国家の主権をそれぞれ移譲する形でヨーロッパ連邦を作るという方向にイギリス等は反対し、そのために欧州評議会は必ずしもその方向に進みませんでした。のち、ヨーロッパの経済統合や政治統合をその後具体的に進めようとする仏、独など6カ国はECの結成へと進むわけですが、これらの国々も欧州評議会のメンバーであり続けることは変わりません。そのために、EUとは別の機関として機能しながら、主に人権の実現と保障という面で活動し、ECはEUにとっては補完的な位置に立ってきました。人権に関してはヨーロッパ評議会が保障し、EUはそれを全面的に受け入れていくという関係です。

「欧州人権条約」について一言しますと、これを批准している国は50を超えています。ヨーロッパのほとんどすべての国といってよいでしょう。同条約は、世界人権宣言を具体的な条約として出発したという特徴があり、基本的人権と自由の保障、特に家族生活の尊重がここに含まれ、これが重要な意味を持つようになってきます。フランスの法学者スュードルが「ほかの条約とは違い、これは内政に干渉する条約である」と言ったように、「内政不干渉ではない」というのは大きな特徴です。この条約を法源とする欧州人権裁判所という司法機関が設けられていて、例えば欧州人権条約に反する疑いのある処分をした締約国があって、その犠牲者が訴えを起こし、同裁判所がこれを認める決定を下した場合、当該国はそれに従い処分を取り消し、必要により法改正をも行わなければならない。そういう意味で、スュードルに言わせれば「欧州人権条約は内政干渉をする条約である」ということになるわけで、それだけの強さを持った条約だということです。また、「締結国の居住者は国籍にかかわらず訴えを起こすことができる」というのも大きな特徴でしょう。例えばドイツに滞在するトルコ人の移民労働者が、ドイツ国内でこれこれの不利な扱いを受け、欧州人権条約に照らして不当、と欧州人権裁判所に訴えを起こすことは可能なのです。本人が外国人であることは、拒否の理由になりません。

私は専門が移民、すなわち人の国際移動なので、そういう関心からみているが、これまでいろいろな訴えがありました。滞在が不正規であるからと国外追放の命令を受けた外国人が「家族と一緒に生活している」ことを強調し、滞在は欧州人権条約で守られるべき権利だと申し立て、欧州人権裁判所はそれを認めて国外追放の執行停止を政府に要求し、滞在が認められております。人権はヨーロッパで重要な意味を持っていますが、それは法的に裏付けられ、サンクションを伴うものだという点をは強調したいと思います。

EUの多国間主義

次に、ECについてお話ししましょう。

1957年のローマ条約によってECが発足しますが、そこではマルチラテラリズム（多国間主義）の考え方が重要とされています。この条約作成に向けて詰めの外相による交渉がメッシナやブルッセルで展開された時、小国ベルギーの外相スパークが八面六臂の大活躍をしたことは、今でも語り草となっております。これは、「ヨーロッパ諸国はもはや単独で経済繁栄や安全保障をもたらすことはできず、他国との政策協調を欠かせない」という認識が共通にあるということです。従って、強大国中心に物事が決められることを警戒し、多数決をもよしとせず、全会一致を求める要求が小国の側からは出てきます。強国の覇権主義に対して警戒するというのが特徴として指摘できると思います。

事実、EUの中では、多国間の粘り強い交渉が行われています。例えば、国民投票の結果、ある国がある重要な条約に対して批准をしないことがあります。現在、アイルランドが国民投票でリスボン条約に反対という意思表示をしたしまったために、この条約は宙に浮いているわけですが、人口わずか400万人の国が「ノー」と言ったために、条約が宙に浮くという状態は、非能率だと見ることもできます。しかし人口400万人であれ、一つの国あるいは国民としての意思表示が「ノー」とされた以上は強行できないというのは、ヨーロッパ的な考え方です。

国際社会を見ますと、多国間主義を実践しているところは多くありません。ご存知のように、「帝国」の名を冠せられるアメリカは、概してマルチラテラリズムが嫌いで、大国として、二国間主義で交渉をしていくやり方を好むようです。ヨーロッパの場合にはそれが容易に許されないことを、政治指導者はつねに頭に置き、行動しなければなりません。

欧州委員会と諮問機関

次に、非政府団体（NGO）の参加の仕組みについてはどうでしょうか。「政府」という言葉をヨーロッパで使う時に、欧州委員会は政府であるのかないのかなり微妙なことになります。欧州委員会は、オフィシャルには内閣に当たると

されます。今のところ、議決・立法機関は閣僚理事会ですが、欧州議会もこれをも分有するようになりました。多分、欧州議会の権限はもっと強められていくだろうと思います。それに加え、種々の諮問機関、そしてそれ以外にもいろいろなアクターが影響を与える柔軟性があると私は見えています。

後者についていうと、各国の地方自治体代表が地域委員会という非常に大きな諮問機関に集まっていて、EUの中でかなり大きな発言の機会を与えられています。それ以外に、経済社会審議会など1000を超える諮問機関が存在するとされ、これをカウントすることはほとんど不可能です。私が専門の上で知っているケースには、欧州委員会の諮問機関に位置する「移民フォーラム」がありますが、これなどは、EU以外の第三国出身の移民たちの団体を何十と組織化したものといわれ、かなり大きな発言権をもって欧州委員会に働きかけています。「オデュッセイア・ネットワーク」という、学者や専門家のフォーラムもあり、欧州委員会に種々の意見を具申しています。こういう形で、多くの民間団体を含む多様な機関が、「パートナーシップ」という考え方の下に、欧州委員会の下にあるという構造なのです。

欧州議会が代表するもの

今のところ欧州議会はEUのもっぱらの議決・立法機関ではなく、閣僚理事会とこれを分有していると先に述べました。各国から公選によって選ばれる欧州議会の議員は全部で785人で、任期が5年です。つい最近も選挙がありました。

その役割はなんでしょうか。まず、「ユーロテクノクラート」と呼ばれる、欧州委員会の下で働く官僚たちによるトップダウンの決定がなされようとするような場合、欧州議会の不可欠な機能として、それに対してチェックをする、場合によってはノーを言うという役割があります。それから、各国の言語や文化、さらに各国の中にある少数言語あるいは少数民族を保護するさまざまな決議が、欧州議会でなされます。「文化の多様性とその尊重」は、ヨーロッパの精神であり、実践すべきスローガンであると言われますが、これを活動のなかに象徴しているのが欧州議会ではないか、とかねて私は考えております。もちろん、地域委員会などの諮問機関も、共通する役割を演じてはおりますが。

なお、文化的多様性は、EUに厄介な、またかなりコストのかかる問題を提起します。フランスのストラスブールのライン川に連なる水路のほとりに建つ欧州議会議場は巨大な円形の建物で、総ガラス張りです。EUの建物はみなモダンな、悪く言えば無個性な建造物で、地元の住民たちにはあまり好まれていません。ストラスブールは、ドイツ的な、破風の連なる美しいアルザスの町なのですが、そこに調和をやぶるこのような建物からなる一角がある。こうした建物を造る理由とは聞いてみると、答えは「なるほど」と思わせるものでした。ヨーロッパで伝統ある特定のスタイルの建物を建てると、例えばフランス式、あるいはド

イツ式、オーストリア式などとみられ、必ず他の国から批判が起こる。特定の国や地域と結びついた文化をひいきする結果となるから、よくないということのようです。多様な歴史的伝統の競い合うヨーロッパならではの悩みといえましょう。

それに、言語の多様性を尊重するという原則から、欧州議会では加盟国の国家語のすべてが公用語とされ、膨大な数の同時通訳が、会議をサポートしなければなりません。そのための人件費と機器のコストは大変な額に達するわけですが、公用語を英語+〇〇〇語に絞ろうなどという意見は出てきません。ここにも、文化の尊重とともに、先に述べたマルティラテラリズム重視のあらわれをみてよいかもしれません。

格差縮小に挑む——E U市民社会の課題

E Uで市民社会の建設を語る時、やはり格差の是正は大きな課題だと感じます。

まず、域内で経済格差は大きいですが、かつてのE U 15カ国の時代に、ポルトガルやギリシャと先進国といわれるドイツやフランスとの格差は随分縮まって、GDPにして3対1ぐらいまで改善していました。しかし、2004年、2005年のE U拡大によって、1人当たりのGDPがドイツやフランスの8分の1などという非常に格差の大きな国が加入してきて、経済格差の是正という課題がいよいよ大きくなってきたと認識されています。そして、外国人や移民への差別を撤廃して、彼らをE U市民に統合していかなければならない。そうした二つの容易ならぬ大きな課題を抱えています。それらの課題が強く意識されているという点が重要だろうと思います。

地域格差を是正するという計画は、1975年に設けられた「欧州地域開発基金」によって進められてきました。所得格差が1対5というような開きがあるならば、共通の政策は取れないというのが基本的な認識です。そのためには、域内での所得の再配分が必要だと考え、こういうファンドを作ってその資金を配分していく。国ごとに配分していくという考え方では不十分で、地域別の指標を正確に把握し、地域ごとに重点的に配分していくのが必要であるという考え方をE Cは取ってまいりました。

例えば先進国ドイツの中でも、旧東ドイツは経済的な指標から見て援助が必要だということで、ここが援助の対象になっています。あるいは、先進国フランスの南のコルシカ島や、ベルギーの工業地帯で今は衰退しているワロニー地方はやはり対象になっています。そして、開発予算の2分の1を補助するという形で、開発プロジェクトが地域で立てられることが援助の条件になっています。今後アジアあるいは東アジアに共同体の形成が論じられていくでしょうが、大きな経済格差のあるアジアだけに、その縮小の努力はぜったい必要で、このヨーロッパモデルを知っておく必要はあるだろうと思います。

民族の共生という試練

ヨーロッパの統合は、多くの外国人労働者が経済発展を支えるためにやってくる多民族化の過程と並行して進みました。これは、外国人・移民との共生という課題を課し、今日いっそう大きな課題となりつつあります。外国人人口は図に示したようにドイツが600万人、フランスが300万～400万の間を推移し、最近ではスペイン、イタリアが急速に増えています。日本も載せてみましたが、人口比からみてヨーロッパの主要国よりだいぶ少ない。

EU域内に住む外国人総数は2000万人をくだらないでしょう。

ここには「難民」として受け入れられた外国人も含まれていて、人権を重視するヨーロッパ諸国は、格段に多い、トータルで毎年30万～40万人ぐらい庇護申請者を受け入れています。これは、日本に比べ、なんと大きな数値でしょうか。先日の新聞に、日本の外務省が難民申請者に対してこれまで支給してきた保護費が、予算をオーバーのために削られると書いてありました。100人分ぐらい削るなどとケチなことを言っています。日本の場合は庇護申請者が最近では年に1000人を超えるといいますが、それにしても少ない。外務省は保護費として、1人当たり月10万円未満ぐらいの手当を出していますが、それを削らざるをえないということですが、フランスやドイツから見ると、本当に日本は何を考えているのだろうかということになります。小国であるオランダ、スイスなどの難民受け入れのために使っている予算でさえ日本の何十倍であることを考えると、愕然とします。

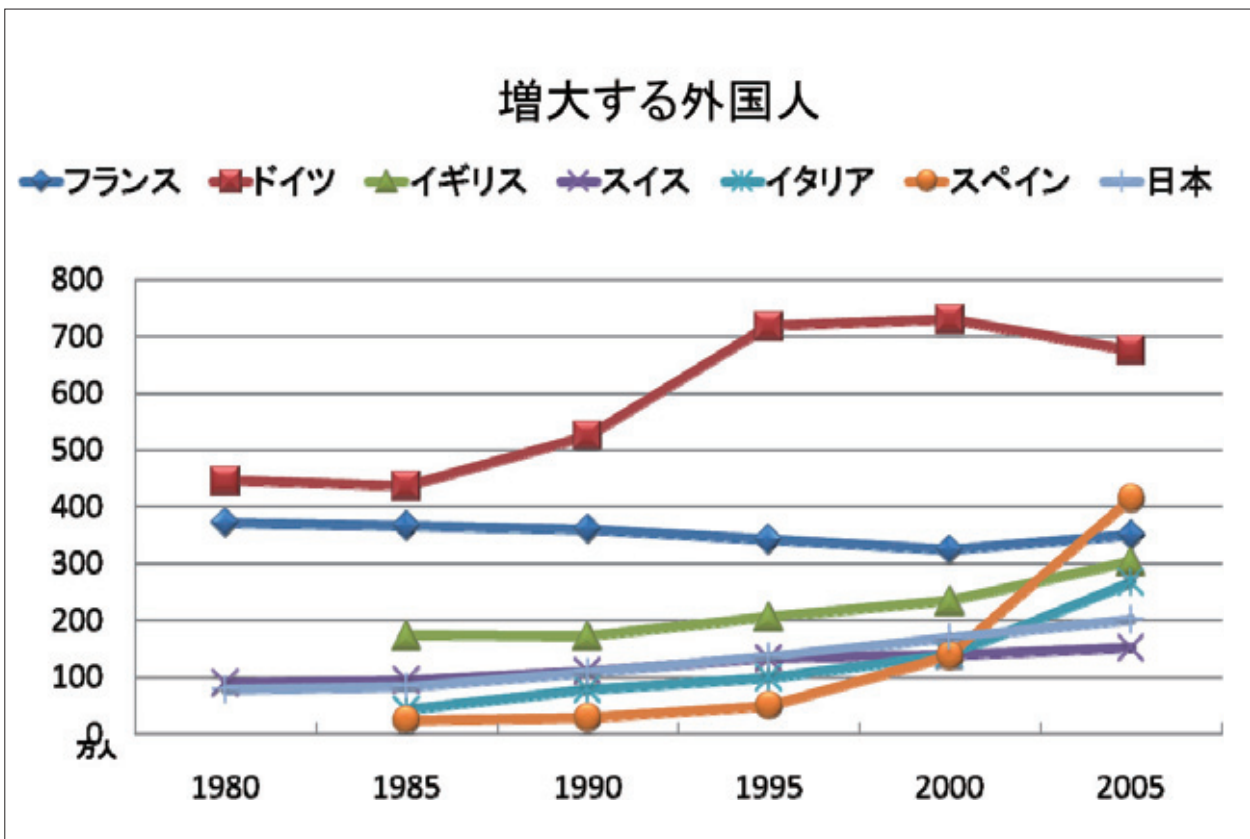


図1 ヨーロッパ主要国と日本の外国人人口（OECD調べ）

しかし容易ではない共生

しかし、現実には、EU主要国では、非ヨーロッパ系移民への差別、排除の事件が後を絶ちません。2005年秋にも、フランス、パリの郊外で移民の若者たちによるとみられる、差別に抗議する「暴動」が起き、世界の耳目を集めました。



図2 パリ郊外の「暴動」で焼かれたバス

アフリカやインド亜大陸からやって来る移民に対して、彼らがイスラームであることを理由にして警戒を訴える、あるいは反イスラームのキャンペーンを展開するという政治勢力もあり、これが問題化しております。それと関連があると思うのですが、非ヨーロッパ系の移民、トルコ人やモロッコ人やアルジェリア人については、20～25%という高失業率が記録されております。これは大変大きな問題です。

従って、EUおよび欧州評議会は、人種差別をシリアスな大きな問題と見なし、これをなくすキャンペーンを展開しています。1999年に発効したアムステルダム条約の中では、民族や宗教などを理由とする差別に対処する権限をEUに認めていますので、これから先さらにEUは反差別の行動を強めていくだろうと思いますが、これは将来楽観を許しません。私が共同研究で今取り組んでいる研究の一つも、ヨーロッパで移民の社会的統合が果たして可能なのかという問題です。

EU市民権はアジアに何を示唆するか

最後にEU市民権について見ていただき、それがアジアにとって実現可能なのか考えてみましょう。まずは「市民のヨーロッパ」を作らなければいけないとい

うことが基本です。そのためにEU諸国民にたいし、共通市民権を設定するという思い切った提案がなされ、動き出しました。その内容としては、国境を越えての自由な移動、自由な居住を認めること、住んでいる他国において地方議員、欧州議会議員の選挙に参加できること、などが定められています。これは1993年発効のマーストリヒト条約の中に盛り込まれました。ヨーロッパに、開かれた、かつ連帯感のある市民社会をつくるという注目すべき試みだと思います。ただし、EU加盟国間の相互主義という限界の下にありますから、第三国の国籍の住民は排除されてしまい、この点の改善が求められることになりましょう。

しかし、こういったことが果たして東アジアで将来可能でしょうか。これは最後のポイントです。東アジアでは、まずは、歴史への反省が必要であり、いうまでもなく、まず日本の果たすべき課題であり、それが出発点となりましょう。そして、開かれたナショナリズムへ向けた多国間主義における対話・理解・調整が必要だろうと思います。日本が東アジアの共同体構築にイニシアチブを取ることでなくても、多国間主義の立場に立たなければいけません。これは、ヨーロッパを見ていると非常に大事なことであることが分かります。さらに、多国間交流への自治体・NGO・市民の参加の保障も必要です。今のところ、「東アジア共同体」がいわれても、まだ政府間、首脳間のいろいろなステートメントのレベルにとどまっていて、それだけでは全く不十分です。

さらに基本的なことを申しますと、アジアにおいては、ヨーロッパ人権条約に当たるものはありません。難民条約、国際人権規約のような諸条約にアジアの国々も加盟するようにはなりましたが、アジア諸国民が真剣な討議と合意にもとづいてつくる人権条約が必要ではないかと思います。

ヨーロッパのように国境を越えた自由な移動、自由な居住を認めるということは、現実にこれだけ経済的格差の大きいアジアの中では大変難しい。しかし、より公正な移動と滞在は実現していかなければいけないのではないかと思います。特に、日本が超低賃金で研修生を迎え入れている、あるいは人身取引と見まごうような女性たちの移動が南アジアから行われている。こういうものをただすことは必要です。

それから、国境、国籍を越える市民権については、ヨーロッパのようにトータルなものは不可能としても、家族が一体で生活する権利、つまり合法的に滞在している外国人は家族を呼び寄せることを認める。あるいは、韓国で既に実現していますが、外国人地方参政権を認めていく。そうしたことを積み上げていくことはできるのではないのでしょうか。

コミュニティ（共同体）を、人々の信頼ある持続的な結び付きという意味に考えるなら、経済的な自由貿易協定や連携協定だけでは不十分です。地域格差の是正のための何らかの仕組みを作らなければなりません。ヨーロッパのようにはいかなかもしれないが、EUの地域開発基金や構造基金のような形が可能かどうかを検討すべきだと思います。

アジアには、片方に少子高齢化の国があり、片方で相変わらず人口増を続けている国がある。そうした人口の不均衡の下で人の送り出しと受け入れは続いていくのだらうと思いますが、ここから実質的な多文化共生へと向かわなければいけ

ません。多文化共生とは曖昧な言葉ですが、移動した人たちの定住を認めるとか、家族とともに生活することを認める、あるいは彼らの文化を尊重するという形で受け入れを進めていかなければいけないでしょう。日本もこの点は不十分ですが、台湾やシンガポールのケースを見ても、多文化共生とはいえないような外国人労働者の受け入れをしています。時間がないので、最後に、市民間連携による人権監視という課題の重要性だけを指摘しておきます。私がシンガポール、香港、台北などで聞き取りをしてきて、まず始めなければならないと感じているのがこのことです。

ご清聴、ありがとうございました。

発表 1



日本の市民社会と21世紀の課題

「市民社会」から「市民政治」へ

都築 勉 (信州大学経済学部教授)

「市民政治」というのは、市民社会に比べて耳慣れない言葉だと思います。もしかすると、今日のテーマから少し離れてしまうかもしれませんが。東アジアの市民社会と21世紀の課題という共通論題には、恐らく各国の事情を述べるだけでなく、それらを通じて東アジア地域の連帯の可能性を探る意図が込められているでしょう。それに対して、私の話は日本人にありがちな内向きの関心の吐露に終わる恐れがあります。けれども、上手にお話しできれば、一国の国民的統合の刷新の在り方を探ることによって、問題を共有する国々の方々とのコミュニケーションの拡大が図られると信じます。

3階建ての「市民社会」

「市民社会」という日本語は、意味がいわば3階建てになっています。それらはちょうど20世紀の1930年代、60年代、90年代の三つの時代に作られました。まずはブルジョア社会としての市民社会です。一例を挙げると、戦前の1932年刊行の『日本資本主義発達史講座』に収められた講座派マルクス主義者の平野義太郎の「ブルジョア民主主義運動史」では、市民社会はブルジョア社会と同じ意味で用いられています。これに対して、1950年代の後半から、高度成長による新中間層の増大を背景にして、新しい市民層の出現が指摘されるようになります。1957年に社会学者の加藤秀俊が著した『中間文化論』がその代表です。同じ時期に政治学者の松下圭一も大衆社会の誕生を告げましたが、彼がその担い手を「市民」と表象するのは1966年以後のことです。当時、加藤秀俊は日本の社会と文化の構造がひょうたん型からちょうちん型に変化したと述べましたが、現在の日本で起きていることはそれと反対の動きかもしれません。

さて、市民という象徴は、1958年の警察官職務執行法の改正に反対する運動

において、「市民の皆さん、立ち上がってください」という呼びかけが作られることにより、政治の舞台に登場します。同時に作られたのは、「デートを邪魔する警職法」というスローガンでした。市民の私生活を守る観点から、国家権力の暴走に抵抗する姿勢の表れです。そして、新しい日米安全保障条約の強行採決に反対する1960年の運動の中で、市民という象徴は広く浸透することになりました。1965年にアメリカが始めた北ベトナム爆撃に抗議する「ベトナムに平和を！市民連合」（通称「ベ平連」）の運動により、市民運動という言葉も定着します。

市民社会という日本語にさらに新たな意味が付け加わるのは、1989年の東欧諸国の自由化・民主化を契機とする新しい市民社会論の台頭によってです。この際は、反権力だけでなく、資本の横暴な振る舞いに対する警戒心も含まれていました。けれども、市民社会がもともと市場経済の成立による経済人の誕生によって支えられていたことを思い起こすならば、アンチ市場経済に徹することは、新しい市民社会の基礎をひとえにモラリズムに求めることになるのではないかと私は思います。

以上のような「市民社会」という日本語の3階建ての意味構造の各階を識別するために、ここでは政治学者の高島通敏に倣って、第1と第2の市民社会をそれぞれ「ブルジョア的市民社会」と「大衆的市民社会」、そして第3の側面を取りあえず私の言葉で「アソシエーション的市民社会」と呼んでおきます。

ブルジョア的市民社会

ブルジョア的市民社会とはどういう社会だったのでしょうか。1972年に刊行された丸谷才一の『たった一人の反乱』という小説があります。防衛庁行きを断って通産省から家電会社に天下りした主人公に、友人が「今の日本で市民というと、つまり何だろう」と問うところからこの小説は始まります。主人公には明治の自由民権時代の地方の名望家の血が流れていて、市民社会の大前提としての自由を、自分のときはどんなことがあっても守りたい、他人のときはなるべく守りたいと考えています。このあたりに表題の由来があるのでしょう。

しかし、彼の日常生活は、長年彼の家に仕えた有能な「女中」によって支えられています。彼女がある日「家を出て行く」と宣言する。そこで主人公は、市民社会とは奴隷のおかげで存立していたものではないかと気が付くのです。この小説が書かれたのは1972年です。その時代に、まだこういう小説がリアリティを持っていた。というより、作家はその時代に、あらためて自由な市民社会の本質を描いて見せたのだと思います。

そういえば、20世紀の初めの10年間に、次々と傑作を世に送り出した夏目漱石の作品には、処女作の『吾輩は猫である』から遺作の『明暗』に至るまで、「下女」と呼ばれる女性が登場します。猫の首を最初に捕まえて放り出すのも、坊っちゃんを育てたのも「下女」です。『明暗』の若い夫婦が毎日恐ろしく理屈っぽ

い話をされているのも、「下女」がいて身の回りのことをしてくれるからです。

野上弥生子の大作『迷路』は、戦前の日本の市民社会の様子を克明に描き出しています。例えば、当時この軽井沢に山荘を持っていた人の世界です。今日、軽井沢銀座でソフトクリームを食べているのは、大衆的市民社会の若者です。それに対して、森の奥に一步足を踏み入れれば、そこにはまだブルジョア的市民社会の名残があります。『迷路』が伝えるのは、戦前の日本でブルジョア的市民社会を形成した人々が、どこまでも文化や芸術を愛し、イギリスやアメリカとの友好な関係を望み、野蛮な軍国主義や、ドイツやイタリアとの軍事同盟を憎んでいたという事実、そしてその彼らに日本の戦争を止める力が決定的に欠けていたという事実です。

戦後になっても、敗戦直後の混乱は別として、しばらくはブルジョア的市民社会の生活様式は続きます。私は最近、小津安二郎の『お茶漬の味』という1952年の映画を見て、驚きました。主人公の夫婦が住んでいるのは、そんなに大きな家ではありません。典型的なプチブルというところでしょう。妻は、しょっちゅう芝居を見に行ったり、食事に出席したりして遊んでいます。夫はこの時代に海外出張をするようなエリートサラリーマンですが、地方の出身らしく質素で、お茶漬が好物なのです。妻はそんな夫を少しばかりにしています。いろいろ行き違いがあるのですが、よりを戻して夫婦でお茶漬を食べようとします。しかし、妻はご飯や漬け物がどこにあるのかを知りません。台所に入ったことがないのです。もちろん、「女中」という役割の人がいるからです。

1952年というのは、私が生まれた年なのですが、同じ年に作られた黒澤明の名作『生きる』は少し趣が違います。有名な映画なので、ご存知の方も多いと思いますが、主人公は市役所の市民課長です。それまで無為に過ごしてきた彼は、余命が短いことを知り、雨水のたまる窪地を公園に造り替えるために奔走します。市役所には土木課や公園課や衛生課などがあって、縦割りの組織になっています。市民課というのは、市民の苦情受付窓口でしかありません。この窓口で、子供を背負ったおばちゃんたちが「窪地が不衛生だから何とかしてくれ」と陳情に来るのです。これは市役所だから市民課なのか微妙なところ。町役場だったら町民課かもしれない。しかし、とにかく市民という言葉が役所の課の名前に出てきます。もう少しで、大衆的市民社会の時代に入ります。

大衆的市民社会

大衆的市民社会の時代については、時間の関係で、最初の方で述べたことだけで済ませたいと思います。ただ、それが成立し始めた1950年代後半、すなわち昭和30年代の人情と風景を描いた、山崎貴の2005年の映画「ALWAYS三丁目の夕日」や、城山三郎の1975年の小説『官僚たちの夏』をテレビ化したものが最近評判になったことだけを申し添えておきます。恐らくこの時代に物心がつき、今日60

代に差し掛かりつつある団塊の世代の人々の郷愁を誘ったのだと思います。

団塊の世代について、最近『1968』という上下2冊で2千頁を超える大著を出した小熊英二は興味深いことを述べています。彼らが生まれた戦後間もない頃、日本は発展途上国状態だった。農村部ではまだ和服を着て、坊主刈りやオカッパ頭だった子どもたちが、成長して20年後にはジーンズに長髪姿となった。「発展途上国に育ったベビーブーム世代が、高度成長で先進国に激変した社会に感じた、激しいギャップと摩擦現象」が1960年代後半の大学紛争、すなわち若者たちの叛乱の原因だったという見方です。

もとよりさかのばれば、日露戦争の翌年の1906年に高等学校に入るために姫路から上京した哲学者の和辻哲郎も、第1次世界大戦が始まった1914年に同じく兵庫県から上京した哲学者の三木清も、東京という大都会の光景に驚いています(前者の『自叙伝の試み』1961年と、後者の『読書と人生』1942年を参照。和辻の場合は熊本から大学に入るために上京する主人公を描いた夏目漱石の小説『三四郎』(1909年)と時代背景が重なります)。

しかし戦後の1950年代後半から60年代にかけて起きたことは、東京の著しい変容のみならず、地方から東京へやって来る若い人々の圧倒的増大でした。しかも当時におけるテレビや週刊誌などの新しいマス・メディアの登場は、全国の人々の生活様式の均一化に大きく貢献しました。こうして大衆的市民社会が成立したのです。

アソシエーション的市民社会

さて、1989年からちょうど20年がたちました。当時の日本はバブル経済の真ただ中で、昭和天皇の死去とリクルート事件、天安門事件とベルリンの壁の崩壊と冷戦の終焉に遭遇しました。これらの出来事のつながりが、日本にとって何を意味するのかは、もちろんすぐには分かりませんでした。中国研究者の中嶋嶺雄は、天安門事件が弾圧される恐らく直前の時点で、それを60年安保と比べています。中国も市民社会的成熟の段階を迎えたというのです。

少し後になりますが、ソ連研究者の下斗米伸夫は、91年のソ連の8月革命を見て、ソ連で初めて市民社会と国家の争いが行われ、市民が国家に勝利したと述べています。出来事の本質を突いているとは思いますが、どこか対岸の火事という感じです。ところが、事態はただちに日本に跳ね返ります。

まずは1990年の湾岸危機です。リクルート事件が自民党の首相候補者を総なめにした結果、首相になったのは、竹下派によって世論向けに担がれた海部俊樹でした。この弱い首相の下で、日本はそれまでの平和主義の練り直しを迫られます。それまでの平和主義とは、国際紛争に対して何もしないことでした。かつてのアジア・太平洋戦争を引き起こした国として、国際紛争に自主的に関与しないことには、それなりの意味がありました。いわば謹慎の状態です。しかし、冷戦

の終焉により、安全保障のパラダイムが変わったのです。日米安保条約を結んでいるアメリカに対しても、もちろん他の国々に対しても、国際紛争の解決における日本の努力を示す必要が生じました。

この1990年代前半という時期は、国内ではちょうど政治改革が議論されていたときで、不安定な政権が続きました。しかし、細川・羽田の両首相はともかく、この時期に海部・宮澤・村山というどちらかといえばハト派の首相が相次いだことを、私は大変興味深く思っています。これらの首相たちが多少とも国民を意識して選ばれたのだとすれば、そのことは、日本国民が簡単には平和主義を捨てようとしなかったことを意味します。しかし、それは、日本の市民社会が自分たちが作る政府を通じて世界で果たす役割を決断し損ねたことでもあります。求められていた国内における社会契約の結び直しが将来へ引き延ばされたとは私は考えています。

日本の困難はさらに続きます。1995年は戦後50年でした。昭和天皇の死去に際しても彼の戦争責任についての議論が生じましたが、戦後50年に当たって、各方面で歴史の総点検が行われました。そして、そうした作業は冷戦の終焉がもたらした世界中における歴史の見直しの動きと、東アジア諸国の著しい経済成長、ならびに自由化の進展という文脈の中に置かれたのです。日本でも、戦前と戦後の歴史を統一的に理解する物語が求められました。丸山眞男や司馬遼太郎がよく読まれたことには、そうした背景があったと思われます。

この年、1995年には、阪神大震災とオウム真理教徒による地下鉄サリン事件が発生しました。科学史家の米本昌平が述べたように、この二つの出来事は市民社会の安全という観念を大きく変えました。それはもはや軍事的な意味だけでなく、テロ対策、保健衛生、環境保全、そして災害対策などを総合的に含むようになったのです。そうであればこそ、そうした総合的な意味での有事に対応する自衛隊の行動などについても、立法化する必要が認識され始めました。ここでも日本の市民社会と政府の間の社会契約の結び直しが日程に上ったと私は思います。2003年以後の一連の有事立法の制定が、果たしてどれだけそれに応えるものだったかは問題です。

一方で、阪神大震災の悲劇は多くのボランティア活動を生みしました。誰に言われなくても、自分にできることをしたいという気持ちを少なからぬ人々が抱いていて、実行に移すことが分かりました。大阪のホテルから、毎日バイクで神戸まで物資を送り届けた作家の田中康夫は、2000年に長野県知事選挙に立候補して当選を果たします。彼が知事在任中にどれだけの業績を実現できたかは疑問ですが、それまで血縁・地縁・業界縁に何重にも縛られていた地域社会に、田中を応援する多種多様なグループが自発的に作られたことは事実です。そのようなボランティア・アソシエーション（自発的結社）による相互支援こそ、国家から自立した市民社会の存在のあかしだと、多くの人々によって考えられました。

1998年には、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）も施行されました。名称が市民活動促進法なら、立法の趣旨はより明解になったでしょう。私が1990年代の新しい市民社会論の理念を「アソシエーション的市民社会」と呼ぶのは、それらのことのためです。

市民政治への展望

そうした結社形成が建国以来盛んなのが、アメリカであることは言うまでもありません。そして、そのことを名著『アメリカのデモクラシー』で最初に発見した19世紀のフランスの思想家、アレクシス・ド・トクヴィルが、アソシエーション的市民社会論の源流に位置付けられました。専制的支配の確立を、一人一人のばらばらな個人によってではなく、無数の結社形成によって未然に防止するという構想において、トクヴィルと丸山眞男の思想的類似性を指摘する人も少なからず存在します。けれども、私は何よりも市民社会の政府形成能力の発揮に注目したいと思います。そういう観点から見ると、そもそも選挙で政権を交代させたことがない市民社会などというものがあるのでしょうか。

先にも述べましたように、1990年代の日本は数多くの困難に直面しました。しばしば「失われた10年」といわれています。私はむしろ何ものかを探し求めた10年だったと思います。それは21世紀の日本の新たな国家像の模索でした。しかるに、それに先だって存在し、それを担うのは、日本の市民社会なのです。既に少子高齢社会に突入していますし、今年中に国内総生産で中国に抜かれるという予測もあります。経済の拡大に重点を置く従来の国家像は、もはや完全に行き詰まっています。われわれはそもそも社会契約によって何を政府に委ねるのかという政治の原点が問われているのです。私が市民政治の必要を言うのはそういう意味です。

考えてみれば、21世紀に入って以来の日本の政治は小泉政治でした。安倍・福田・麻生の3内閣も、2005年の郵政選挙での自民党勝利の所産です。この間、アメリカで2001年からブッシュ大統領が2期8年務めたのと同じ時間が経過しました。アメリカの市民社会は、既にオバマ新大統領を選出しています。日本の市民社会は市民政治の権利の行使によりいかなる政府を選択するのか、1カ月あまり先の機会を注目したいと思います。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

摘要

第36回 SGRA フォーラム in 軽井沢「東アジアの市民社会と21世紀の課題」

日本の市民社会と21世紀の課題

「市民社会」から「市民政治」へ

2009年7月25日 信州大学経済学部教授 都築 勉

はじめに

高島通敏編『現代市民政治論』(2003年)(高島「市民社会」とはなにか」、都築「丸山眞男における政治と市民」などを含む)と『高島通敏集』全5巻(2009年)のこと。

1、小説と映画に描かれた日本の「ブルジョワ的市民社会」

「下女」「小間使」「女中」のいる家。

夏目漱石の『吾輩は猫である』(1905年)から『明暗』(1916年)まで。

野上弥生子の『迷路』(1936-56年)。

丸谷才一の『たった一人の反乱』(1972年)。

小津安二郎の『お茶漬の味』(1952年)の台所。

黒澤明の『生きる』(1952年)の市民課長。

2、「大衆的市民社会」の成立

1950年代後半(昭和30年代)からの変化。高度成長による新中間層の増大。

松下圭一の「大衆国家の成立とその問題性」(1956年)と「『市民』の人間型の現代的可能性」(1966年)の間。「大衆」から「市民」へ。

加藤秀俊の「中間文化論」(1957年)。「ひょうたん型」から「ちょうちん型」へ。

60年安保における市民運動の誕生。



3、「新しい市民社会論」と「市民政治」の展望

1990年代(「失われた10年」)の論壇(都築「隠れたる市民社会-引き延ばされた社会契約の結び直し-」『社会科学研究』(第58巻第1号)(2006年)参照)。

同時代の中国並びにソ連認識。

中嶋嶺雄「鄧小平は勝ったのか」(1989年)。天安門事件と60年安保の比較。

下斗米伸夫「新ロシア革命はどう展開するか」(1991年)。「市民社会」と「国家」の争いで「市民社会」が勝った。

政治改革。

佐々木毅の「20世紀的政治システムの融解」(1990年)と『政治はどこへ向かうのか』(1992年)。「冷戦の重しがとれることによって、紛争の種がふえる」。

栗原彬「市民社会の廃墟から」(1993年)。「市民社会もまた、明るさと清潔さの中に静かに腐っている」。

1995年、阪神大震災と地下鉄サリン事件。

米本昌平「震災が切断した戦後精神史」(1995年)。安全保障観の変化。

田中康夫『神戸震災日記』(1995年)。ボランティア。

1998年、特定非営利活動促進法(NPO法)施行。

トクヴィルと丸山眞男への関心。アソシエーション論。

歴史の見直し。

加藤典洋『敗戦後論』(1997年)。戦前と戦後を架橋する主体の形成の問題。

日米安保の再定義。

伊丹敬之「「安全保障不況」の日本」(1995年)。「第二の「60年」」が必要だ。

寺島実郎「柔らかい安全保障の試み」(1998年)。在日米軍基地の縮小と多国間地域安保への段階的移行。

小泉改革の成果を問う2009年の総選挙。政権交代がない「市民社会」はあるか。

発表 2



韓国の市民社会と21世紀の課題

「民衆」から「市民」へ

―植民地・分断と戦争・開発独裁と近代化・民主化

高 熙卓 (延世大学政治外交学科研究教授、SGRA 研究員)

皆さん、こんにちは。韓国の市民社会を考えると、最近では議会での乱闘騒ぎが国際的なニュースに流れたり、大きな自動車工場で組合側と非組合側、あるいは国家との衝突があったり、もう少しさかのぼると盧武鉉大統領の自殺もありました。東アジアにおいて市民あるいは市民社会を独特な形で進めてきた韓国社会の歴史を、もっと深く、長い視点で見なければ、あの激しい対立や、いろいろな意味での複雑さを理解していただくことは難しいだろうと思って、あえて韓国の近現代100年ぐらいの時期を五つの時期に区分して見てみたいと思います。

都築先生の発表にもありましたが、1990年代から新しい市民社会論がありました。特にハーバーマスは、ベルリンの壁の崩壊を受けて、従来の市民社会論への積極的・肯定的な評価を下しています。ハーバーマスの新しい市民社会論で提起する市民という観点、都築先生のお話では1990年代以降の概念、つまり「市民」を当面の秩序に対して、政治的に参加・抵抗する自律的主体という意味とするなら、一般に韓国社会において「市民」あるいは「市民社会」という言葉はそれほどなじみ深いものではないと思います。それが意識的に使われ始めたのは、20世紀末前後からです。それ以前のいわば民主化時代において、その意味を担ったのは「市民」ではなく、その代弁者役を自任した民主的知識人も含めた「民衆」でした。それはどうしてなのか。また、20世紀末前後の変化は何を意味し、その背景には何があったのか。韓国近現代における知的大衆の「時代的関心」を概括しながら、これらの問題について皆さんと考えたいと思います。

第1期：19世紀末―植民地期

大きく四つの時期に区分していますが、第1期は19世紀末の朝鮮王朝が没落し、植民地化された時期です。そこで、その原因の解明や問題解決といった時代的関心をめぐって、大きく二つの流れが生まれます。一方は、福沢諭吉の言葉ではあ

りますが、「政府あれど、国民なし」という現状に気付き、そこから独立・主権的国民国家形成への方途および「国民」形成を図ろうとする流れです。それを仮にAとしますと、Aは主に啓蒙・言論・学校設立運動などを展開していきます。

もう一方は、特にロシア革命以来なのですが、独立の問題を、それまで政治・経済的に阻害されてきた人民を主体とする階級革命論と連動させようとする流れです。独立と階級開放といった「二重の課題」を提示していたわけですが、それを仮にBとしますと、Bは主に下層階級とかかわる運動を展開していきます。

この1期において特徴的なのは、植民地化が進み、さらにアジア・太平洋戦争期の強圧体制の下では、韓国人の植民地体制の「同化」あるいは「転向」の問題が起こらざるを得ないということです。一般に国内で活動し、体制内的接近を中心としたAの流れにおいて、その現象が顕著に見えます。それが後のいわば「親日派」の問題の種になるわけです。

第2期：解放・分断(1945)と戦争(1950-53)期

第2期は解放・分断と戦争の時期ですが、米ソによる冷戦と分断は、南北の領土的分断だけでなく、南での理念的分断をも招きます。「南北・左右対立」が構造化してきますが、特に南（韓国）では、民族統一政権の模索より反共政権の創出が第一目標とされ、一般にAの流れはそれに参加あるいは包摂されていきます。そこで特徴的なのは、民主主義や法治の理念・制度といった重要な基盤が構築されたことです。しかし、それは「反共」のための制限付きのものでした。そこからの問題が民主化期まで尾を引いていきます。

その分、Aの流れにおいて顕著だった植民地問題の清算は棚上げになる一方、Bの流れは完全に排除・弾圧され、一部の人たちは北へ合流するけれども、残ったものは韓国の中では伏流せざるを得なくなるという状況が生まれます。特に戦争は、左右対立を、単なる理念対立ではなく、生存の問題として増幅されたイメージで、人々の心の中に刻印されていきます。そして、戦争の後、Bの流れは思想的に完全にタブーになり、レッド・コンプレックスの一般化とともに、「人民」という言葉自体が死語化されていきます。これが後に「民衆」という表現が選択される背景ともなります。今日まで、この時期に対する歴史認識や「親日派」問題をめぐる「保守」と「進歩」との激しい対立が持続される温床が、この時期に構造化されたといえます。

第3期：開発独裁と近代化期(1960-70年代)

次は、1960～70年代のいわば開発独裁と近代化期です。この時期は、朴正熙という海外にも知られた大統領のカリスマ的支配による、上からのAの流れへ

の疾走という現象が特徴的な時期です。彼は、国際的な反共ベルトにおける垂直的分業体系への編入によって、輸出中心の工業化に基づく経済成長戦略を取ります。そして、第4次にかけての「経済開発5カ年計画」を立てて実践していきます。その中では、「民生」を重要な政治目標に掲げ、国家主導型の経済開発・農村改良運動を通じて、Aの流れにおいて下からの参加を調達する方法を採ります。そして、「国民教育憲章」や「新しい村運動」を展開します。経済成長と「民生」はある程度達成されつつありましたが、政治的には「反共独裁」と長期執権に傾斜していきます。特に「韓国的民主主義」という表現を取り、1972年には「10月維新」という独裁体制を敷きます。

そのために、少数の大学生や知識人による独裁・長期執権への反対闘争にぶつかるわけですが、その際、韓国社会ではある意味では伏流していたBの流れが喚起されていきます。その際には朴大統領が植民地時代に、日本の陸軍士官学校出身だという「親日」経歴や、軍事クーデターによる執権の不当性、韓日国交正常化における「過去史」未清算の問題、あるいは経済成長から阻害・排除され続ける「民衆」や「地域」問題などがそこに絡んでいます。

第4期：民主化期(1987年-1990年代)

その後、朴大統領の暗殺と全斗煥政権の独裁期を経ることになりますが、その次に民主化期になるわけです。その画期となったのが1987年6月抗争と呼ばれる民主化運動です。そこで特徴的なのは、その民主化運動が「開発独裁の逆説」、つまり経済成長から形成されつつあった「中間階層」の子供世代（大学生・ホワイトカラー）による反逆であったということです。

1979年の朴大統領の暗殺後の政治的空白期に、それまで疎外地域であった「光州」での民主化示威への武力鎮圧（1980年の光州事件）が起こり、また、それに乗じて政権を握った新軍部政権の独裁がその反逆のきっかけになります。そこから韓国社会の中では偶像破壊的な反逆の様相を帯びた民主化運動が起こり、それまでタブー視された、あるいは棚上げにされてきた問題が全部出されて、それへの全面的な挑戦という形で展開されていきます。

歴史の流れから言いますと、第3期で喚起されたBの流れに基づいて、いわば「遅ればせ」のマルクス主義が大流行する現象が起こり、民主主義自体も「民族・民衆民主主義」の性格を強く帯びていきます。また「親日派」が問題化され、それまでタブー視された北朝鮮や社会主義国家への親近感、それと対照的にアメリカへの反感などが一般の人々の中にまで広がるようになります。この時期はいわば「民衆」がその民主化運動の中心部に位置するようになり、その分、「市民」というのは、ヘーゲルやマルクスのいう、宮島先生の発表にもありましたように、否定的ニュアンスを持つブルジョアと同一視され、それほど重要な位置を与えられませんでした。

しかし、そのような状況で、市民社会、あるいは市民を考えると、その分

水嶺として大統領直接選挙を求める「1987年6月抗争」の成功は重要だったと思います。それはいわば下からのAの流れの完遂ともいえるものですが、そこから「民衆」自らの政治的参加が日常化し、それまで独裁によって押さえ付けられていたBの流れの政治、あるいは経済的要求の爆発的な噴出といったダイナミックの様相も現れた時期でもありました。

それにしても、やはり「市民」への注目や評価の転換点は「1987年6月抗争」からだだったと私は考えています。1987年の民主化運動の成功は、学生運動や社会運動に専念するそれまでの「運動圏」だけでなく、いわば「非運動圏」の一般の大学生や「ネクタイ部隊」といわれた会社員たちの大衆的参加がもっとも決定的でした。それは私から見れば、韓国社会における「市民」あるいは「市民社会」の出現（Cという新しい流れの出現）という構造変化を象徴するもののように映ります。その新しい流れは、その後、1989年の「経済正義実践市民連合」の創設活動を皮切りにして、さまざまな市民団体の登場と活動につながっていったのでした。

ポスト・民主化期(1990年代以降)

では1990年代以降はどうかについて、試論的な話しではありますが、少し私なりに展望を述べさせていただきたいと思います。1990年代以降の韓国社会においては、参加民主主義、いわゆる下からの民主主義的な参加というのは既に一般化したと思います。また2000年に「非営利民間団体支援法」が制定され、新しい流れとしてのCへの有利な条件はさらに備えられつつあると思います。皆さんよくご存じの蠟燭集会や盧武鉉大統領の「参与政府」の出現はその象徴だといえます。

しかし、その「参与政府」への反発から、実用政府を掲げた現政権が執権するようになったこと、2006年現在で市民団体は5500個余りにすぎず、しかも「市民なき市民運動」といわれる現象などについても考えなければならぬと思います。そのような状況は何を示唆するものなのかについて、結びに代えて考えたいと思います。

一つは、民主主義や法治の制度的定着、持続的な経済発展による「中間階層」の形成、グローバル化の進展、多様な国籍者の移入などで、韓国社会は既に価値や利害の多元化が進んでいる社会だといえます。そのような状況の中で、現政権の執権や「市民なき市民運動」の現況は、Bのパラダイムに基づく原理主義的な接近や政治万能主義的姿勢に傾く「市民団体」に対する、いわば生活世界からの「無言の回避」の結果ではないかと考えられるからです。つまり、いまの韓国社会では、生活世界から立ち上がる、それまでとは違う「市民」の形成や活動への模索が課題として求められていると思います。

もう一つは、「参加民主主義の逆説」といえるものに対しても注意を傾けるべきではないか。多様な価値や利害の対立が存在する社会において、いかに葛藤や

対立を調整・管理していくかは重要なポイントだと思いますが、一方による直接行動のパターンは他方の直接の反発を招き、場合によっては直接衝突をも生む危険性をはらむわけです。歴史的にみて、それが政治的混乱の増幅や一般の人々の脱政治化につながる危険性はなかったかと考えているのです。また、そこには大衆社会における同調現象と少数者・他者排除の危険性もはらまれているからです。

その意味で今日の韓国社会における市民あるいは市民社会は、大きくいって、Bの流れからCの流れへの模索期・過渡期を迎えているのではないかと考えています。

以上、現在の展望もふくめて韓国の市民社会と21世紀の課題についての報告を終わります。

摘要

第36回 SGRA フォーラム in 軽井沢「東アジアの市民社会と21世紀の課題」

韓国の市民社会と21世紀の課題

「民衆」から「市民」へ ―植民地・分断と戦争・開発独裁と近代化・民主化

延世大学政治外交学科研究教授、SGRA 研究員 高 熙卓

0. 問題提起

「市民」を当面の秩序に対して政治的に参加・抵抗する自律的主体という意味とするなら¹、一般に韓国社会において「市民」あるいは「市民社会」という言葉はそれほど馴染み深いものではない。それが意識的に使われ始めたのは20世紀末の前後からである。

それ以前のいわば民主化時代において、その意味を担ったのは、「市民」ではなく、「民衆」（その代弁者役を自任した民衆的知識人も含めて）だった。

それは何故か。また20世紀末前後の変化は何を意味し、その背景には何があったか。韓国近現代における知的大衆の「時代的関心」を概括しながら、これらの問題について考えたい。

1. 19世紀末－植民地期

朝鮮王朝の没落と植民地化（1910）に伴い、その原因解明と問題解決といった時代的関心をめぐって、大きくいって、二つの流れが生まれた。

一方は、「政府あれど、国民なし」の現状に気づき、独立・主権的国民国家形成への方途および「国民」形成を図ろうとする流れ（A）。主に啓蒙・言論・学校設立運動など。

もう一方は、とくにロシア革命以来、独立の問題を、政治・経済的に疎外されてきた「人民」を主体とする階級革命論と連動させようとする流れ。「二重の課題」（B）。主に下層階級運動。

植民地化が進み、またアジア・太平洋戦争期の強圧体制のなか、「同化」・「転向」の問題。一般に国内・体制内の接近中心の（A）において顕著。いわば「親日派」問題の種。

2. 解放・分断(1945)と戦争(1950-53)期

米ソによる冷戦と分断は、南北の領土的分断だけでなく、南での理念的な分断をも招く。「南北・左右対立」の構造化。

南（韓国）では、民族統一政権の模索より反共政権の創出が第一目標とされ、一般に（A）はそれに参加・包摂。民主主義や法治の理念・制度といった基盤構築。だが、「反共」のための制限事項つき。そこから

の問題が民主化期まで尾を引く。

その分、（A）において顕著だった「植民地問題」の清算は棚上げになる一方、（B）は排除・弾圧され、一部の人は北へ合流するが、韓国ではそれが伏流せざるをえなくなる。

とくに戦争は、左右対立を、単なる理念対立ではなく、一般に生存の問題として増幅されたイメージで刻印。戦争後、（B）は思想的タブーになり、レッド・コンプレックスの一般化とともに「人民」は死語化。後に「民衆」がその代わりとして選択される。

今日まで、この時期に対する歴史認識や「親日派」問題をめぐる「保守」と「進歩」との激しい対立が持続される温床。ex.（B）の『解放前後史認識』（1979）、「反民族問題研究所」設立（1991）、（A）の『解放前後史再認識』（2006）

3. 開発独裁と近代化期(1960-70年代)

朴正熙大統領のカリスマ的支配による上からの（A）への疾走。

国際的な反共ベルトにおける垂直的分業体系への編入によって、輸出中心の工業化に基づく経済成長戦略。ex. 1-4次の「経済開発5ヵ年計画」（1962 - 1981）

「民生」を重要な政治目標に掲げ、国家主導型の経済開発・農村改良運動を通じて下からの参加を調達。ex. 「国民教育憲章」（1968）、「新しい村運動」（1970）

経済成長と「民生」はある程度達成されつつあったが、政治的には「反共独裁」と長期執権に傾斜。ex. 「10月維新」（1972）と「韓国的民主主義」

他方、少数の大学生・知識人による独裁・長期執権への反対闘争にぶつかる。その際、朴大統領の「親日」経歴、軍事クーデタによる執権の不当性、韓国国交正常化における「過去史」未清算、経済成長から疎外・排除されつづける「民衆」や「地域」問題などがそこに絡み、分断・戦争期に伏流せざるをえなかった（B）の喚起。

4. 民主化期(1987年-20世紀末)

「開発独裁」の逆説。経済成長から形成されつつあった「中間階層」の子供世代（大学生・ホワイト・カラー）による反逆にぶつかる。

朴大統領の暗殺（1979）後、政治的空白期に疎外地域であった「光州」での民主化示威への武力鎮圧（光州事件、1980）とそれに乗じて政権を握った新軍部政

¹ ハーバマス『公共性の構造転換』1990、第二版。序文における「新しい市民社会」の可能性についての言及参照。

権の独裁がその反逆のきっかけになる。

偶像破壊的な反逆の様相を帯び、それまでのタブーや棚上げにされてきた問題への挑戦として展開。喚起された(B)に基づいて、「遅ればせ」のマルクス主義流行現象、民主化要求も「民族・民衆民主主義」の性格。「親日派」問題化、北朝鮮や社会主義国家への親近感、米国への反感など。その分、市民は否定的ニュアンスをもつブルジョアと同一視される。(cf. Hegel, Marx)

その分水嶺として、大統領直接選挙を求める「1987年6月抗争」の成功。下からの(A)の完遂。

その延長線上で「民衆」自らの政治的参加が日常化し、それまで独裁によって押え付けられていた(B)の政治・経済的要求の爆発的な噴出といった様相。ex.「労働者の大闘争」、農民闘争、全国教職員労働組合(全教組)結成など。

だが、「市民」への注目や評価の転換点もやはり「1987年6月抗争」からだった。その成功の要因として、非「運動圏」の一般大学生と「ネクタイ部隊(=ホワイトカラー)」の大衆的参加が挙げられるが、それは韓国社会における「市民」・「市民社会」の出現(C)といった構造変化の象徴でもあった。その流れは、「経済正義実践市民連合」(1989)の活動を皮切りにして、「環境運動連合」(1993)、「参与連帯」(1994)など、さまざまな市民団体の登場につながる。

5. ポスト・民主化期(21世紀) ー結びに代えて

韓国社会における参加民主主義は拡大一路。さらに(C)への有利な条件は「非営利民間団体支援法」制定(2000)で備えられつつある。蠟燭集会・「参与政府」(2002)の出現はその象徴。

しかし、その「参与政府」への反発から、2007年大統領選挙で「実用政府」を掲げた現政権が執権。その一方、市民団体は5500個あまりに過ぎず(『2006年韓国民間団体総覧』)、しかも「市民なき市民運動」現象の露呈。

これは何を示唆するものか。民主主義や法治の制度的定着、持続的な経済発展による「中間階層」形成、グローバル化の進展、多様な国籍者の移入などで価値や利害の多元化が進むなか、(B)の政治万能主義的接近・原理主義的対決に傾きがちな「市民団体」に対する生活世界からの「無言の回避」ではないか。生活世界から立ち上がる「市民」団体や活動への模索が求められる。

また参加民主主義の逆説に対しても注意すべきではないか。一方では、多様な価値や利害の対立が直接衝突を生む危険性、それが政治的混乱の増幅と脱政治化へ。他方では、大衆社会における同調現象と少数者・他者排除の危険性。(cf. ワイマール共和国からナチス・ドイツへ)



【質疑応答】

■ 宮島

韓国は外国人の地方参政権を認め、外国人基本法などの法制化を行った点では、むしろ日本よりも一歩先に進んだ印象を与えられるのですが、こういうものが下からの民主主義を示すのか、それともトップダウンの決定を示すのか。その辺を市民運動の現れと見ていいのかどうかをお聞かせください。

■ 高

私自身は政治学科の所属で、こういうものに慣れてはいますが、実は専攻が日本の政治思想史で、先生より韓国のその辺の事情に対しては詳しくないかもしれません。先ほど先生の報告を聞いて、「そうか。そういったものをいつか新聞で読んだな」という感想でした。

その意味であくまで個人的・主観的な答えになるかもしれませんが、私は下からの圧力が強かったのではないかと思います。つまり、長く伏流せざるをえなかったBの流れが爆発的に噴出するようになった時期においては、そのパワーに勢いがありましたが、そのBの流れというのは、その底辺に政治的・経済的・社会的な弱者への思いやりといったものを確かにもっているわけで、移住者に対しても、そのような視点で市民運動からの圧力はあったのだらうと思います。

■ 平川

お三人の先生方のご報告は、本当に勉強になりました。一つは宮島先生に質問ですが、先生のご報告で、ヨーロッパの経験は、戦争を終えて人権というところに視点が行き、そこからヨーロッパの統合の動きが出てきたと私は理解したのですが、アジアの場合も、人権というところがすごく重要ではありますが、アジア的な進む道、Asian Wayがあるとしたら、ヨーロッパ的な方向でしかないのかどうか、先生はそれをどうお考えでしょうか。アジアの場合は戦後どういうことが起こったかという、まず国家を作るところから国際関係を構築していかなくはいけないという、歴史的な課題を背負わなければならなかった。それがいわゆる内政不干渉という考え方に結び付いて、今日においては逆の問題が起きています。例えば、台湾問題というのはそういうところで、国家ではないので、ASEANプラス3の中には入れない。そういうことを考えたときに、どういう具合にアジアの将来像を描いたらいいのでしょうか。

都築先生のご報告はすごく面白かったのですが、宮島先生の報告と全く対照的なですね。市民というものを考えたときに、戦争の後に、あくまでも日本の中の市民問題になってしまって、国際的な市民の関係というのは完全に消えてしまうという構造になってきた。ところが、70年代以降は、日本は経済の領域での



国際化が問題になってきた。それと市民という概念はどうかかわったのでしょうか。今日のご報告ではその部分がほとんど消えてしまっているわけです。宮島先生と都築先生は、同じ出発点から起こるけれども、全く違うところに市民という概念が出てきているという印象がありまして、そういう問題をどう考えたらいいのでしょうか。国際化と日本の市民概念との関係がどういうものだったかを教えていただけたらと思います。

宮島 私は都築先生のお話を、そのようには受け取らなかったのです。対立するとはあまり考えていませんが、これは後で都築先生からお答えがあると思います。

私に対する質問ですが、私が言いたかったのは、アジアのナショナリズムとヨーロッパのむしろ反ナショナリズムという二つの出発点の違いを確認する必要があるというだけです。私は、ナショナリズムが悪だというよりは、むしろヨーロッパのナショナリズムは、ヨーロッパの人たちが問題だと感じたという点を強調したかったのです。

アジアにおいては、植民地支配を受け、そこからの独立という課題をそれぞれの国が背負っていましたから、ナショナリズムや民族の誇りを回復する、あるいはアイデンティティを確かなものにするというのは、絶対不可欠の過程であったと思います。ただ、半世紀たちましたから、ここから先、アジアの中の統合を考えるときに、ヨーロッパをここであらためて眺め渡してみることも一つ参考になるだろうと思います。これは根本的な問題なので、後でまたパネルディスカッションで話しましょう。

それから、都築先生のご報告の中で、例えばベ平連のことにお触れになったのですが、これは日本の運動がある意味で日本の外に目を向けたことの表れではないかと思っています。

都築

私の報告の一番弱いところを、早速突いていただいたと思っています。自分が好んで今まで読んできた戦後の日本の思想家たちは、日本の市民社会について論じたのですが、彼らはやはりネーション（国民国家）を絶えず対極に置いて考えていたと思われます。ですから、市民社会主義者であると同時に、国民国家論者であったわけです。それは非常に教科書的な理解で、宮島先生には怒られてしまうかもしれませんが、市民が国民を名乗るようになったのがフランス革命で、元来ネーションと市民あるいは市民階級は、表と裏の関係にあったのではないかと思います。市民や市民社会が、日本の文脈で考えたときに、まずとことん頑張っただけで対抗すべき存在は、一つは絶対主義、もう一つはファシズムだったわけで、絶対主義とファシズムに対抗する、あるいはそういう意味での専制的な支配から自立することが、市民社会の課題であったわけです。しかし、それは国民国家を建設することとは矛盾しないというか、ナショナリズムとデモクラシーを結び付けるのだという形で、何らかの予定調和的なものが考えられていたと思うのです。

ですから、私の今日の話も勉強不足でかなり内向きの話だったと思いますが、戦後に市民や市民社会という問題が語られる文脈では、むしろネーションの自立や独立という、例えば明治維新前後に福沢諭吉のような人が語った課題を、もう一度戦後に語り直したところがあります。では、果たしていつそれに対する転機が訪れたのでしょうか。例えば1980年代になって、日本の国際化が経済の領域で問われたというか、アジアに対してもう一度、その関係を結び直していく必要が出てきたと思うのです。

これも後でパネルディスカッションのときにも話題になるかと思いますが、例えば丸山眞男さんのような人は、「戦後日本は開国した」と言うのです。これは戦国時代と明治維新に匹敵する戦後の第三の開国を言うのですが、私の印象では、むしろアジア諸国に対しては、戦争責任等の問題があって、戦後しばらくは関係を結べなかったわけです。鎖国していたわけではありませんが、開国ということが、果たして1945年からすぐ言えたのかというと、1980年ぐらいまでは先送りされていたのではないかと思います。だからこそ80年代以降に、かつての日本の帝国主義的な支配は何であったのか、戦後それを清算し切れているのかといったことが、あらためて問われるようになったのではないかと思います。

発表 3



フィリピンの市民社会と 21 世紀の課題

フィリピンの「市民社会」と
「悪しきサマリア人」

中西 徹 (東京大学大学院総合文化研究科教授)

かつてフィリピンにおける貧困の象徴といわれたスモーキーマウンテンは1995年に閉鎖されたはずだったのですが、スモーキーマウンテンの向かい側にごみ捨て場ができてしまって、現在もそこに2万人程度の方々が居住なさっています。実は、こういった貧困の状況は、フィリピンでは、それほど珍しいことではありません。

今日は、貧困層の人たちが大部分を占めるフィリピンで、「市民」という言葉はどういう意味を持つのか、どうしたら彼らが市民として活躍する場が得られるだろうかということについて考えてみたいと思います。すなわち、「市民社会」を「People's Organizationsが結び付き、『市民』の権利獲得と自立のために構成されるネットワークの集合体」として定義するとすれば、フィリピンの貧困層が、政治権力から独立した、あるいは自立のためのネットワークを形成する「市民」に、どうすればなり得るかということについて話をしてみたいと思います。ただ、私自身は市民社会論についてはずぶの素人で、フィリピンにおいては現在、新中間層をめぐる新しい市民社会論も議論されているように思いますが、その議論には踏み込めないことをお詫びいたします。



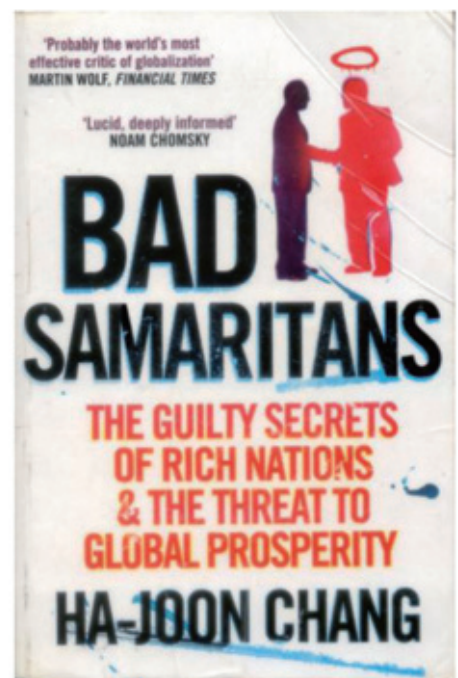
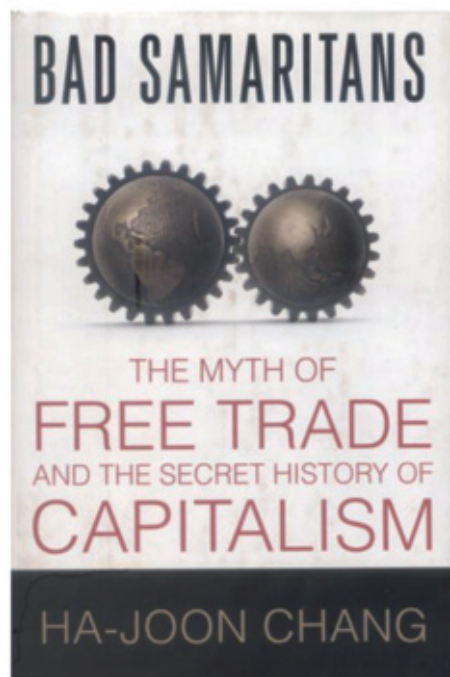
図1 スラムの風景

悪しきサマリア人と梯子外し

タイトルの「悪しきサマリア人」というのは風変わりですが、当然、聖書の譬えにある「善きサマリア人」という言葉に対するものです。2007年にケンブリッジ大学のHa-Joon Chang先生が「Bad Samaritans: The Guilty Secrets of Rich Nations and the Threat to Global Prosperity」をお書きになり、非常に感銘を受けました。この本自体はベストセラーになりましたが、私の知っている限りにおいては、韓国では「好ましからざる本」に指定されてしまったと聞いています。ただ、韓国でもベストセラーになりました。アメリカでも、ペンタゴンの中では閲覧禁止の処分を受けたといわれている本です。この本をわざわざ取り上げたのは、この本で言っている「悪しきサマリア人」が、フィリピンの市民社会を考える上で非常に参考になるのではないかと考えたからです。

聖書の「善きサマリア人」の逸話は、一言で言えば、自分が不利益を蒙ることが予想されるにもかかわらず、人々を助ける行為です。こういった行為がキリスト教における一つの理想だと議論されてきたわけです。従って、「悪しきサマリア人」は、私なりに解釈すれば、人を助けると見せかけて自分の利益を追求する行為ということになると思います。

Ha-Joon Chang先生の議論では、実は世銀、IMF、WTO、あるいは先進工業諸国が実際にこういう行為を行っているのではないかということになります。これはもちろん日本も含むわけです。そういった国々が、実は自分たちの利益のために、発展途上の国々に対して梯子を外しているのではないかということです。



Chang, Ha-Joon (2007),
*Bad Samaritans: The Guilty Secrets of Rich Nations
and the Threat to Global Prosperity*, Business Books.

図2 Bad Samaritans

Chang, Ha-Joon (2003),
*Kicking away the Ladder :
 Development Strategy in
 Historical Perspective*,
 Anthem Press.



図3 Kicking away the Ladder

「梯子外し (Kicking Away the Ladder)」自体は、Alfred Marshallの言葉で、後からキャッチアップしてくる人たちを追い落とそうということです。このタイトルをつけた本の中で、Ha-Joon Chang先生は、「かつて先進国は開発初期において保護政策を実施して幼稚な産業の保護を行ってきたが、いざ覇権を握ると自由化と言い出す。ところが、現在の発展途上国に対しては、発展初期の段階から自由化を要求している」と議論しています。従って、基本的には新自由主義を真っ向から批判する議論であるために、例えばスティグリッツやチョムスキーからは非常に高く評価されていると聞いております。

これとフィリピンの議論はどう関係するかということですが、初期条件として社会階層の固定性(図4)があります。フィリピンの場合、地主と資本家が富の70%ぐらいを占めているともいわれます。ラテンアメリカでは土地保有についてのジニ係数は0.9ぐらいになりますので、1%にも満たない地主が99%の土地を

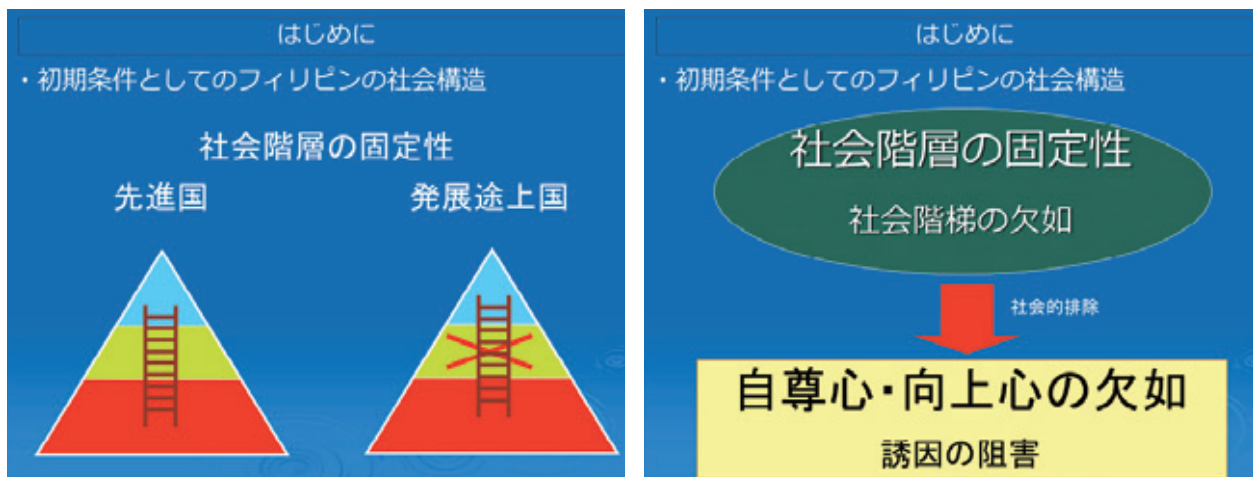


図4・5 初期条件としてのフィリピンの社会構造

Scott, James (1998),
*Seeing Like a State :
How Certain Schemes
to Improve the Human
Condition have Failed*,
Yale University Press.

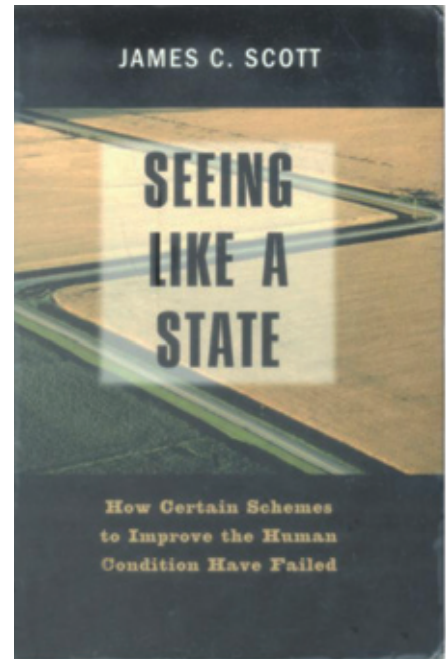


図6 Seeing Like a State

持っていることになりますが、フィリピンはそこまではいきません。しかし、地主であり資本家である少数の人たちと、大多数の貧困層あるいは農民からなる世界であるというのは、見当がつくと思います。こういったところで、底辺の人たちが市民として独立し得るのかということが今日のテーマです。

もう一つの私の議論の視点は、政治学のJames Scott先生が著した“Seeing Like a State”という本です。ここでは、二つの概念を対立させて議論しています。ひとつはsimplificationという言葉で、政府が統治しやすいように、効率を重んじたシステムを見やすいように作るということです。一見効率が良く見えるのですが、実はその反対に、大多数を占める市民の人たちが作り上げてきた「民衆知」が壊されてしまっているのではないかと。こういったことが、多くの発展政策が失敗に終わった原因ではないかということを、さまざまな事例を使って解き明かしています。

今日の私の発表には貧困層が市民となり得るかというテーマであるわけですが、私がここで強調したいもう1点は、貧困層の人たちは決して劣った人ではないということです。つまり、彼ら自身が非常に実践的な民衆知を持っている。それを何らかの形で組み入れた開発が望ましいということで、これは誰しもが思うところではないかと思います。

二段階「梯子外し」仮説

ここでお話ししたいのは、二段階「梯子外し」仮説についてです。第一段階は先進国が発展途上国の梯子を外すということですが、発展途上国の中で富裕者層が貧困層の梯子を外すことが行われているので、二重に梯子を外されてしまっているのが貧困層ではないかということです。

このBad Samaritanの人たちにある基本的な発想は、貧困層や発展途上国については、ほどほどの貧困を改善すればいいのではないか。その過程で利益を得るプロジェクトであれば、なおさら望ましい。しかし、彼らにキャッチアップの機会を可能にするような環境を与えてはいけないということです。そういう形で「援助」が行われていたと考えると、幾つかの援助は、かなりこれに当たっているのではないかと思います。

二段階の「梯子外し」仮説の第一段階は、Chang先生の議論の受け売りで、Bad SamaritanはIMFや世銀やWTOなどの国際機関、それを支えている先進国です。私がここで付け加えたのは、これと同じことが発展途上国の国内についてもいえるということです。つまり、発展途上国の政府とそれを支えている富裕層は、実は貧困層の所得の増大と国内の所得分配の改善という大義を重んじているように見せかけながら、実は逆に貧困層のキャッチアップを阻害するような制度を巧妙に作り上げている可能性があるということです。

このような制度の下では、フィリピンにおける貧困層はいつまでたっても貧困の穴から抜け出すことはできませんし、市民社会の単位としても登場できないのではないかということになります。

悪しきサマリア人による「市民」のデザイン

A：農業―「緑の革命」

今日、お話ししたい「二重梯子外し」の事例が二つあります。一つは「緑の革命」という非常に有名な開発援助です。発展途上国の食糧危機を救ったということで、先日お亡くなりになったノーマン・ボーローグ博士は、「緑の革命」の中心的指導者としてノーベル平和賞を受賞しました。実際、開発経済学の中でも非常に高い評価を得ているわけですが、ここで私が強調したいのは、その問題点です。

このプロジェクトは、米の単一栽培であり、基本的にはF1種がほとんどです。在来種は非常に生産性が低いので、高収量品種を作る。これは稲の丈が低いので、背丈の高い在来種のように台風に遭っても倒伏しない。感光性が低いので、光を浴びても葉が必要以上生い茂ったり必要以上に伸びたりしない。高耐肥性ですから、肥料をあげても、穂をいっぱい付けてくれるけれども、茎や葉は伸びない。そして、早熟です。特に、モンスーン型の気候であれば1年3期作も可能なのです。しかし、これには費用がかかって、大量の水が必要となり灌漑排水設備や圃場整備が不可欠です。化学肥料・農薬をパッケージで散布しなければいけない。農業機械も必要である。当初は費用がかかりすぎて農民の負担が多いということで批判されていましたが、最近ではむしろその持続可能性についての問題が議論になっています。これについてはまた後でお話しますが、ここで注目しておきたい点は二つあります。一つは、農業機械、化学肥料・農薬といった生産資材や圃場整備には大きな費用が必要だということです。もう一つは、高収量品種は、

いまやF1種がほとんどですので、毎年、特許を持った種子会社から種を買い付けることになります。こういったことから、アグリビジネスがもうかる仕組みになっているということが指摘されています。

B：教育一人のための教育

もう一つの事例として挙げたいのは、「緑の革命」ほど悪い事例ではないと思っているのですが、「万人のための教育」(Education for All) という考え方です。これは、ユネスコ等により「ダカール行動枠組み」の中で宣言されたこととし、ミレニアム目標の中でも、特に初等教育(読み書き)の重要性が掲げられています。国際的にもコンセンサスを得られていることから、これに対して反論するつもりは全くありません。しかし、このEducation for Allを終えてしまえば、それで教育に対する援助はもういいのではないかという発想が、どこかにあるように思えてならないのです。これをフィリピンについてお話ししてみたいと思います。私が言いたいのは、Education for Allはあくまでも必要条件であり、非常に重要な援助ですが、それ以降の話になると、さまざまな思惑が絡んでいるのではないかということです。

「点」を結ぶ

A：農業

先ほどの緑の革命の例に戻りますと、Bad Samaritansのケースの一つは、先ほどScottの例でお話ししましたが、「画一化」(simplification)です。画一化というのは、効率化を求めるがゆえにF1種や化学肥料を投入する結果、コストとして生物多様性や持続可能性などの問題を引き起こしてしまったのではないかということです。

今までは農家同士の交換を通じて種子を守ってきたわけですが、これが一つの種子、あるいは少ない数の種子になってしまうことによって、生物多様性が失われ、長期的には病虫害に弱くなる可能性が出てきてしまいます。また、化学肥料・農薬を多投することによって、地下水が枯渇して塩害が起きます。バングラディッシュではヒ素が出ているという事例もあります。こういった「画一化」の推進によって、さまざまなコストが生じているということは、最近ではかなり分かってきていることです。

もう一つは構造的空隙の問題です。アグリビジネスと農民たちは、1対1のネットワークを実は結んでいるのです。毎年、種を買わなくてはならない。今まで農民たちが行っていた種子の交換がなくなることによって、農民間の社会関係はだんだん劣化してしまうのではないかと、そうすると自律的な共同行動を阻害する可能性が出てくるのではないかとというのが、私の視点です。

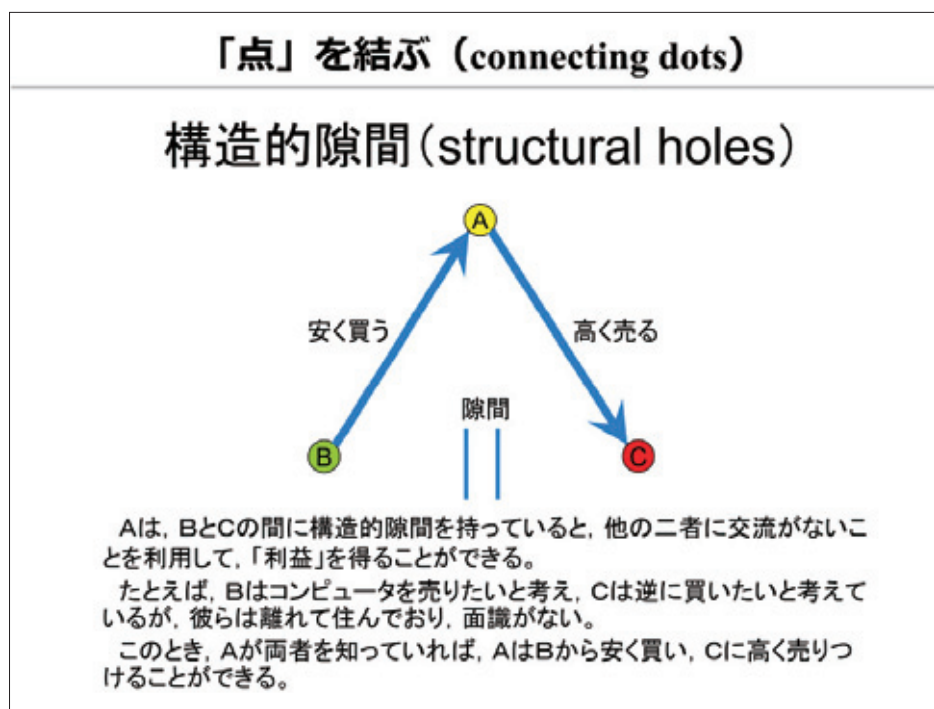


図7 点を結ぶ 構造的隙間

構造的空隙というのは、AとBとC、これはちょうど異性を二股にかけているというような状況を考えていただくと分かりやすいと思います。このときに注意しなければならないことは、自分が二股をかけている相手の間に、すき間を作って会わせないようにするということです。Aがアグリビジネスであり、BやCが農民です。するとアグリビジネスと農民の間に構造的な空隙が生じてしまいます。例えばAという人は、Bという人がコンピュータを売りたいことと、Cという人がコンピュータを買いたいことを知っています。しかし、BとCの間に何ら関係がないことを知っていれば、恐らくAさんはBさんから、できるだけ安くコンピュータを買って、できるだけ高くCさんに売りつける。これがベストです。これは、実は商社が行っていることですし、社会的に見て非常に効用があると思いますが、これを顔の見えるコミュニティの中でやってしまえば、人でなしということになってしまいます。

構造的空隙があれば、ビジネスチャンスになることを同時に意味しますから、これをアグリビジネスが放っておくわけがないのです。こういったことが可能になってくることが、しばしばあるのではないかとというのが、2点目です。

さらに、私がここで申し上げたいことは、オルタナティブがなければ、「緑の革命」も食糧増産のためには仕方ないのかもしれないのですが、実はそれがあるのです。それは、SRI (System of Rice Intensification) という、コーネル大学のNorman Uphoff先生が普及に専念している農法です。

1983年にイエズス会のフランス人のロラニエ神父が、マダガスカル島で考案した農法で、実は日本の片山佃先生という農業経済学者の分蘖（ぶんけつ）理論に依拠しています。これは一言で言えば、発芽後2週間程度の苗（乳苗）を間隔を開けて一本植えして、初期に雑草をたくさん取り、間断灌漑を行う。これは水

を入れたり干したりして、雑草の繁茂を防いだり、地中のバクテリアを育てたりするという考え方で、土着の技術や知識を必要としますが、実は発展途上国の農民たちも、程度の差こそあれ、既に多少なりとも知っていたことです。「緑の革命」が奪ってしまった知恵ですが、民衆知をまた手に入れれば、それによって彼らの伝統的なノウハウを取り戻せるのではないかということにもなります。

この農法の良いところは品種を選ばないことです。ですから、F1種を買わなくても済む。それから、化学肥料や農薬散布の必要はありません。その代わり堆肥が必要になります。マダガスカル島では、考案者がいたということもあって、10倍近くまで収量を上げたといわれています。これは非常に熟練したテクニックが必要で、自然条件によっても差が出ますので、とくに初めのうちは効果がありません。ですから、収量が2~3倍のところもありますし、5倍以上のところもあります。

私がこれに関して Kicking Away the Ladder ということを確認したのは、IRRI（国際稲研究所）がいち早く反応して、「国際稲研究所の実験農場で行った結果、SRIには効果がないことが分かった」という論文を発表したときです。これは非常に重要な点なのですが、SRIが成功するためには熟練が必要なのです。また、決定的な理論はまだ分かっていませんから、IRRIがもしも本来の役割を果たすのであれば、まさに、この原理を研究すべきところだと思うのですが、それについての言及はなく、今も完全に無視している状態にあります。

現在のところSRIには、その農法の生産性の高さを裏付けする確立された理論はなく、試行錯誤の状況ですが、今ひとつ注目すべき点は、農民たちの種子の交換や労働力の交換が復活して、彼らの間での社会関係が復活し得る農法だということです。私はそれが市民社会の基礎だと思います。今までは機械や農薬・除草剤に頼っていたものが、彼ら自身の労働によってできるようになりますし、自律的な農業協同組合の基礎もできることになると思います。

こういったことが、実は市民社会の充実につながると考えているのですが、まさにそれを妨害してきたのが、Bad Samaritanたちではなかったかという仮説が得られるわけです。

B：教育

教育について簡単に申し上げますと、フィリピンの場合は100%に近い人たちが初等教育を修了し、中等教育も貧困層にかなり普及しています。しかし、先に触れたように、優秀であっても高等教育は必要ないという発想が、どうもこの Education for All には見え隠れしているように思えてならないのです。

例えばフィリピンの場合、フィリピン大学が国内では最も優秀な学生たちが行くといわれている大学ですが、そこでは学部によっては奨学金制度がほとんどありません。私は都市の貧困層についての勉強をしてきました。大学院生の中からですので、25年ほど一つのスラムに住み込んで、彼らと同じ生活を送ってきたのですが、3年前、そのスラムができて40年間で初めて、フィリピン大学の合格者が出たのです。彼は塾にも行っていないし、何もしなくて受かったのですが、

問題は彼が入学を断念しようとしたことです。奨学金がないことが原因でした。授業料はそれほど高くないのですが、交通費が足りないということで、危うく入学をやめるところだったのです。これを知ったNGOが慌ててお金をかき集めて、行かせる手はずを整えたという状況でした。

こういったケースはまれかもしれませんが、もし私塾に行くことができれば、あるいは静かな環境が確保できれば、スラムからも多くの子供たちがフィリピン大学に行ける可能性があるということだと私は思います。確かにEducation for Allは必要ですが、実際は高度な高等教育への機会、あるいは社会活動に必須な人脈へのアクセスを妨害するようなことが行われている。私が強調したいのは、貧困層の中から選抜して地域貢献への必要性を十分認識させることが重要であり、それは可能だということです。ここがコミュニティの腕の見せどころで、実はフィリピンの現在の貧困層の中のコミュニティは、こういったことができる可能性を持っているのです。

実際、フィリピン大学に通っている彼の場合は交通費を工面してもらっており、それを、将来、何らかの形で返すことになります。現在も、時間があれば子供たちに塾のような形で教え、若者グループのプレジデントとして、コミュニティの活動に専念しています。それは、高校時代までの彼の引込み思案な性格からはとても考えられないことでした。このように、制度をうまく工夫すれば、コミュニティの中でもエリート教育ができて、将来彼らが市民として台頭していくに当たって必要なノウハウを得るようなことができるのではないのでしょうか。フィリピン大学を出れば、当然、階層横断的な人脈が育成されますし、貧困層地区間のプラットフォームも提供できることから、地域内のリーダーが育成できます。これがネットワークの深化につながり、市民社会の発展に寄与できるのではないかと思います。

以上が私の発表です。初めにBad Samaritanたちの行っていることを受け売りでご紹介しましたが、実はそこからさまざまなことが学べますし、援助を違った角度から見直すと、市民という観点からも、市民社会という観点からも、まだまだ勉強するところがあるのではないかと思う次第です。

発表 4



台湾・香港の市民社会と 21 世紀の課題

「国家」に翻弄される
「辺境東アジア」の「市民」

—脱植民地化・脱『辺境』化の葛藤とアイデンティティの模索

林 泉忠 (ハーバード大学客員研究員、琉球大学准教授、SGRA 研究員)

私は今日、台湾と香港の市民社会の特徴について報告いたします。まずタイトルについてですが、「『国家』に翻弄される」というのは、台湾と香港は近代以降、少なくとも2回以上、主権の帰属が変更された経験を持っているからです。それは、いわゆる「祖国復帰」も含みます。「辺境東アジア」は私が作った言葉で、4年前に出した本のタイトルにも付いています。こうしたいろいろな制約の中で、台湾と香港の市民社会はどのような形で展開されてきたのか、特に、いわゆる脱植民地化、あるいは脱「辺境」化の葛藤、アイデンティティの模索についてどのような関係にあったのかお話ししたいと思います。

今日の発表の内容を整理しますと、次の四つのポイントになります。

第1に、通常、市民社会を語るときには、主権国家の市民社会ですが、国家の形態が曖昧で、場合によってはそもそも国家ではない、あるいは植民地に置かれていた地域において、市民社会の形成は可能かどうかということが、一つの大きな課題です。2番目は、植民地時代を経験した台湾と香港ですが、それぞれの時代において、市民社会の形成過程はどのような特徴を持つのか。それはまさに一番重要なポイントになると思います。3番目は、特異な「国家」システムに置かれた「祖国復帰」後の台湾・香港は、いかに脱植民地化の困難に直面してきたのか。通常、植民地の終焉は、独立国家の建設という形になるのですが、台湾と香港はどちらかというと特殊な形で、祖国に復帰しました。このような地域において、いわゆるポスト祖国復帰において、脱植民地化の困難にどのように直面してきたのか、そして、それはこの二つの地域における市民社会の形成にどのような影響を与えたのか。最後に、こうした環境の中で、市民運動は、民主化要求と自らのアイデンティティの模索とどう連動しているのか。

以上が、今日発表する四つのポイントになります。私の今日の報告を通して、何らかの答え、あるいは答えるためのヒントを与えられればいいと思います。

市民社会と植民地

まず、「市民社会」と植民地との関係について、ごく簡単に説明します。「市民社会」実現の要件はいろいろありますが、私なりの理解で一つ重要なのは、自由な社会環境の保障と「市民」としての自覚、そして政治参加であると思います。それでは、植民地支配体制に置かれた植民地地域において、市民社会の形成が可能でしょうか。

私の結論から申し上げますと、植民地支配体制である以上、成熟した市民社会の実現は不可能であることは間違いないと思いますが、市民社会の形成の過程を考えれば、その一部は植民地時代においても形成し得ると考えます。ただし、植民地支配体制に置かれたこの市民運動の特徴として、ある意味で先天的に濃厚な反植民地支配体制の性格を持つことになると思います。

植民地台湾における「市民社会」形成の始動：1920年代の社会運動

台湾は1895年の日清戦争の末に、清朝から日本に割譲された日本最初の植民地で、それは1945年まで続きました。1895年からおよそ20年間は武力抗争の時代でしたが、1920年代からはハードな抵抗からソフトな抵抗に変わっていきます。平和的な手段で平等あるいは権利を求めていくということで、ある意味では文化的・政治的に自覚した運動の始まりと考えていいのではないかと思います。

この時代に、たくさんの文化的組織や政治団体が現れました。例えば台湾農民組合、台湾工友総連盟、台湾地方自治連盟、台湾共産党がありますが、その中で特に台湾文化協会と台湾民衆党は重要な存在でした。台湾文化協会は林献堂さんを中心に結成され、発展したわけですが、林献堂の台湾社会における地位は高く、蒋介石が初めて台湾に訪れたときに面会しています。やがて1927年に、台湾最初の政党である台湾民衆党が蒋渭水や蔡培火らを中心に結成されました。その内容は、文化の発展や文化の在り方の議論、植民地体制に置かれた台湾と日本本土との政治的・文化的差別の撤廃、さらには政治的参加の要求まで主張しましたが、その中でも、特に台湾議会の設置が重要な課題です。

この時期の台湾市民運動の特徴は、次の三つです。第1に、植民地支配体制との協力関係と矛盾です。例えば植民地政府側は、台湾民衆党の結成自体を認め、警察側も台湾民衆党が開いた討論会を認めました。ただし、警察側は末席に座って監視していました。ある意味では一種の協力関係ということですが、その内容は、やはり支配体制に対する反発、抵抗、あるいは支配体制の緩和などについてですから、植民地支配との矛盾が内包されていると考えていいと思います。

さらに、この時代に台湾で行われた運動は、母国（中国大陸）と連動しないという特徴がありました。運動の中の一部の人（例えば蒋渭水）が大陸の革命に参加しているようなこともありますが、特に直接連動はしていません。

さらに私が注目したもう一つの特徴は、多くの民間組織や刊行物の名称に「台



図1 台湾文化協会 1921 年創立時の主要メンバー。前列右から四人目は林献堂総理。
(出所：林柏維《台灣文化協會滄桑》、台北：台原出版社、1993 年)

湾」が付けられたということです。先ほどの台湾文化協会や台湾民衆党もそうですが、そのほか、刊行物で「台湾青年」「台湾民報」「台湾戦線」「台湾文芸」「台湾新文学」などがあります。それは台湾という自らの一つの名称を堂々と出現させることで、自らのアイデンティティを表しているのではないかと私は観察しています。

この時期に活発に現れたさまざまな社会運動の特徴は、いわゆる印刷資本主義を利用した近代的な手法で、全島的なネットワークの構築や広範な社会エネルギーの結集の試み、さらに権利の主張や圧迫された民族の自覚に表れた自由と平等の追求といった、多くの市民社会の形成に見られる要素が含まれているので、一種の市民社会の形成の動きだと私は見えています。

ただし、市民運動の要求と植民地支配体制との矛盾がさらに深くなりますと、植民地支配側は危機感を持って、ついに取り締まるようになりました。そして、1930年代に入ると、戦時体制へと突入し、あるいは「皇民化運動」の展開で、この台湾の最初の市民運動は挫折したわけです。



図2 日本統治時代最も影響力のある台湾誌『台湾民報』。
(出所：『孫学研究学報』23号)

植民地香港における「市民社会」形成の始動： 1967年暴動後の展開

香港の市民社会の形成の始動は結構遅く、1960年代以降です。

忘れてはいけないのは、1842年に南京条約で清朝からイギリスに割譲されて植民地になってからも、香港と中国本土の国境はずっと開かれて自由に往来できた時代が1949年まで続きました。その後も大勢の中国本土の人々が香港に流れて、ようやく香港に定住する人口が安定して、香港生まれの人口が過半数になったのが1965年です。人口が高い流動性を持つ社会は、自らの社会を形成するのが難しいですから、1960年代以降、人口が安定して自らの社会を形成していく要件をついに獲得したと考えていいと思います。

1967年に香港でイギリス植民地支配体制が始まって以来最大の暴動が起きました。これは中国の文化大革命とも連動した反英暴動という形で見られています。従って、香港の市民社会の形成は、1967年あるいは1970年代以降に展開されてきたと考えてもいいと思います。もう一つは、1980年代初期に返還問題が浮上したことです。香港市民が将来に危機感を感じて、市民運動を民主化要求あるいは自分の権利の保障の方向に進めていきました。特に注目すべきは、1960年代～70年代から「香港是我家」という共同体意識を形成し始めたことでしょう。香港は人口が流動的で、そもそも仮住まいの場所と考えられていましたが、1960年代から香港はわが家であると考えはじめ、自らの社会を形成していくという性格を持っていたのです。1970年代からたくさんの圧力団体が現れ、1980年代以降には政党もできました。その中では特にキリスト教工業委員会、匯点、民主同盟が重要です。民主同盟は香港民主党の前身です。この時期の市民運動の内容は、労働者の権利の擁護、植民地市民の福祉・地位の向上、中文の公用語化運動などが含まれています。

さて、この時代に特徴的なのはまず、植民地支配体制との微妙な関係です。香港は特殊な植民地といわれています。なぜかという、言動の自由、報道の自由を含めて高い自由が保障されているからです。それが意味で植民地支配体制と微妙な関係を維持したと考えられます。2番目の特徴は、市民運動は祖国とは必ずしも連動しないということです。1960年代末からの尖閣諸島防衛運動のように連動する場合もありますが、それは市民運動というよりも、ナショナリズムの運動と考えてもいいと思います。3番目の特徴は、市民運動を通して、香港人のアイデンティティをついに形成したことです。

返還後の異色な国家システムと 脱植民地化の困難

植民地終焉の形態において、香港と台湾は特殊な経験を持っています。それは独立国家を作るのではなく、世界的な範囲で見て異例な祖国復帰をしたということです。ここでの祖国復帰の意味は、台湾では1945年の「光復」、香港は1997



図3 1997年7月1日香港返還式典（出所：ネット画像）



香港では、夕方のテレビのニュースの前に、必ず中華人民共和国の国歌斉唱の短い映像を流している。

年の「回帰」ですが、それぞれ異色な国家システムに置かれたと考えています。

もちろん、内容はかなり違いますが、台湾の場合、二つのポイントが重要です。一つは、戦後初期（1945～49年）、中華民国に復帰しました。中華民国と台湾が一体化したわけですが、その過程においていろいろな問題が発生しました。特に、1947年の二・二八事件が大きかったです。「亡命遷占者国家」という言葉は、要するに現地の住民を支配した亡命移住者が作った国家という意味ですが、まさに戦後1949年以降の台湾の状況だと、政治学においてはよくいられています。

香港は事情が少し違いまして、祖国復帰した後、本土と違った政治体制・社会体制の下、いわゆる「一国二制度」としての特別行政区で運営されていきます。

さて、脱植民地化の前提として、不平等な旧支配体制の解体と、自らが主人公になる新支配体制の確立が不可欠であるといわれておりますが、台湾と香港はそれぞれ違います。台湾は、日本の植民地支配から外省人を主体とする独裁体制に変わり、香港は最高支配者は変わったものの、返還前の旧支配機構がほとんど維持されています。そのために、返還後の台湾政府（中華民国政府）と香港政府は、いずれも「脱植民地」を提起せず、「愛国」ばかりを提唱しています。

民主化時代における台湾の市民運動

民主化時代の台湾の市民運動を簡単に見ていきます。1990年に国会全面改正運動を要求する学生運動が起きて、それはやがて実現しました。同時期に抑圧されたマイノリティ団体が結成され、先住民、客家、女工、同性愛者それぞれが立ち上がって権利を主張し、それもある程度政府側にも認められたわけです。近年は、「社区」意識の高まりと、政治的参加、市政・環境・言語を含むテーマの多様化も現れています。

ポスト返還期における香港の市民運動については、まず政治的参加要求の高まりが一つの大きな特徴です。特に2003年には、香港市民の権利を脅かすと考えられた「23条」立法を市民団体の立ち上がりによって阻止し、普通選挙の要求を起こしました。議会は今でもまだ半数しか普通選挙が行われていませんが、それ以降、毎年7月、返還日にデモが恒例的に行われ、さらにそのデモの中にいろいろなテーマが出てきます。近年はさらに活発化して、市街地改造、埠頭移転、あるいは古木の撤去に反対する市民運動が立ち上がりました。



香港返還10周年のデモ（出所：ネット画像）

アイデンティティの模索・脱辺境化と重なる市民運動

最後に、アイデンティティの模索と脱辺境化と重なる市民運動について簡単に述べます。一つは、台湾の市民運動と「台湾人」のアイデンティティの確立・脱「辺境」化の連動、もう一つは香港の市民運動と「集合的記憶」の護持、すなわち、住民が自らこれまでに経験してきたことを守り、アイデンティティを維持するという動きです。

今後、二つの地域の市民社会の形成の行方はどうなるのでしょうか。もちろん、民主化がどう深化していくかということが大きなポイントですが、それとか

かわっているもっと重要な課題は、母国との関係をどう構築していくのか、それがどう変化していくのかということでしょう。さらに今まで置かれてきた国家システム自体が変わっていくかどうかによって、市民社会の形成の行方も流動的に変わっていくのではないかと私は思います。

表1 台湾・香港住民のアイデンティティ構造 (%)

(注)

①台湾の質問例：ご自身のことを台湾人だと思いますか、それとも中国人だと思いますか？または両方だと思いますか。

②「その他」は、分からない、難しい、無反応を含む。

(出所) 林泉忠を研究代表として政治大学(台湾)、香港大学の協力で2005年～2007年の11月に行った調査の結果に基づく。対象は18歳以上の現地住民、集めた有効サンプルは地域毎に1000強。

台湾・香港住民のアイデンティティ構造 (%)						
回 答	台 湾			香 港		
	2005/	2006/	2007/	2005/	2006/	2007/
沖縄人(台湾人/香港人/マカオ人)	56.0%	60.1%	53.0%	15.5%	13.3%	21.2%
日本人(中国人)	7.0%	4.8%	3.1%	28.1%	33.0%	21.7%
沖縄人で日本人 (台湾人/香港人/マカオ人で中国人)	34.3%	33.4%	40.0%	55.9%	53.0%	56.3%
その他	2.8%	1.6%	3.8%	0.4%	0.8%	0.7%

(注) ①台湾の質問例：ご自身のことを台湾人だと思いますか、それとも中国人だと思いますか？または両方だと思いますか。②「その他」は、分からない、難しい、無反応を含む。
(出所) 琉球大学、政治大学(台湾)、香港大学の研究チームは、2005年～2007年の11月に4地域で行った調査の結果に基づく。対象は18歳以上の現地住民、集めた有効サンプルは地域毎に1000強

表2 「独立」の是非をめぐる台湾・香港住民意識の比較 (%)

(注)

①台湾の質問例：もし中国政府が台湾住民に台湾の将来を自由に決めることを認めた場合に、台湾は独立すべきだと思いますか？

②調査には、「もし中国政府が認めなかった場合」のような質問も設けている。

③「その他」は、分からない、難しい、無反応を含む。台湾の調査は、「現状維持」も含む。

(出所) 林泉忠を研究代表として政治大学(台湾)、香港大学の協力で2005年～2007年の11月に行った調査の結果に基づく。対象は18歳以上の現地住民、集めた有効サンプルは地域毎に1000強。

「独立」の是非をめぐる台湾・香港住民意識の比較 (%)						
回 答	台 湾			香 港		
	2005/	2006/	2007/	2005/	2006/	2007/
独立すべき	59.3%	64.7%	55.4%	22.0%	25.3%	25.0%
独立すべきではない	18.9%	16.9%	17.4%	68.3%	69.0%	64.7%
地元住民が決めるべき	3.1%	3.8%	4.6%	3.9%	1.2%	4.6%
その他	20.9%	17.3%	22.6%	5.8%	4.4%	5.7%

(注) ①台湾の質問例：もし中国政府が台湾住民に台湾の将来を自由に決めることを認めた場合に、台湾は独立すべきだと思いますか？
②調査には、「もし中国政府が認めなかった場合」のような質問も設けている。
③「その他」は、分からない、難しい、無反応を含む。台湾の調査は、「現状維持」も含む。
④台湾の調査では、「独立すべき」は「台湾は元々独立した国」という意見を含む。
(出所) 琉球大学、政治大学(台湾)、香港大学の研究チームは、2005年～2007年の11月に4地域で行った調査の結果に基づく。対象は18歳以上の現地住民、集めた有効サンプルは地域毎に1000強

【参考文献】

- 『現代アジア研究 第2巻：市民社会』（アジア政経学会監修、慶應義塾大学出版会、2008年）担当部分：台湾におけるアイデンティティ政治の特徴：創造・想像・記憶が交錯する「近代性」（287-316頁）。
- 「『香港人』とは何か：戦後における『香港共同体』の成立から見た新生アイデンティティの性格」『現代中国』第74号、2000年9月、98 - 116頁

摘要

第36回 SGRA フォーラム in 軽井沢「東アジアの市民社会と21世紀の課題」

台湾・香港の市民社会と21世紀の課題

「国家」に翻弄される「辺境東アジア」の「市民」—脱植民地化・脱「辺境」化の葛藤とアイデンティティの模索

ハーバード大学客員研究員、琉球大学准教授、SGRA研究員 林 泉忠

0. 今回の報告のポイント

1. 植民地における市民社会の形成は可能か？
2. 植民地時代の台湾・香港における市民社会の形成過程はいかなる特徴をもつのか？
3. 特異な「国家」システムに置かれた「祖国復帰」後の台湾・香港はいかに脱植民地化の困難に直面してきたのか。
4. こうした環境の中で、市民運動は民主化要求と自らのアイデンティティの模索とどう連動しているのか。

I. 「市民社会」と植民地

1. 「市民社会」実現の要件：自由的な社会環境と「市民」としての自覚と参加
2. 植民地における市民社会の形成の可能性
3. 植民地における市民運動の特徴：濃厚な反植民地支配体制の性格

II. 植民地台湾における「市民社会」形成の始動：1920年代の社会運動

1. 背景：ハードな抵抗の時代からソフトな抵抗の時代へ
2. 性格：文化的・政治的自覚の始動
3. 主役：諸文化組織、政治団体：台湾文化協会（1921年）、台湾民衆党（1927）など
4. 内容：文化のあり方の議論、差別の撤廃、政治的参加の要求（「台湾議會」の設立）
5. 特徴：①植民地支配体制との協力関係と矛盾
②母国と連動しない
③多くの民間組織や刊行物の名称には「台湾」が付けられた⇒アイデンティティの萌芽
6. 挫折：戦時体制への突入と「皇民化運動」の展開で終焉

III. 植民地香港における「市民社会」形成の始動：1967年暴動後の展開

1. 背景：①67年暴動後の植民地体制の緩和
②1980年初期における返還問題の浮上
2. 性格：「香港は我家」共同体意識の形成と連動
3. 主役：諸圧力団体、政党：キリスト教工業委員会、匯点、民主同盟（民主党前身）
4. 内容：労働者権利の擁護、植民地市民福祉・地位の向上（中文の公用語化運動）など
5. 特徴：①植民地支配体制と微妙な関係
②「祖国」と必ずしも連動しない
③「香港人」アイデンティティの形成に決定的影響

IV. 返還後の異色な国家システムと脱植民地化の困難

1. 植民地終焉の形態：異例な「祖国復帰」（台湾：「光復」[1945年]、香港：「回帰」[1997年]）
2. 返還後の異色な「国家システム」
台湾：①戦後初期母国との一体化と葛藤（1945-49）
②「亡命遷占者国家」（1949年～）
香港：「一国二制度」下の特別行政区
3. 脱植民地の困難：脱植民地化の前提：不平等な旧支配体制の解体と自ら主人公になる新体制の確立
①台湾：外省人を主体とする独裁体制に変わる
②香港：旧支配機構は維持される

↓
返還後の台湾政府も香港政府も「脱植民地」を提起せず「愛国」のみ提唱

V. 民主化時代における台湾の市民運動

1. 下からの民主化要求運動
2. 抑圧されるマイノリティ団体の結成と立ち上がり：女工、先住民、客家、同性愛者
3. 市民運動の拡大：「社区」意識の形成、政治的参加・市政・環境・言語を含む議題の多様化

VI. ポスト返還期における香港の市民運動

1. 政治的参加要求の高まり：「23条」立法の阻止、普通選挙の要求
2. 「七・一」デモの恒例化と議題の多様化
3. 市民運動の活発：市街改造に異議、埠頭移転反対、古木撤去反対

VII. アイデンティティの模索・脱辺境化と重なる市民運動

1. 台湾の市民運動と「台湾人」アイデンティティの確立・脱「辺境」化
2. 香港の市民運動と「集合的記憶」の護持

【関連文献】

1. 『現代アジア研究 第2巻：市民社会』（アジア政経学会監修、竹中千春等編、慶應義塾大学出版会、2008年）担当部分：台湾におけるアイデンティティ政治の特徴：創造・想像・記憶が交錯する「近代性」（287-316頁）。
2. 『「香港人」とは何か：戦後における『香港共同体』の成立から見た新生アイデンティティの性格』『現代中国』第74号、2000年9月、98 - 116頁。

発表 5



ベトナムの市民社会と 21 世紀の課題

変わるベトナム、 変わる「市民社会」の姿

ブ・ティ・ミン・チー

(ベトナム社会科学院人間科学研究所研究員、SGRA 会員)

「市民社会」概念の変容

「市民社会」というのは、ベトナムではデリケートなテーマです。15年ほど前までは禁止されていた言葉で、みんなに避けられてきたテーマです。しかし、現在は、概念としては非公式ですが学界などの内部でよく議論されています。例えば最近「市民社会は怖くないものですよ」という記事がありました。もちろん、一般紙ではなく、電子新聞だけに掲載されたものです。そして議論する内容は、「市民社会はベトナムに存在するか」ということです。こうした状況を念頭にお話しします。

市民社会の概念の解釈には変化があります。その区切りはドイモイ政策の始まった1986年前後です。ドイモイの前は、政治・経済生活は国家主導型、思想面では主にマルクス主義の影響を受けていました。

しかし、ドイモイはオープンな政策なので影響もさまざまで、政治・経済・社会生活もいろいろなことが変わりました。以前は国家主導型の経済でしたが、市場経済メカニズムが採用されて経済が発展し、それによって富裕市民層・中間層が生まれました。その状況の中で、市民社会という概念のテーマも研究されるようになりました。例えば1990年代に「人民の諸組織」の研究が始められ、2000年代には「ベトナムにおける国民組織」というテーマも外国人学者と協力して研究されるようになりました。2004～2005年には、市民社会を評価するCSIプロジェクトがベトナムで実施されました。こうした中で、市民社会の概念の解釈も変わったのです。

いろいろな「市民社会」解釈

政府の中の市民社会についての認識は変わりましたが一致していません。参加型の市民社会は汚職との戦いなどに有益とする肯定的なとらえ方と、市民社会は

政府への対抗に利用されるという懸念があるという否定的なとらえ方がありません。さらに、マルクス・レーニン主義によれば、大衆組織は必ず政府に規定されるべきだという考え方もあります。つまり公式な文献には出ない言葉ですから、市民社会についてよく理解する人が少なく、このような議論は非公式なものです。

そして外国の目から見ると、例えばネオ・リベラリズムの考え方では、ベトナムでは市民社会になりうる潜在的な組織はあるが、まだ市民社会は存在していないということです。しかし、学術界などでは外国の影響を受けて、ベトナム的特殊状況を反映した定義を作りました。

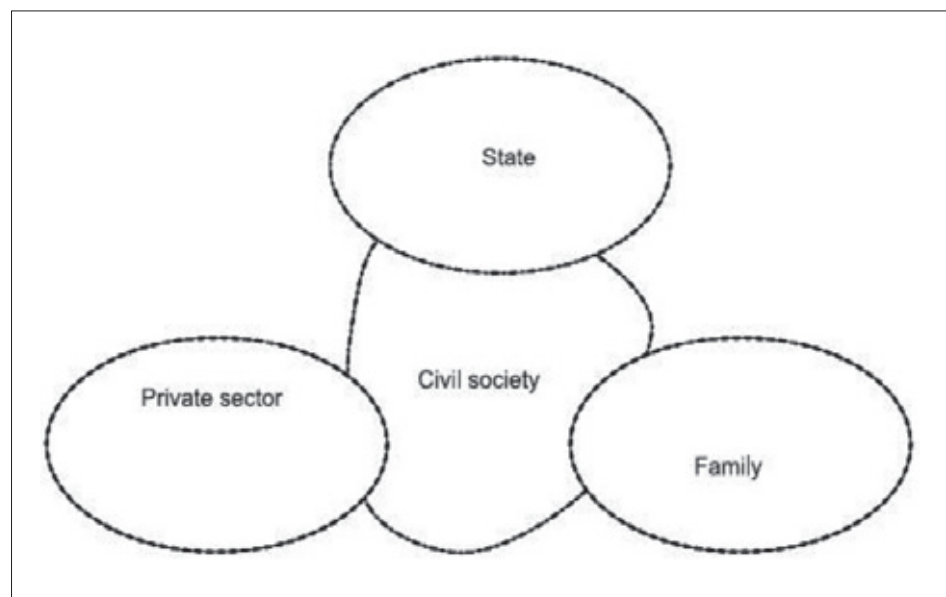


図1 国家と市場と家庭の間に存在するフォーラム
(CIVICUS CSI – SAT プロジェクト)

市民社会の定義は、例えば「国家と市場と家庭間に存在するフォーラム」です(図1)。これはとてもオープン的な定義で、みんなが集まり、共通な目的に向かって、自分の生活が良くなるために相談するフォーラムです。その場所は、国家と企業と家庭の間にありますが、ベトナムの特殊性として、国家と市場と家庭との境は薄く、曖昧ではっきりしません。結構、重なる部分もあります。国家との対抗性はありません。

そういう組織が市民社会組織であるとすれば、ベトナムには昔からあったという考え方もあります。封建主義時代、植民地時代の社会には、例えば近隣住民組織やギルドのように、相互利益のために力を合わせた人たちの自発的な組織があったのです。

しかし、戦争中、すべての大衆組織は祖国戦線に吸収され、政治目的を優先した大衆組織になりました。そして戦争が終わってから1986年までは、戦争の延長線上での政治目的を優先した大衆組織だけでしたが、ドイモイ以降は、例えばNPO、NGO、職業団体、非公式組織など、新しい組織が多く出来てきました。

市民社会評価 (Civil Society Index: CSI)

市民活動の構造

CIVICUSは、1993年に設立された市民社会を育成・保護する国際組織です。現在、ベトナムを含めて50カ国を対象に、一定の指標で評価するプロジェクトを展開しており、ベトナム側の担当はベトナム開発問題研究所(VIDS)です。ここで、このプロジェクトのデーターも多く使用しています。市民社会を評価する指標(CSI)は、市民社会の構造、市民社会の環境、市民社会の価値観、市民社会の一般社会への影響の四つです。

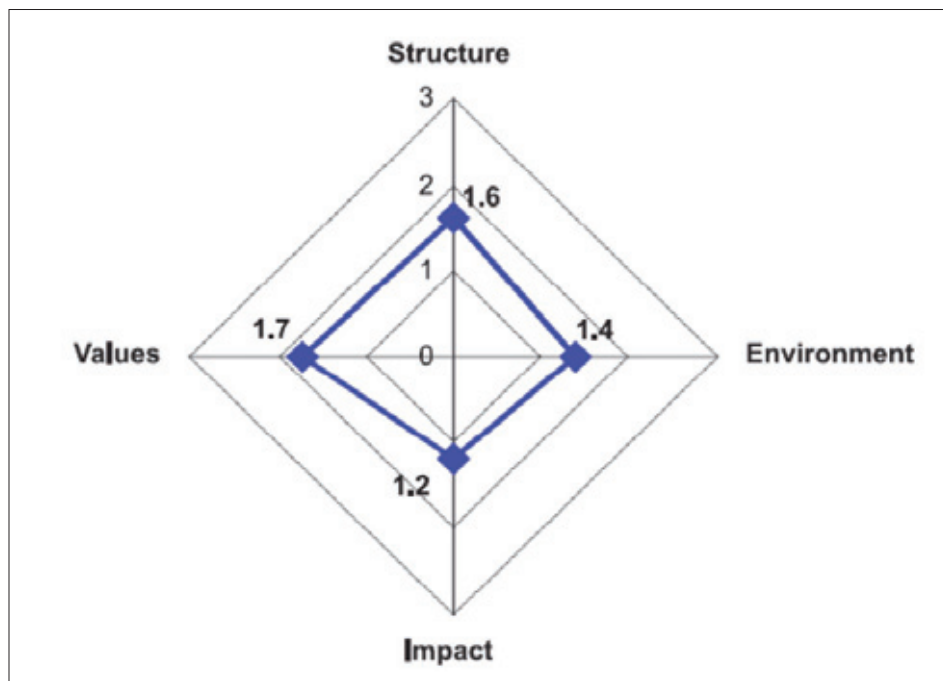


図2 CSI分析によるベトナムの市民社会

評価した結果を図2に表しました。理想的な市民社会はダイヤモンドの形ですが、ベトナムのダイヤモンドは小さいです。構造は1.6、環境は1.4、一番高く評価された価値観が1.7です。でも、総合的にどのように社会に影響するかという点には限界があり、1.2しかありません。ちなみに中国(図3)は、構造が1点、環境が1.2ですが、価値観は非常に高く1.8、総合的な影響もベトナムよりずっと高い1.6です。

評価の指標の四つの面を説明します。まず、「市民社会の構造」は、大衆組織、職業組織、非政府組織(NGO)、共同体にある組織という4種類の組織からなります。大衆組織(Mass Organization)には、祖国戦線、婦人連合会、農民会、青年団体、旧軍人団体、総合労働組合の6組織があります。大衆組織の特徴は、上述のように戦争のときからずっとあり、党との特別な関係があります。全国に広いネットワークがあり、ベトナムの人口は8000万人に対して、3200万

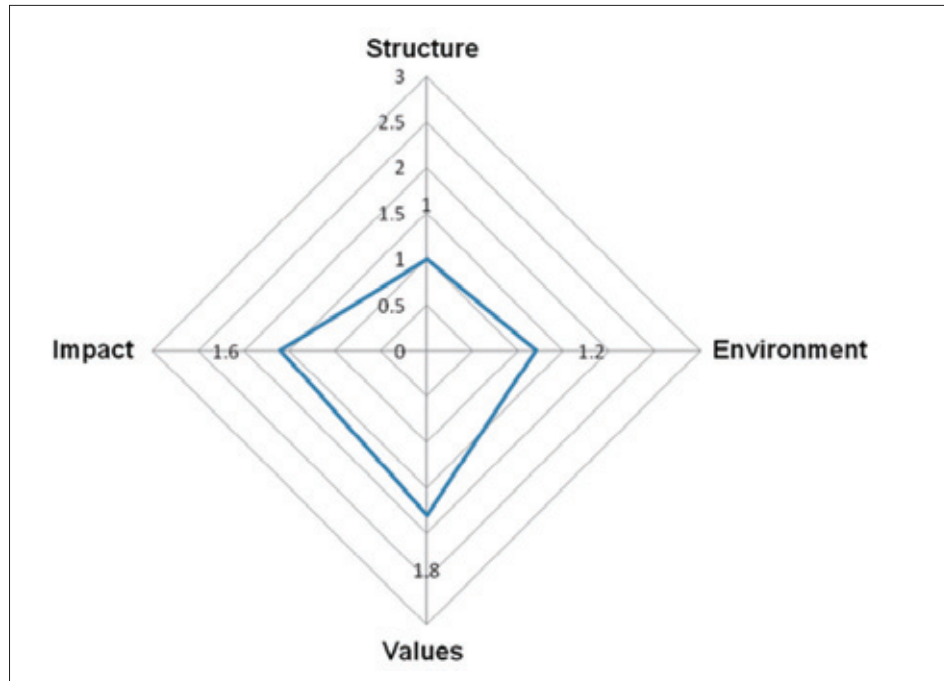


図3 CSI分析による中国の市民社会
(NGO Research Center, SPPM, Tsinghua University, 2006)

人のメンバーがいます。「職業組織 (Professional Associations and Umbrella Organization)」は、赤十字組織、科学・技術連合会、文学・芸術連合会、合作社連盟などの保護組織と、例えばガーデン作り会など、専門的に作られた業界団体で構成されています。メンバーも全国的に広がっています。特徴は、大衆組織より間接的に国家との関係があることです。三番目は「非政府組織 (NGO)」ですが、ベトナムでは、とても形式的な組織です。市場経済の導入によって浮上したいろいろな社会問題を、国際ドナー機関や国際NGOの援助で解決する際に、その窓口として作られました。ですから事務所はあるのにメンバーがいないこともあります。規模はとても小さいですが、全国で2000ぐらいの組織があります。1990年～2005年の15年間という短期間に急増し、ベトナムの市民社会の一翼を担っています。尚、ベトナムでは、国際NGOは市民社会の主体とされません。最後は「共同体にある組織 (Community-based Organizations:CBO)」ですが、全国に15万～20万あります。これらは草の根レベル活動を展開していますが、独立した法的な枠組みはなく、非公式組織として文化・信用・農業・近隣などの活動を展開しています。民法上例えば大衆組織に登録できますが、多くは登録しません。

ベトナム市民社会が構造的に強い点としては、量的な発展が評価されます。つまり、それはとても大きく、例えば人口の74%が少なくとも一つの組織に所属しています。しかし、弱点もあります。各組織のリンクがないために、統一的なネットワークがとても弱いのです。また、活動の分野もアンバランスで、チャリティに集中的に活動し、政治的な活動にはあまり参加しません。世界価値観調査(WVS)のデータでは、政治活動への参加は2%だけでした。

* 組織	ベトナム	中国	シンガポール
* 開発・人権	1,5	0,4	0,5
* 保存・環境	7,6	1,2	0,9
* 平和	9,2	0,9	0,9
* 宗教	10,4	3,6	19,8
* 組合	11,3	6,9	4,3
* 職業	13,3	1,2	4,4
* 厚生	14,8	2,7	3,6
* 青年	15,4	1,1	8,3
* 教育・芸術・音楽	17,3	2,2	14,0
* スポーツ・	19,2	3,2	15,1
* 共同体のグループ	26,2	1,5	2,4
* 社会福祉	26,5	2,9	7,1
* 婦人グループ	28,4	0,9	1,2
* 政治	28,5	8,3	0,4
* その他	3,7	—	3,6
* 一人所属組織の平均数	2,33	0,39	0,86
* * 数字は調査対象人数の割合(WVS)			

図4 ベトナム、中国、シンガポールにおける組織のメンバー

市民社会の構造が強い点について、ほかの国と比べるとよく分かります。例えば人口は8000万人ですが、組織に参加している人口は6000万人です。また、1人当たりの所属組織の平均数は2.33で、シンガポールや中国に比べると3倍～5倍ぐらい高くなっています。

具体的には、例えば開発・人権組織に参加する割合は、ベトナムは1.5ですが、中国は0.4、シンガポールは0.5です。この数字も、WVS（世界価値観調査）というプロジェクトのデータです。（図4）

市民社会の環境

二番目の指標である「市民活動の環境」について話します。まず、政治的な環境ですが、政治の自由、メディアの自由、国民の基本的な人権はどのように保障されるのでしょうか。政治の自由は、典型的には選挙ですが、選挙の自由はとても形式的で、一党システムとしての限界があります。メディアの自由も、ベトナム人は高く評価するのですが、外国の評価、例えばFreedomhouseの評価は正反対で、ベトナムではメディアの自由はないとされています。基本的な人権は憲法

に保障されていますが、結構違反もあります。次に経済・社会的な環境ですが、識字率が高く社会は結構安定しています。経済成長率も高いですが、公部門における汚職がとてもひどいです。

法的な環境としては、三つの重要な法令があります。一つは、1998年のグラスルーツ民主主義法令（Grassroots Democracy Decree）です。その主な内容を一言で言うと、公益事業に関して「国民が知る、国民が相談する、国民が実現する、国民が監視する」権利があります。しかし、10年間の実績を振り返ると、まだまだ形式的なものにとどまっています。例えば、村の会議で村長が計画づくりを話しても、村民は聞いているだけで反応は積極的ではないものです。意見を述べても、聞いてくれないと思われるからです。もう一つの法は、2000年の新企業法で、とても重要な役割を果たしました。以前は、ベトナムで会社を作るのはとても難しく、ほとんどできなかったのですが、新企業法が施行してから民間企業と業界団体が激増しました。業界団体には、セクターを横断して地域レベルで活動するものと、特定の業界の企業が集まっているものと、二つの種類があります。

もう一つ、2003年のアソシエーション法令（Decree88: Regulation on the Organization, Operation and Management of Associations）があります。ただし、2006年に国会で可決されるはずだったのですが、結論に至らずに棚上げとなり、法制化にはまだ数年かかるとみられています。ですから、実際は、結社は非常に複雑で難しく、時間がかかるし、コネやお金が必要です。そして、作った後も税的には優遇されません。つまり、奨励する条件がないのです。

まとめますと、ベトナム市民社会の弱点は、政治的な自由に限界があり、法的な環境はとても厳しいことです。また、貧困率がまだ高いので、市民社会の活動に参加する余裕がありません。

市民社会の価値観

市民社会の価値観には、民主主義、明白（透明）性、寛容、非暴力、男女平等、貧困減少、環境持続、信頼・法支配の尊重などがあります。ベトナム市民社会の強い点は、平等や貧困減少、あるいはボランティア活動参加で、それらは民衆の 이슈として維持されています。しかしながら、促進されない価値もあります。それは明白性です。また、一般社会よりはずっと少ないながらも汚職もあります。民主性にも非常に限界があります。ベトナムには民主主義がありますが、それは国家に決定された枠組みの中にある「集中的な民主」と言われています。例えば民主的な選挙を行っても、当選者は上からの承認（事前承認もある）が必要です。さらに、環境保護という意識にも限界がある弱いところ です。このように、価値観は四つの指標の中で一番高く評価されましたが、その実践と促進は自慢できるとはいえません。

一般社会への影響

四番目の指標である「一般社会への影響」は一番低く評価されました。例えば

人権という問題に対して、市民社会はほとんど影響できません。社会政策や国家の説明責任への影響も弱く、民間セクターへの影響はゼロに近いです。

まとめ

以上のように、ベトナムの市民社会は伝統的な基礎がありますので、ドイモイ以後、量的な発展がありました。特に、貧困対策や権限委譲に必要な能力の向上に貢献しました。

しかしながら、限界は結構多いです。予算は不足していますし、法的には厳しい、独立性は弱い、認識は不一致、連帯性はばらばら、活動分野はアンバランスです。

21世紀は世界で国家体系が不況に入るといえる考え方があります。先進諸国では福祉問題に対して、発展途上国では貧困格差に対して、国民が不満を持っているからです。そして、グローバルな問題を解決するために、例えば地球連携革命や脱国家的連携活動といった新しい潮流もでてきます。グローバルな市民社会やアジアにおける市民社会という新たな問題設定が喚起されます。その状況の中で、ベトナムの課題は、新しい潮流にどういうふうに関与するかということです。

五つの課題があると思われます。一つは、弱点である社会的・法律的・経済的な環境を整備しなくてはなりません。第二に、社会組織の内部構造を改善し、説明責任や透明性を強化しなくてはなりません。第三に、ネットワーク作りを強化し、例えばベトナムのNGOのメンバーを増やすなどの改善をしないといけません。第四に、民間のセクターとの協力関係も改善しなければならないと思います。最後に、市民社会を理解し評価し、研究する能力も必要ではないかと思います。

発表 6



中国の市民社会と21世紀の課題

模索する「中国的市民社会」

劉 傑 (早稲田大学社会科学総合学院教授)

第1部と第2部の先生方のお話を、大変興味深くお聞きしました。特に先ほどのベトナムの話は、中国とダブるような印象も結構ありましたし、それと同時に、やはり中国独特の側面もあるのだなと思いました。

私は、この分野は専門外で、専門は歴史です。最近常に考えているのは、現在の中国を歴史の中でどう位置付けるのかということです。中国は今年、建国60周年を迎え、改革開放政策への転換から30年がたちました。歴史の中に現在を置いて考えた場合に、建国以来の60年間でどう考えたらいいのでしょうか。

中華人民共和国が建国された1949年という年が中国の近代史の中で大変重要な年であることは間違いありませんが、例えば50年後、100年後の人たちが歴史を評価するときに、中国が路線変更した1978年は、場合によっては1949年よりも、もっと意味が大きいのではないかと、歴史がそう評価してくるのではないかと。形式的なものではなく、中身的なものを考えたときに、改革開放後の変化の方が、その前の変化よりも大きいのではないかと私は思うのです。

「1949年」の意義と課題

1949年の中華人民共和国の建国は、1912年の中華民国建国以来解決できなかった、戦乱と分裂局面に一応の終止符を打ち、中国大陆では前例のない高度な統一国家が実現されました。これによって、高度に整合された政治、社会体制が確立され、中国は独自の社会主義のシステムを構築しました。このシステムは、伝統的な中国社会とは明らかに違うもので、同時にソ連・東欧の社会主義とも違うものでした。しかし、格差の打破と社会的公平の実現を掲げた新国家のもとで、「人民」の概念が確立された一方、「権利」への服従と権利による統制の徹底も行われた。この点は、1949年以降の重要な課題となりました。

このほかに、平等は実現されたものの、国民生活の改善は顕著ではなかったことや、伝統的な「人治」システムが根強く残されたことも市民社会の形成にとっ

て、大きな障害となり、中国の近代化を遅らせました。そして、民族の整合と社会の安定の問題や、台湾との分裂局面も重要な課題となりました。市民社会の問題を考えると、1949年の意味を再検討する必要があります。

「1978年」の意義と課題

1978年以降、中国に起きた大きな変化を幾つかのポイントにまとめますと、まずは、計画経済から市場経済へ変化しました。これは非常に大きな社会システムの変化につながり、30年間を経て、国民生活の改善と向上が一応実現しました。それから、政治権力の「地方化」と「社区化（コミュニティ化）」が進化しているのも大きな変化です。村民自治が実現し、居民社区における民主化が拡大しました。

次に、現在、国家と社会の間の矛盾対立が中国の最大の問題といわれていますが、「社会」に対する国家のコントロールといいますが、規制が非常に弱くなっているという現象が起こっております。人間の社会的流動が活発化し、以前は非常に単純化されていた社会を構成する階層が、1990年代以降急速に細分化され、その中でさまざまな利益の階層が生まれ、国のコントロールに対する一種の「対抗勢力」として急速に形成しています。

そして、何よりも文化や価値の多元化が急速に進化しています。最近の中国では、1980年代生まれの人を「80後」、1990年代生まれの人を「90後」というように10年くりで呼んでいますが、実は10年ずつ価値観が大きく変化しているのです。いわゆる社会主義国家にありがちな思想的な統一や価値観の統一は、もはや中国では通用しない状況になりました。今の留学生を私の目から見ますと、80年以後に生まれた人たちには、とても中国の若者には見えないような人たちがたくさんおり、非常に大きな変化が起きていることを実感します。

もう一つは、脱「臣民」と、公民意識の形成です。「臣民」という概念は、「従属する」あるいは「従う」ということですが、中国の伝統的な臣民思想が、毛沢東の時代を通して、そのまま革命後も持続された。これが文化大革命のような悲劇を引き起こした最大の理由でもあるのですが、脱臣民はもはや一つの価値観として、人々の間で定着しています。もちろん、まだ根本的な変革というところまでには至っておりませんが、国民は臣民ではないという自覚が、既に中国の中では形成されています。

「公民社会元年」

ところで、「市民社会」という概念について申し上げますと、中国では一般的には「公民」という概念を使っています。そもそも中華人民共和国憲法第2章「中国の公民の権利と義務」の中で公民という概念が使われており、この場合はむしろ国民という意味合いで使われているわけです。しかし、中国ではよく「公民社

会」という使い方をします。中国社会科学院の研究者の説明によると、政治的・社会的な概念である「公民」の方が、一般的な概念として使われるのに対して、「市民」は、多くの場合は経済活動に関連付ける場合が多いそうです。私は専門外なので、それでいいのかよく分かりませんが、中国の公民意識が確実に生まれて、定着しつつあるといえると思います。

さて2008年は、中国が公民社会を形成した、いわゆる中国公民社会元年という説がなされています。その根拠は2008年の北京オリンピックです。開催をめぐって、いろいろな人がいろいろな形で行動したのですが、その中でボランティアが参加するさまざまなN G O組織の活動が目立っていました。また四川大地震の後、やはり多数のN G O組織が救援活動に加わっており、一種の社会現象になっていきました。それが「公民社会元年」といわれる理由にもなっているわけです。

北京大学公民社会研究センターが『中国公民社会発展青書』を公表しました。そして、清華大学もそれに合わせるような形で『中国民間組織の30年—公民社会へ』という研究書を出しました。この二つの本の共通点は結構多いのですが、大ざっぱに言うと、北京大学が「中国は既に公民社会の時代に入った」という結論を出しているのに対して、清華大学は「まだまだこれからだ」としており、対立しています。清華大学がそう言っている最大の理由は、憲法によって保障されている結社の自由が、事実上、制度的にはまだ保障されていないことにあります。中国民政部の統計によると、いわゆる民間組織は約40万あるという数字が発表されていますが、清華大学の公共管理学院の統計では、200万～270万という数字を出しています。いずれにしても、公民社会が形成された、あるいは形成されつつあるとする理由は、「単位社会」から公民社会への移行です。中国の社会組織は全部「単位」という概念で説明されていました。会社であったり、学校であったり、あるいは村であったり、これを一つの「単位」としてくくっていたのですが、今、この単位社会が崩壊して、公民社会に移っているわけです。

N G OやN P O組織も無数に現れています。そして、「個人」の領域がかなり広がっております。1980年以降、1990年以降に生まれた世代は、完全に個人の価値観で行動する時代に突入しているわけです。数週間前、中国の80後世代とどう付き合うのかというNHKの特集番組をちらっと見ましたが、日本人は従来の中国人ではない80後世代とどう付き合うのかということが非常に大きな課題であると問題提起されていました。

公民社会形成への課題

中国の公民社会には、まだまだいろいろな問題があります。大きく見ると、1978年の改革開放からの中国の変化は、1949年の建国と比べると、より本質的・社会的な変化につながっていることを理解できますが、本当の意味の公民社会の形成までには、まだまだいろいろなことを克服していかなければなりません。

一つは臣民意識です。変化は始まっているものの、長い歴史の中で形成された臣民意識が国民の間に根強く残っていることは事実です。国民の間では、まだ賢

明な指導者への期待感が非常に高いです。これは中国の伝統的な政治制度に基づく考え方です。それから、農村と都市の戸籍制度も、公民社会形成の大きな障害となっています。もう一つ、これは多民族国家の悩みなのですが、民族問題です。これを乗り越えていかなければ、本当の意味の市民社会の形成には至らないということです。

最近のことについて、2点付け加えたいと思います。その一つは歴史の影です。この歴史の影響を克服しなければ、公民社会が定着するかどうかにかかわる根本的な問題、すなわち公民意識の形成がなかなか難しいのではないかと思うのです。今、中国では『不機嫌な中国』という本が非常に売れているそうです。これは強烈なナショナリズムを宣伝する本です。中国ではこの本の読者が非常に多く、販売部数は60万部とも、80万部とも言われています。

この本が強調しているのは、もはや大国になった中国は、これから強く自己主張をしなければならない。そして大国として世界を管理していかなければならないということです。中国は国内問題として、人権を実現しなければならないが、対外的には族権(民族の権利)を求めなければならないという論調です。つまり、人権と族権という、対内的と対外的なこの二つの目標を同時に追求していかなければならないということなのです。

いわゆる地球市民という概念で考えた場合、この主張はどのように評価されるべきでしょうか。中国で今形成されつつある公民社会は、内向きの公民社会であると言っているのではないかと私は思います。ここで強く求められているのは人権の問題です。人権というのは中国の一人一人の国民が追求してきたものですが、しかし、人権が族権と衝突したとき、あるいは同時に現れてどちらかを取らなければならないときに何を取るのかというと、この本の中で強く主張しているのは族権なのです。ここで言う民族というのは、いわゆる中華民族、つまり中国の全民族を含めた民族の権利です。このように、人権と族権を対立して捉える視点は、近代史を見るときの歴史観に根強く依存しています。

ただ、一言付け加えますと、この本はたくさん売られています、知識人や研究者、あるいは政府の中では全く評価されていないことです。そういう本を禁止しないで何十万部も売られているという現象自体は、中国の変化を象徴する現象ですが、この本が売れているのは、若い80後世代のパワーなのです。恐らく読者の多くはこの人たちではないかと推測されます。

最後に付け加えたいことは、外部要因、つまり国際環境です。中国をめぐる国際環境は、中国の公民社会の形成に深く関係しています。特にアメリカや日本は、絶えず中国に大きな影響を与える要素です。時間の関係で、その内容については省略します。

「知識界」による公民社会の構築

さて、中国の中で公民意識をどう作り上げていくのかは、中国の「知識界」が大変重要な役割を担っています。私は、中国には独自の力を発揮する「知識界」

の存在に注目すべきだと以前から指摘しています。つまり「知識界」を国家と社会との間をつなぐ中間勢力と位置付けることができます。例えば「知識界」は、『不機嫌な中国』に対してはほぼ100%批判的です。この「知識界」が求めているのは、公民意識をどう育成していくのかという方法論のことです。

歴史の分野で言うと、中国の歴史研究者の間では、義和団事件は愛国主義の運動というより、偏狭なナショナリズムを反映したものである、近代文明に反するものであるという主張があります。つまり、義和団事件は法律や国際法を無視した一種の排外運動であったということです。このような主張をしている歴史家たちのほとんどは、公民意識の育成の必要性を意識しています。

中国の市民社会の現状を考えるとときには、恐らく三つの方向性が存在しているのではないかと思います。

一つはまさに政府が目指す「地球国家」という方向性です。地球上でいかに国際社会と協調を取るのかということです。

二つ目は、あえて民間と言いますが、『不機嫌な中国』の論調が象徴する一つの動きとして、「族権国家」、つまり民族のプレゼンスを高めるという方向性です。これは一種のナショナリズムと考えてもいいです。

三つ目は、知識界が主張する、いわゆる「地球市民」の形成を目指す方向性です。

2番目の族権国家の考え方は政府が目指す地球国家とも相反するもので、政府もこの本に対して非常に警戒しております。場合によっては、中国が国際社会から孤立する方向に、中国を導くかもしれない、危険な本であるとされています。中国の中で台頭する危険なナショナリズムに対する警戒心が政府にもありますし、知識界にもあります。ただ、政府が目指すのは、国際社会における国家間の協調であるが、これに対して、知識界は知の協働の空間をどう目指していくのかという方向性を打ち出しているわけです。

中国には、制度的にはまだ公民社会の形成にとっていろいろな障害がありますが、意識は既に知識界を中心に形成されつつあります。知識界を中心としたこの勢力を、いかに国民・市民のレベルに浸透させていくのか、そして国家と社会の間でいろいろな利益関係で激しく衝突している中で、中間にいる知識界がバランスをどう取っていくのか、これが中国の公民社会の未来を考える上で一番重要なポイントではないかと思われます。

摘要

第36回 SGRA フォーラム in 軽井沢「東アジアの市民社会と21世紀の課題」

中国の市民社会と21世紀の課題

模索する「中国的市民社会」

早稲田大学社会科学総合学術院教授 劉 傑

建国から60年、改革開放への転換から30年、中国では「人民」という聞きなれた概念に加えて、「公民」という表現も頻繁に用いられるようになった。「公民」の概念は中国の憲法にも用いられているが、中国には「公民意識」はまだ定着していない。一方、「公民意識」形成のプロセスのなかで、「政府」と「社会」との対立を生みだし、文化と価値の多元化が促進されている。このような変化は、国の安定にとって大きな挑戦となっている。「中国的市民社会」の障害は何か、市民社会の進展に伴って、中国社会がどのように変貌していくのか、近年の研究成果を紹介しながら考えてみたい。

一 歴史の中の「1949年」と「1978年」

建国60周年と改革開放30周年を迎えた中国。この30-60年の歴史を「近代史」のなかでどのように位置づけるか。

1. 「1949年」の意義と課題：

意義：

- 戦乱と分裂局面の一応の終焉。
- 高度に整合された体制の確立：中国の社会主義。伝統的な中国社会、西側諸国、ソ連・東欧の社会主義と違う
- 「人民」の概念が確立した一方、「権利」への服従と権利による統制の徹底
- 格差の打破と社会的公平の実現

課題：

- 民族の整合と安定の問題、台湾との分裂局面の存在
- 制度的整合と社会的分裂の矛盾
- 権力とイデオロギーに振り回された「人民」
- 国民生活の改善は顕著ではなかった
- 世界との関係に大きな困難に直面した
- 国家の政治制度における歴史的伝承

⇒ 1949年前後の連続と非連続の問題：連続≧非連続

2. 「1978年」の意義と課題

意義：

- 計画経済から市場経済へ、国民生活の改善と向上の一応の実現
- 政治権力の「地方化」と「社区化」（村民自治と居民社区の民主化の拡大）

- 「社会」に対する国家のコントロールが弱くなり、社会流動の空間的、階層的拡大
- 文化、価値の多元化の始まり
- 脱「臣民」と公民意識の形成
- 政治制度の脱伝統的变化：集団指導体制、マスコミの役割、情報の普及

課題：

- 格差の拡大と不公平感の増加
- 環境破壊の深刻化
- 政治組織と個人の腐敗
- 犯罪の増加

⇒ 「1978年」以降：中国歴史の本筋への回帰（地方分権、礼治の伝統、儒教的秩序観）と脱歴史的側面：価値観と文化の多元化、グローバル化。

1949年以降：一元化に基づく歴史の継承、権力とイデオロギーの影響下の「人民」

1978年以降：多元化に基づく歴史の継承、「公民意識」の形成

「1978年」は「1949年」以上の歴史の転換点となるのか。

二 2008年は「中国公民社会元年」

↓
四川地震後の民間組織とボランティアの活動

「中国公民社会発展青書」（北京大学公民社会研究センター編）：中国はすでに公民社会に入った。「中国民間組織の30年——公民社会へ」（清華大学公共管理学院NGO研究所）：中国は公民社会に程遠い。理由：結社の自由が保障されていない。

■ 民政部の統計：中国の民間組織の数約40万。

清華大学公共管理学院NGO研究所の推測：200万から270万。

■ 中国の公民社会は本当の意味の「公民社会」？

- ① 国家と政府からの独立：単位社会から公民社会へ
- ② 公民社会の主体はNGO組織とNPO組織
- ③ 「個人」の領域の出現：自由、独立の意志と自主性の確立（80後世代）
- ④ 消費行為と生活様式の決定権が個人に

■ 中国の公民社会は未熟

- ① 政府主導の組織がほとんどで、純粋な意味のNPOとは言い難い
- ② 募金、納税意識の欠如
- ③ 結社の自由が保障されない

■ 中国の公民社会の障害

- ① 臣民意識……賢明な指導者への期待。服従か抵抗。愛国無罪。
- ② 都市と農村の戸籍制度……不平等がもたらす公民意識の欠如
- ③ 多民族国家のジレンマ……漢民族と少数民族の障害

三 「知識界」による公民社会の構築

■ 中国の知識界

「国家」と「社会」の中間に位置する影響力を持つ「中間勢力」

■ 中国近代に対する基本認識：「革命史観」か「近代化史観」か

「歴史学は、政党、民族、国家を超越するものでなければならぬ」

「中国近代史の問題は、革命と不革命ないし、反革命の問題ではなく、如何に近代化を追求するかの問題である」

- 「義和団事件」の再評価：歴史教育からの「公民意識」養成

袁偉時「中国の歴史教科書問題」をめぐる論争の本質

■ 台頭する民族主義への批判

『中国可以説不』から『中国不高興』まで

- 『中国可以説不』（1996年）：
アメリカは自分以外の誰も管理できない。
日本は自分でさえ管理できない。
中国は自分以外の誰も管理したくない。

- 『中国不高興』（2009年）：
中国は「大目標」を持たなければならない。
「大目標」とは：①この世界で「除暴安良」（霸道を除去し、善良な人々を助ける）。②中国

が持っている資源よりも、もっと多くの資源を管理し、世界の人々に福祉をもたらす。

- キーワード： ①「奴青」（⇔憤青）
②「文芸腔」（感性的、文学的、文芸的）
（⇔行武腔）を捨て、尚武の精神
③「持剣経商」

『中国不高興』への批判

- 許紀霖（華東師範大学）：
中国の民族主義の3つの類型：
① 抵抗的民族主義 1840 - 1949
② 文化民族主義 54運動以来の国学熱、新儒学など。
③ 世界に認められたい民族主義—中国アイデンティティへの追求に発展。阿Q精神の民族主義

「中国不高興」は卑劣な、排他的な民族主義。

- 蕭功秦（上海師範大学）
多様な議論を歓迎。
中国の民族主義は「反応型の民族主義」から「上昇型の民族主義」へ変化。
「このような民族主義の理論の中から私は非常に危険なものを発見している。このような民族主義は人種主義、ショービニズム、排外主義とほとんど同じである。」
「このような民族主義は、百年に及ぶ苦難から抜け出し、やっと繁栄の機会を手にした民族を再び苦難のどん底に導くかも知れない。」

- 中国青年報2009年4月28日
《中国不高兴》一书携带着“不高兴”病毒，正在毒化我们民族的心理，易感染人群是那些心理还在脆弱期的未成年人，以及刚刚成年的年轻人。把青春期骚动发酵为国家人格愤懑，并发泄为暴力行为，我们在“文革”中曾经有过痛苦的经历，被浪费和糟蹋的不仅是青春，还有国家的精血。

■ 普遍的「民主」か、中国的「民主」か

■ 国家と社会の関係を如何に処理するか

民族問題、「群体事件」、人権、格差、腐敗……制度の面でどのように改革するか。

■ 未知の「80後」（バーリンホウ）

パネルディスカッション

進行：孫 軍悦（明治大学政治経済学部非常勤講師、SGRA研究員）

パネリスト：宮島 喬（法政大学大学院社会学研究科教授）
 都築 勉（信州大学経済学部教授）
 高 熙卓（延世大学政治外交学科研究教授、SGRA研究員）
 中西 徹（東京大学大学院総合文化研究科教授）
 林 泉忠（ハーバード大学客員研究員、琉球大学准教授、SGRA研究員）
 プ・ティ・ミン・チイ（ベトナム社会科学院人間科学研究所研究員、SGRA会員）
 劉 傑（早稲田大学社会科学総合学院教授）



■ 孫 今日のパネルディスカッションは本当に豪華な顔触れですから、1秒たりとも無駄にしたいくないぐらい刺激的な議論を聞かせていただきたいと思っております。まず先ほどの報告について、お互いにご感想やご質問がありましたら一言お願いしたいと思います。

■ 高 先生方のご発表を私なりに興味深く拝聴しました。ありがとうございました。今日の発表のなかでは、とくに中西先生のフィリピンについてのご発表は私にとって印象的でした。韓国出身のHa-Joon Changさんの「悪しきサマリア人」の引用もされましたが、中西先生のご発表は、フィリピンの貧しい人々の貧困からの脱出への試みが、国外と国内の二重の遮断装置によって挫折させられているといった内容でしたが、25年間の現場での活動で、本当に体にしみた実感からお話しされたと思います。ですが、ひとつお聞きしたいものもあります。

私自身、中西先生の政治的見解に十分同感する立場ではありますが、韓国の1987年の民主化運動の際、1986年のフィリピン大統領選挙における不正の問題で一般の人々の力でマルコスの長期執権を阻んだことが韓国でも話題になったことが思い出されました。が、そういった力は、フィリピン内部での貧困層の問題とどうかかわっているのか、お聞きしたいです。韓国では、民主化運動の中で、知識人や学生がそれまで疎外されていた人々の代弁者役を自任していたわけですが、フィリピンではそういうかわりはどうだったのかも知りたいです。私はフィリピンにおいて下からの民主化運動のイメージを強く持っていますが、そういうことはその後、どうなったのか、また現在それはどう受け止められているのかなどについて聞かせていただきたいと思います。

もう一つ、中国の劉傑先生のご発表についてですが、ご発表はきちんと整理されていて、中国の変化が手に取るように分かったので大変感謝しています。その中で、ひとつお聞きしたいですが、先生は「市民」については、どちらかというと、経済人、ヘーゲルやマルクスのブルジョアあるいはプチブルジョアという感じで呼ばれている「市民」として定義し、その代わりに中国では「公民」が使わ

れているといった言い方をされましたが、公民という時の「公」というのは、韓国や日本では「おおやけ」に収斂されていくようなコンテクストを持っている典型的な概念であったと思います。中国で使われている「公民」という言葉の中に、韓国や日本のような使い方はないのか、またそこに「臣民」というニュアンスはないかどうかについて、先生のご意見をお聞きしたいと思います。

チー 今日の各報告を聞いた印象を申し上げます。「市民社会」というのはいろいろな意味に解釈できると思いますが、このテーマは、この20年間に再発見という形で浮上してきたものだと思います。先ほど報告の中でも述べたように、国家システムが上手くいかなくなり、市民社会が台頭してきたという考え方もあります。しかし私の考えでは、国家と市場と市民社会の三つが対立しないように、柔軟な形でそれぞれの分野が協力して、良い社会を目指す形が一番いいのではないかと思います。区別して対立させるような関係を作るのは良くないと思います。

林 今回のフォーラムの一つの狙いは、東アジアにとって市民社会とは何かということを探ることだと思います。東アジアの市民社会がどのような特徴を持つか、まだきちんと整理されていないのではないかとということです。市民社会という概念が、国境や民族を超えて、世界的に普遍的な概念として受け入れられるべきかということ自体も、まだまだ議論する余地があると思います。東アジアの市民社会には、いろいろな形、いろいろな発展段階がありますが、それぞれの状況や特徴をより細かく、より丁寧に見ていく必要があるのではないかと感じました。

宮島 林さんが台湾と香港を取り上げて市民社会形成と結び付けたのは、とてもユニークな見方だと思います。同じようなことは、ヨーロッパにはジブラルタルというところにあります。ジブラルタルはスペインの南の端で、今は英国領ですが、ここの人たちは、スペインに戻りたくなくて抵抗しています。少し香港と似ています。

国家への無条件な帰属を拒否して、いわゆる帰属すべき国のナショナリズムとは違った形で、価値を作り上げてきた。香港の場合で言えば、自由や民主主義、台湾の場合はもうちょっと複雑ですが、やはりそういうところがあって、日本を別にすれば、アジアの中の市民社会形成という点で注目される例かもしれません。今後、香港がどうなっていくのか注意してみていきたいと思います。

都築 昼間の段階では、ナショナリストは私だけかと思ったのですが、全部お話を聞いてみると、やはり日本もアジアなのだ、置かれた状況は少し違うけれども、同じ問題に直面しているのだと感じました。

私も林先生のお話の最後のところに非常に関心を持ちました。これは何アイデンティティというのでしょうか。ナショナル・アイデンティティというのが、日本でも片仮名で流通している言葉ですが、シビル・アイデンティティという言葉はないのでしょうか。それだけ香港や台湾の置かれた状況は難しいのだと思います。

私は不勉強で、林先生のご本を拝見していないのですが、辺境とおっしゃるけ

れども、むしろ香港や台湾はセンターなのではないかという感じがしています。日本でも沖縄などは一番開かれているところで、本土の方がよほど辺境だと思います。そういう地理的なセンターの意識があっても不思議ではないと思います。

中西

フィリピンが今一番求められているのは、フィリピンという国のアイデンティティなのです。フィリピンの歴史は、もちろん香港や台湾とは違いますが、植民地時代が長く、しかも複数の国に支配されていて、多くの言語族集団からなっているために、ナショナル・アイデンティティの問題があり、それが実は市民社会の形成に大きな問題を投げかけていることも話題になっています。

私は市民社会形成について全く無知なので、自分の関心のあるテーマに引っ掛けてご報告したわけですが、先ほど高先生からご質問があった点にお答えしておかなければいけないと思います。まず、フィリピンの「二月革命」を民主化として見るのは難しいような気がします。確かに画面に映っていたのは、貧困層の人たちがジープに乗って、エドサ、マカティまで行く場面ですが、この改革ののろしが上がったのは軍の基地と富裕層の象徴であるビジネス街のマカティ市(現在)でしたし、ラモスはアメリカの意志を代弁していたわけです。また、暗殺されたニノイ・アキノの奥さんの実家はコファンコ家といい、典型的な中国系フィリピン人ですが、コファンコ家と夫の実家であるアキノ家でタルラック州の土地をほとんど地主として占有しています。ですから、現代に至るまで、フィリピンのオリガークたちが政治を握っているという事実は全く変わっていないのです。

むしろ、マルコスはいロコス地方の村会議員から出発した一地方政治家の息子なのです。ですから、当時は田中角栄とよく比較されていたのを覚えています。その後のマスコミの取り上げ方は、少しかわいそうかなと思っています。マルコスが行った米に関しての農地改革は、歴代大統領の中で最も有効だったといわれています。現代まで地主制度が続いているのはなぜかといえば、スペイン系の地主が牛耳っているサトウキビやココナツの大農園の農地改革が全く進んでいないからです。そういうことを念頭に、二重梯子外しの話を行いました。

もう1点、フィリピンのC S Iの指標については存じ上げませんが、ベトナムの市民社会の構造や価値観の評価が非常に高いのは、どこに秘密があるのでしょうか。というのは、ベトナムは幸福度も非常に高い国なのです。もちろん、その他の政治的な条件もあるとは思いますが、お伺いできればと思っています。

劉

宮島先生が最後のところで、アジアの市民社会の課題を幾つか指摘されましたが、アジアでは歴史的な要素、文化的な要素、宗教的な要素など、いろいろな要素が複雑に絡み合っているのでは、市民社会の形成は、EUと比較して、そう簡単にはうまくいかないのではないかという印象があります。アジアでは国単位あるいは地域単位の構成が、根本的にヨーロッパとは違いますし、発展段階に差がありますので、市民社会同士の相互理解があまり進んでいないのが現状です。

戦後のヨーロッパは戦争に対する反省の立場に立ち、市民社会間の連携を進めました。アジアも同じように戦争に対する反省の立場に立ったけれども、民族国家の形成という問題を抱えていたために、簡単にはうまくいかないというご指

摘もありました。アジアではもちろん、それが重要な要素の一つであります。特に無視できないのは、文化的要素です。例えば政治制度に対する理解や、臣民思想の残存といったことを含めて、政治的・歴史的な要素を超えて、文化的な要素がアジアの市民社会の形成に非常に大きな影響を及ぼしているのではないかと考えました。

■ 孫 ありがとうございます。では、フロアからの質問をご紹介しますと思います。

まず、「市民はどれくらい『豊か』でなければならないか。または、どれくらい『豊か』になれば市民になれるのか」というご質問です。確かに、これまでの市民社会論の中では中産階級の出現やその増大が、市民社会形成の必要条件と考えられています。また、今日は中西先生が、まさに貧困層は市民になり得るのかという、非常に刺激的な問題を提起してくださいました。むしろ、先進国と途上国の富裕層が、市民社会の形成を阻んでいるのではないかと問題提起でした。

この問題と関連して、宮島先生へのご質問があります。「中国語では市民とは都会に住む人のことを意味しますが、英語も同じなのでしょうか。農民も市民社会の一員ですか。また、市民と国民との本質的な違いは何でしょうか」。もう一つの質問は、「世界経済の地域間格差を是正しなければ、EUのような一地域の市民社会は成り立たないのでしょうか」。

■ 中西 フィリピンの市民社会論には、最近、「新中間層」が台頭してきたと言う議論がでできます。確かに絶対数の上では増えていますが、その分、同時に底辺層もまた増えていきますので、シェアとして増えているかどうか疑問です。もしハーバースの定義を純粹に適用するのであれば、豊かさに加えて、政府に対して自立した形で、どの程度権利獲得等の要求ができるかということも大きいと思います。「豊かさ」といったときに、私が最近注目しているのは、社会ネットワークです。もちろん、人間は食べ物がなくては生きていけないので、ある程度の所得は必要ですが、何らかの形で集団的な行動を起こそうとすれば、ネットワークがどうしても必要です。そのネットワークをどんな形で担保するかということについては、実は底辺層の人たちは、かなり知恵を持っていると思います。ただ、それが具現化できないのはどうしてかということ、やはり制度の問題がある、それに私たちがもう少し着目したらどうかというのが今回の議論でした。

■ 宮島 大学の講義をするようで恐縮ですが、我慢して聞いてください。「市民」という言葉をcitizenとか、フランス語でcitoyenと言うときには、都市に住む住民であることは多いでしょうが、「都市の住民」という意味ではありません。これは、古代ギリシャ、ローマ以来、civitas（キビタス）という概念で言ってきたもので、そういう国家の正規の資格を持ったメンバーという意味で使われてきたのが、市民（citizen）の元です。ですから、「政治共同体の正規のメンバー」というのが定義です。

一定の資格を与えられた古代ギリシャのアテナイやテーバイやローマの市民たちは、市民権を得ると政治指導者を選ぶ権利を持ちました。ですから、そういう

権利を与えられ、それを行使するという意味で、単なる国王の臣民とは違うわけです。正規の資格を与えられ、それを行使して政治共同体の公（おおやけ）の事柄に発言するということにポイントがある。農民でも政治共同体の正規の資格を与えられていれば、市民ということになります。国籍を持つことが市民の資格とされてきたのは近代国家成立以降で、近代国家が成立する以前、例えばジャン・ジャック・ルソーは、自分のことをフランス国民とかスイス国民と考えず、「ジュネーブの市民だ」と言っていました。近代国籍法の成立前夜のことでありますが。

世界経済の地域格差の問題ですが、当然、経済格差の是正はEUの中でのみで行えばよいというものではありません。世界経済を視野に入れて、この中でどのように格差の是正を図っていくかということを考えなければいけないのですが、今、世界政府はありません。世界経済のなかで格差を是正するにはどうするかとなったときには、Bad Samaritanといわれた世銀などが出てくるのが現状です。世界を視野に入れ、格差是正を積極的に計画して推進しようとする機関がないことが最大の問題です。その意味では、それぞれの地域、ないしは地域化された国際機関の範囲の中できちんとやっていくことが、差し当たりは可能な道かもしれません。アジアが難しいということは、先ほどのご発言にもあったとおりです。

孫 ありがとうございます。いきなりで申し訳ないのですが、劉先生にもこの質問をお伺いしたいのですが、劉先生の考えでは中国の農民は市民社会の一員になり得るのでしょうか。そして、市民と国民との本質的な違いは何かという質問がありますが、中国の現状では、市民社会論が活発に語られていると同時に、ナショナリズムの問題も非常に大きくなってきています。市民と国民とを勘違いしている人がいるかなという気がします。

劉 日本語では同じcitizenという語源を持ちながら「市民」とも「公民」とも表記します。確かに、中国語では「市民」は、都市に住んでいる住民という、文字どおりの意味で使われている場合もあります。ただ、普通「市民社会」うんぬんするときは、公民社会という概念で使われていると私は理解しています。

宮島先生が説明されたとおりで、中国の国籍を持っている人間は、法律上は中国の公民であると定義されています。もちろん農民も公民の一員であるけれども、農民は市民ではない。中国は都市と農村という戸籍の制度があるように、都市と農村に非常に明確な境界線があります。「市」という字が出てくると都市のことを言うというように、既に文字上の意味として定着しているということです。

市場経済も「市」が付いているので、人びとはすぐ経済活動を連想するわけです。先ほど私が紹介した社会科学院の方が、市民と公民の違いは何なのかというときに、市民というのは経済活動を主として意識したときに使われると説明されたのですが、これは、漢字の持っているイメージから説明されたのではないかと理解するわけです。

孫 私の記憶の中では、中国では「国民」という言い方もしないですね。「中国公民」と言いますね。

劉 国民はないのですが、昔から「国人」という言葉を使います。国人というのは正式の用語ではないのですが、同じ中国の人ということを「国人」というように使ったりします。もちろん、新中国ができてからは、「人民」という概念が使われるようになります。人民は非常に政治的なニュアンスが含まれていますので、最新の憲法では公民という概念を使っています。

孫 次は都築先生への質問ですが、「日本の市民社会は市民政治へ変わりつつあると見ていますが、欧米諸国に比べて、なぜそれが遅れたのでしょうか」。

都築 市民社会というのは、状態の概念であって、働きかけや相互作用というところまで、踏み出していかなかった感じがします。歴史的に見ても非政治的な側面を持っており、芸術や経済などの職業分野の自立性を強調するところによって成り立ち、良くも悪くも政治には背を向けてきました。

宮島先生のお話と関連しますが、西洋では、ギリシャからルソーぐらいまでは、politicalという系統の言葉と、civilという系統の言葉は同じ意味でした。政治そのもの、公共的な事柄にかかわることという意味でずっと、ロックやルソーまで来たのですが、マルクスがユダヤ人問題で批判しているように、恐らく資本主義社会あるいは市場経済の成立とともに、人間の中でポリティカルな部分とシビルの部分というか、いわゆる citizen と bourgeois が分裂してしまったわけです。それをもう一回統合するというのが、きっとマルクスのビジョンだったのでしょうか。市民社会の論理から言えば、むしろ非政治的な存在であることに自分の人生の目的があるわけで、ごくたまに、あるいはパートタイム的に政治に参加するというイメージだったと思います。

ずっとそれにとどまっていたのでは、積極的に政府を作ったり、交代させたり、あるいは地球市民として連帯を目指すことにはならないと思うので、どこからそういう能動的な政治的な役割を生み出していくかということが、特に日本にとってはこれからの課題なのではないかと思っています。

孫 林先生へのご質問ですが、「被植民地経験を持っていることは、市民社会形成にとって特別な意味、あるいは影響を持っていますか」。

林 植民地経験を持つ社会がまず直面するのは、植民的支配体制です。よそからやってきた支配者が意識されているということで、一連の市民運動がいわゆるナショナリズムの性格を持つというのが特徴です。これは一般の植民地経験を持つ地域の市民社会形成の特徴なのですが、私が今日発表した台湾・香港のケースでは、植民地支配が終わった後に、もう一つの新しい経験をしているということです。

それは祖国復帰という形で、新しい時代を迎えるということでした。私がこれまで考えてきた「辺境」の概念で考えますと、ある意味では結局中心は変わらなかったという見方、あるいは客観的な側面も、確かに存在すると思います。本来は、超主権という意識を持つ母国に帰れば、あるいは成熟した市民社会が既に実現している母国に帰るのであれば、恐らく大きな問題はないと思います。この点



で、沖縄のケースは、台湾や香港とは違うと思います。

確かに、香港や台湾は、ある意味では「辺境」ではないという側面があります。近代の経済の発展の程度、あるいは市民社会形成の成熟度が場合によっては母国より進んでいることを考えれば、必ずしも「辺境」ではない。ただし、やはり注意していただきたいのは、この地域において考えられる母国は、現時点においては、あるいは近い将来も、主権を強調する、あるいは強調しすぎる母国であるということです。そういう環境の中で、香港と台湾がいくら経済あるいは市民社会形成の面で進んでいる地域であっても、政治的な意味としては辺境視されていることを忘れてはいけないと思います。それがまさに返還後の香港の状況です。常に、この中心とどう付き合うのか、どのように共存できるのか、あるいは新しい国家システムを求めるのか、さまざまな議論、悩みを抱えているというのが現在の状況かと思います。

孫 劉先生への質問を紹介します。「族権国家への可能性は大きい問題ではないか」と思います。日本では大正デモクラシーから一気に軍国主義化に走りましたが、中国はBRICsの代表格であり、大国意識化が今後強まる可能性があります。日本の小国化と中国の大国化が今後の大きな課題になると思われるのでしょうか。先生のお考えを伺いたいと思います」。この質問には、都築先生も、もしよろしければ一言お願いします。

劉 「族権国家」という言葉自体は、例の『不機嫌な中国』の本の中に出てきた概念です。国内では「人権」を求める、しかし対外的には「族権」。近代史上中国は、「国権」という言葉を不平等条約の撤廃を求めるときに使いました。国権ということ自体は既に解決された問題になったが、今度は「族」という概念が出てきたわけです。問題は中国の大国化とナショナリズムの台頭をどう考えるか、つまり中国の覇権国化につながるのかどうかということです。

そこで連想されるのは中華思想という概念かもしれません。実は、この「中華思想」という概念は、中国人はほとんど知らず、外国、特に日本で使われています。中国人は自分が中華思想の持ち主だとは思っていません。けれども海外から見ると、長い歴史の中でこの中華思想が生まれたわけです。

そこで、中国の大国化と日本の小国化の問題なのですが、東大名誉教授の溝口雄三先生は、『中国の衝撃』という著書の中で、明代以来の長いスパンで歴史を見たとき、アジアには中国を中心とした一つの秩序がありました。アヘン戦争以降、その秩序は一時崩れたが、今はその秩序が再来しようとしているのではないかと指摘されています。中国を中心とした大きな経済圏が形成されたときに、中国が覇権国家になるかどうかは別として、やはり中国を中心とした秩序が再構成されるのではないかと、溝口先生が予想しています。

中国自身は、かつての朝貢システムの時代も、必ずしも覇権国家を目指していたわけではないことを主張しているわけですが、海外では、今の中国のナショナリズムと大国化は、朝貢システムを連想させる結果になっています。私は先ほど「知識界」ということを強く意識して語ったわけですが、中国の大国化の方向性を考える上で、この知識界の動向をより重視していかなければならないと思います。結論から言うと、知識界が非常に冷静に中国の大国化を見ていると私は判断いたします。

都築 覇権主義とか帝国主義という意味ではなくても、中国が台頭してきたときに、日本が小国というアイデンティティを持てるかというのは、かつて中国が国民国家として台頭してきたときに、日本はそれに介入しようとした歴史を持っているわけで、それを繰り返さないことができるかどうか、日本にとっての非常に大きな課題だと思います。

大正デモクラシーがあったにもかかわらず軍国主義になったと伺いましたが、私はむしろ、大正デモクラシーがあったからこそ、次に昭和の軍国主義が出てきたというか、大正デモクラシーを押さえ込むような形で、昭和になって日本国内で国家による社会の再吸収のような事態が起こったのだと考えています。そのことと、中国が台頭してきたときに、資源もない小さな日本は、頑張りようがないという認識を、どこまで日本に住んでいる人たちが共有できるかということが、きっとこれからの課題になるのではないかと考えています。

孫 今日、高先生のご報告の中でも、参加民主主義の逆説ということをおっしゃいましたが、あまりにも積極的な市民の政治参加は、逆にある種の政治的混乱を招く危険性があることもあります。そして、市民社会の成立・成熟が必ずしも民主

化をもたらすのではなく、例えばナチスドイツと結び付いていくという研究もありましたが、この点について、宮島先生のお考えをお聞かせいただけますか。

宮島

ナチスは、西欧のナショナリズムの鬼子のような形で生まれたわけですが、西ヨーロッパのナショナリズムも、19世紀にはまさに覇権主義でした。そこには、後進的なドイツが、事有るごとに自己の勢力を拡張したいという意思を露骨に表して、フランスを挑発したという構図があったりします。

フランスはヨーロッパの中の大国で、植民地の分割をイギリスとともに先に済ませてしまいました。そこにドイツが後からやってきた。そのドイツが第1次世界大戦で敗れて、「屈辱的」と感じるベルサイユ条約を結ばせられた。この辺のところは、決してヨーロッパが平和裏にナショナリズムを展開してきたわけではなくて、まさに先に行った者と、後から遅れてきた者との間の壮絶な戦いでもあったことを示していると思うのです。そこからナチズムが生まれた過程には、ドイツ固有の問題があったといえますが、イタリアにもあり、第2次世界大戦前にはフランスにも右翼はいたわけで、ナチのフランス占領のときに、それに協力してユダヤ人を駆り出す役割をした人たちもいました。歴史というものは、簡単に割り切ることはできないと考えています。

ナショナリズムの中には、少なくとも植民地からの独立を目指すという積極的、普遍的な要素があるが、そうでない、私たちの言葉で言えば非常に内向きで、権威主義的なものもある。暴力や他民族を支配することを正当化する危険な要素がしばしば含まれるという意味で、ナショナリズムに対しては、両面をきちんと見なければいけないと思います。

高

「参加民主主義の逆説」という言葉を最後に出していましたが、少し誤解しやすい表現だったかもしれません。私が言いたかったのは、参加民主主義そのものが政治混乱を招くという意味ではありません。それはあくまで韓国のコンテクストにおいてです。韓国の中で押さえ付けられていたBの流れが、1987年以降一気に勢いを持って出はじめたと言いましたが、その流れのベースに強くマルキシズムの階級闘争という世界観が横たわっていて、それが韓国社会内部では、一つの争点に対する関わり合い方が政治中心、また原理主義的になりがちであったと思います。そのような関わり合い方による参加があちこちで行われる場合は、一般の生活世界の目からは、「政治は疲れるものだ」といった脱政治的な政治観や、利害や価値観の直接的衝突が起こりやすく、またそれがきっかけになって政治混乱を増幅させかねない。市民社会は下から立ち上がるもので、その意味でも参加民主主義は基本にあるものとは思いますが、現在の韓国では、参加の仕方というか、対話的技法のようなものが求められているのではないかと考えているわけです。そういった脈絡で、韓国の現在における逆説的現象をどう見ればいいのかという意味で出したかったのです。

孫

次の質問は、この参加民主主義ともかかわっていると思います。「ネット社会は市民形成に役立つかどうか」という質問です。「特に中国」と書かれております。

反日デモのときには、中国のインターネットは反日の温床と思われたぐらいですから、まず劉先生にはお伺いしたいです。そして、ベトナム、フィリピンで今インターネットの普及がどういう状態なのか、ネット言論があるかどうかもお伺いしたいと思います。

そして、韓国ではネットでの市民記者という実践もありましたが、今は行き詰まっているようです。日本でも結局は市民記者の実践が行き詰まっている問題もあります。この問題についても高先生、もしよろしければ都築先生にも一言お伺いしたいと思います。

■ 劉 ご承知のように、中国ではインターネットで意思表示を行う人のことを「網民」、「ネットの民」といいます。この「ネットの民」という概念が象徴しているように、そこには一つの社会が形成されています。これは複数の階層、全国民のあらゆる構成が含まれた、交差した一つの社会の集合体と考えていいと思うのですが、そういう意味では、インターネットの普及は、市民社会の定着や広がりにとって、明らかにプラスの役割を果たしていると評価していいと思います。

ただ、「網民」のネットワークの拡大は、健全な市民社会につながるかどうかは、別の問題です。たとえば、「ネットの民」の世界には、排他的な民族主義が根強く存在しています。もちろん、それだけではなく、冷静なナショナリズムもあるわけですが、非常に強烈的な排他的な民族主義の発言の場は、今、明らかにインターネットにあります。これは中国的な事情にもよるのです。インターネットは、市民社会の形成に貢献する部分と、逆にあまり健全ではない、排他的な民族主義の温床にもなり得ます。

したがって、健全な民族主義、健全なナショナリズムを、どのように市民意識・公民意識の中で形成していくのが一番のポイントだと思います。ただ、インターネット社会、「ネットの民」という社会の存在自体は、非常に歓迎すべきことだと私は思います。

■ 中西 補足していただいた方がいいかもしれませんが、私の知っている範囲内でお答え致します。貧困層もネットにはかなりアクセスできます。インターネットカフェが安価なネット環境を提供しています。ですから、私もこれに関しては、肯定的にとらえています。しかし、負の側面がかなり見えるのが現状です。一つには、それは、恐らくソーシャルネットワークが非常に閉じられた社会にあり、階層間の流動性が乏しいという点が起因しているかもしれません。オープンにはできるはずなのですが、まだその場がないという状況だと思います。もう1点付け加えますと、教育上あまりよろしくない状況になっているのも事実です。むしろ子供たちのアクセスが非常に多く、子どもたちが犯罪に巻き込まれるケースを生んでおり、社会問題化しつつあります。

■ 高 韓国では、「ネット」と「シチズン」を合わせた意味での「ネチズン」という言葉が定着しました。2002年の蠟燭集会や盧武鉉政府の登場にはインターネットの力が大きかったことも、皆さんご存じだと思うのですが、その意味で、イン

ターネットは市民社会の形成に大きな役割を果たせる媒体としての意味は、確かに持っていると思います。

しかし、やはりマイナス部分もあります。特に、韓国の中では政治的対立あるいは原理主義的な対立がインターネットにそのまま流れ、お互いに「敵」呼ばわりしていくこともしばしばあります。もう一方で、盗聴や他者排除など、大衆社会の問題もまた起こる。例えば、ある有名人はある事柄に対する発言のため、インターネットで攻撃され、テレビ番組を降りなくてはならないような事態も起こっています。

市民記者の話については、私自身の視点が偏ったところがあるかもしれませんが、政治中心的なアプローチの仕方だけではなく、もっと生活世界に接近した話題でなければ続かないのではないかと思います。「市民なき市民運動」みたいになってしまっただろうというのではないのでしょうか。大きな実験として世界的にも知られている「オーマイニュース」(Ohmynews)についてもそういうことが言えるかも知れません。そのパワーが続かないのは、そういうところからくるのではないかと考えています。

チー ベトナムの市民社会にインターネットが果たす役割について話しますと、一般の新聞の力には限界がありますが、電子新聞の力はとても大きいです。政府が決めた計画に対して国民が反対するとき、すぐネットに意見を述べるのが広まっています。報告の中で申し上げましたが、政府は市民社会が怖いようです。だから、最近「市民社会は怖くないよ」という記事が出たわけです。

例えば、以前、政府が公園に大きなホテルを造る計画がありましたが、すぐネットに反対する記事がたくさん出て、その計画は駄目になりました。また最近、有名な弁護士が捕まえられた事件などのように、正式なニュースはまだないうちにすぐネットでは、それは報道し評論されていました。一般紙には何もニュースがないけれども、ネットではすぐに広まるので、ネットの潜在的な力はすごく大きいと評価されています。

都築 私はこの問題に答える能力があまりないのですが、確かにアソシエーションを作るときに、ネットは便利で重要な役割を果たすことは否定できないと思います。『フラット化する世界』という本に、オープンソースにしておけばお互いにピアレビューをするわけだから、最後は客観的な真実に到達できるのだという趣旨のことが書いてあります。しかし、確かハンナ・アレントがそういう区別をしていたと思うのですが、科学的な真理を前提とすればそうかもしれないけれども、社会科学上の言論、あるいは事実上の真実は、必ずしもそうではない。科学上の真理、例えば地球の方が太陽の周りを回っているというのは、どんなに弾圧されても真理は真理なのですが、「いつ誰がどこで何を言ったか」というような話は、必然性がなく、それが絶対にそうだったということを証明する方法はないわけです。ですから、ネットの力を借りて、たまたま偶然そこで起こったことが限りなく否定されたり、攻撃されたりすることに対して、どういうガードの仕方があるのかということに、すごく懸念を持ちます。今までなら新聞や出版物が調

査して、客観的な報道をしてくれるという信頼感があったと思うのですが、これからだんだん新聞や出版物が押されていったときに、一体誰がそういう役割を果たすのでしょうか。

■ 孫

最後の質問の紹介です。一つは中西先生へ「フィリピンの貧困層の市民形成に、日本は何ができるのか。どういう役割が果たせるのか」、そして、同じ質問に劉先生にもお答えいただけたらと思います。「中国の公民社会の育成に、日本はどういう役割を果たせるのか」ということです。

■ 中西

今回の報告のなかで言及した範囲内でしかお答えできないのですが、一つは日本の農業だと思います。日本は最近、有機農業がようやく広く注目されてきました。私の経験では、有機をやっている方は地域に根差している方が多いので、農法はもとより、農民間の組織の形成の方法についても非常に長けた方が多いと思います。そういった方々が、直接フィリピンの農家の方と対話できるような環境があれば、随分違ってくるのではないかと思います。

もう一つは、毎年スラムに行くと、非常に勉強意識が高い高校生が多いのです。先ほども話しましたが、交通費がないというただそれだけの理由で大学進学をあきらめてしまうケースが、私の地域ではかなりありました。フィリピンで最も権威のある大学といわれているフィリピン大学に受かったのは今回が初めてですが、確実に視されていた学生も何人かいたのです。そういった方が奨学金を得られれば、フィリピンの貧困層にとっては、社会階梯を自分ではい上がるきっかけになると思います。今は機会さえ与えられていない状況ですので、そういった場がもし与えられるのであれば、非常にいいのではないかと思います。

■ 劉

非常に大きな質問で難しいのですが、幾つか考えがあります。第一に、日本は中国との国交を回復した1970年代以降、中国の経済成長・近代化政策に非常に貢献し、支えてきたという一面がある一方で、中国問題に対しては、あまり積極的に発言をしていません。一部の政治家が侵略戦争を否定する発言をして、逆に両国関係を難しくすることはありますが、積極的に建設的な発言をする場面は、70年代以降はあまり見られなかったわけで、非常に残念なことです。そこにはいろいろな原因があると思いますが、日本の人々が過去の戦争に対して非常に負い目を感じているということがあって、中国の社会問題などに日本が発言していいのかどうか考えてしまう。例えば東アジア共同体の概念を韓国や中国の研究者が一生懸命主張するようになってから、日本の研究者はやっと、使っているのだということになりました。過去の戦争の影響が非常に大きいから、それだけ日本は慎重になっているということです。しかし、それを乗り越えて、中国の問題に対しても、建設的な発言ができるような環境整備をきちんとやっていった方がいいと思います。

一番目の問題と非常に関係しますが、日本の国際社会に対しての発信力は強いとは言いがたい。最近、麻生首相が漫画はソフトパワーだといって発信しようとし

ているわけですが、日本のソフトパワーはアニメだけでも技術だけでもなく、政治、社会システム、国民統合の方法論など、いろいろな形で蓄積されてきたわけです。それを系統的に国際社会に向かって発信することです。このことは間違いなく、アジアの国々に対して大きな影響力となるだろうと思います。

第二に、日本と中国は共通のアジア学を作っていかなければならないと思っています。日本のアジア学というのは、基本的には日本を抜きにしたアジア学なのです。中国のアジア学も、同じように中国のことは外して、ほかのアジアの国々のことを対象とする。そうではなくて、日本のアジア学に日本も入れましょう、中国のアジア学にも中国を入れましょう。そうすると、共通のアジア学ができ、いろいろな問題が見えてくるはずですよ。つまり、日本のないアジア学は、十分にアジアを語ることができない。中国のないアジア学も、同じようにアジアを語れないわけですし、韓国も同じことです。ですから、日本、中国、韓国などを含めた共通のアジア学を作ることによって、日本の経験、アジア共通の経験が見えてきて、これは中国の市民社会にとっても当然大きな貢献になると思います。



第三に、中国が抱えている大きな問題に、民族問題と統一の問題があります。これは、近代化建設と並ぶ、あるいは近代化建設よりももっと大事な問題として、中国の人々に認識されています。この民族の問題や統一の問題に対する感覚は、中国人と日本人では非常に違います。この違いが、場合によっては中国のナショナリズムを刺激し、中国の市民社会の形成を後退させる結果にもなるのです。

私は、例えば反日デモのときの一部の民衆の行動は、明らかに中国の市民社会の後退を象徴するものと見ています。それはいろいろな複雑な原因によって引き起こされたものですが、社会の混乱を避けるように、政府は民族問題や統一問題を一生懸命解決しようとしているわけです。それに対して、中国のナショナリズムを刺激しない形で、それらの問題を解決するための外部の環境を、日本がリーダーシップを取って整備していくことも、私は非常に大事ではないかと思います。

孫 今日午後の報告の中で、シンガポールがちらっと出てきました。それを聞いてシムさんがプチッとしたりしますが、いかがですか。

シム 自分は決して市民社会という国から来た人ではありません。シンガポールです。市民社会の definition は分からないのですが、市民のための社会なのか、市民による社会なのか。この二つの違いを考えると、東南アジアにおいて典型的な国が二つあります。まず、市民による社会で思い浮かぶのがフィリピンです。People's Power で、本当に自由で、何をやってもいい国です。でも、悪い意味はないのですが、私はフィリピンがすごくいい国だとは思っていません。

逆にシンガポールは、ある意味、市民のためにいいと思って、いろいろやってあげたいという、すごくおせっかいな政府がいるわけです。でも、それもいい国だとは決して思っていません。だから、日本に来てしまいました。ただし、自分の周りにシンガポール人の友人・親戚・兄弟がいるのですが、シンガポール人は不幸ではないと思っています。超貧困層はあまり見掛けません。自分はひねくれていますので、シンガポールに対して不満なわけですが、みんながいいと思うなら、悔しいけれども、それはそれでいいのではないかと思います。そここのところについて、先生方のご意見を聞きたいのです。「市民のための社会」なのか、「市民による社会」なのか、両方がいいのか。そこがいささか疑問に思っているところ です。

宮島 私は、外国人労働者、家事労働者の受け入れ実態の調査のため、シンガポールに数回行きましたので、今のご発言は、理解できる面もあります。同時に、やはりちょっと抵抗のある面もあります。豊かさというものを自国民の安寧のために使うことはいいことなのですが、同時に国際的な義務を豊かな国は果たさなければいけない。シンガポールは、残念ながら難民条約も国際人権規約も批准していません。外国人を受け入れ、就労させるのですから、人権は重視すべきであり、そういうところから出発して、人権面でも国際貢献にもう少し使っていただきたいと思っています。

■ イエ 私は質問が二つありまして、高先生と宮島先生に質問したいと思います。

最初に、高先生に質問します。韓国では今でも兵役制度があって、元気な男性は皆、軍事訓練をしなければなりません。その制度に対して、先生の意見を聞きたいと思います。市民社会にどのような影響があるということも知りたいです。

なぜなら、私はミャンマーからの留学生です。最近、ミャンマーの軍事政府では、もっと強い国を作るために、兵役制度の議論をしているのです。韓国は北朝鮮の問題などがあって兵役制度がまだ必要だと考えているのだと思いますが、私は個人的に、ミャンマーにそういう制度ができれば、どんな影響があるだろう、どんな問題が出てくるだろうと心配しています。

もう一つは宮島先生への質問です。EUという考え方には、もちろんいい点がたくさんあります。例えば国境のない制度があるからこそ、自由に入国したり出国したりできるのですが、それに対していろいろな問題も出てきました。もちろん、人間が豊かな国、過ごしやすい国に行くのは当たり前のことですが、それに対していろいろな問題が出てきて、EUでは各国が共同して移民対策の法律を無理やり作ろうと考えています。それについて、私個人的には大きな問題があると思っているのですが、先生の意見をお聞きしたいと思います。

■ 高 兵役のことですが、世界のどの国の人も軍隊に行きたくないという気持ちは共通していると思います。しかし、韓国においては、北との問題があって、自分の国を守りたいという気持ちが一般的になるのも、ある意味では当然ではあります。もちろん、一時期、Bの流れの運動が活性化されたときには、いわば「良心的兵役拒否運動」もありましたが、それは結局大衆化されませんでした。

ところで、兵役義務について、こういう別の見方も可能ではないかと思います。兵役は義務ですから、避けることは難しいですが、たとえば、ある人が兵役を終えたとします。すると、その人にとって、それが国民としての一つの権利を得るような場面も、意図せざる結果として生まれてくるのです。韓国の例で言いますと、1987年に一般の人々が民主化の要求に出たときに、兵役を終えた人たちは軍隊にいたときに着ていた軍服姿で、民主化デモに参加しました。彼らは大体、兵役を終えて社会進出を準備している大学生という意味で、いわば「運動圏」とは異なる「非運動圏」の一般大学生に近い人たちなのですが、その人たちが参加することによって、民主化運動はものすごいパワーアップになりました。「国防の義務を終えた彼らの存在を無視してはならない」といった政府側の顧慮もどこかにあったはずだろうと思います。このように、良し悪しは別にして、ある条件において国の民主化が必要なのだとされるときに、兵役を終えた人たちが大きな発言権を勝ち取ることはありえるかもしれません。

しかし、韓国のように軍部政権が長く、その軍隊文化が文化の主軸を占める場合では、なかなか全体主義的な考え方に傾きやすいし、垂直的な命令体系を立てそれに従うといった否定的な現象があるのも確かなので、その辺、一方的に評価を下すことは難しいと思います。

■ 宮島 今のご質問は大変大きな問題で、短時間で話すことが難しいです。戦後のヨー

ロッパ諸国が外国人労働者を受け入れたのは、何もヒューマニズムや人権の思想からではなく、現実的な必要性からです。戦後の復興のため、高度経済成長のために必要であったということです。ただ、われわれが注目したいのは、その後のことです。

オイルショックが起こって、外国人労働者を減らそう、あるいはこれ以上受け入れないと決めたときに、ヨーロッパは一つの大きな決断をしました。彼らの定住を認め、家族の呼び寄せを認めました。この二つは、経済的な動機ではなく、どちらかという人権・人道上の理由からです。私はその当時のヨーロッパのNGOや一般市民の運動を見ていましたが、素晴らしいと思いました。結局、NGOの大変強い働きかけがあって、定住を認め、家族の呼び寄せを認めることになりました。その後、ヨーロッパで、定住した外国人労働者は、やがて移民になり、さらには市民にもなっています。

現在の段階では、外国人の積極的な受け入れをしている国は少ないです。しかし難民は拒めないということで、イギリス、ドイツ、フランスには、難民が毎年数万人入ってきます。ヨーロッパ諸国における外国人労働者の受け入れは、現実的な必要性から始まったことですが、そこで問題が起こったときに、不用だからといって追い出すことはできない、すべきでない。そこはヨーロッパの人権思想の成熟だと思っています

孫 せっかくですから、80年生まれの劉さんに、未知の世界を私たちにを見せていただきたいと思います。

劉健 劉先生のご発表の中でもありましたように、80年代以降、90年代以降生まれの若者たちの考え方は、今までの伝統的な中国人、いわゆる中国人らしい伝統的な考え方とは、逆転している感じがするのですが、私のような80年代前半生まれの人は、いつもジレンマの中にいるような、つらい思いを持っています。というのは、私は、最初は臣民思想、臣民意識の中で育ちましたが、成長していくうちに、ぱっと情報爆発の社会になっていたので、私のような存在は、伝統的な中国人らしい考え方も持っているし、今の若者たちのような考え方も持っています。

もちろん、私も今は個人の主張を強く持っていますが、いつの間にか心の隅で違う声が出てくるような気がします。ですから、劉先生のご研究に、私のような特別な存在もお考えに入れたらどうですかと、感想だけ述べさせていただきました。

権南希 日本では、外国人登録制度が変わるという話があります。今まで区や自治体で管理していた外国人登録証がなくなって、国が総合的に管理するということです。出入国に関する記録やその人がどこに住んでいるかといった個人的な情報を、カード一つですぐ国が確認できるシステムに変わるようです。日本が移民や難民に関して、かなり消極的な国であると思えないような傾向に流れていくことを、東アジアのコミュニティや共同体という観点から考えたときに、どう受け止めていけばいいのかということが質問です。

というのは、先ほど韓国の外国人の地方参政権制度の導入に関してのお話がありました。韓国がそういう制度を導入したのは、先生がおっしゃった市民社会

の成熟の結果というよりは、中央政府とか地方の自治体に必要があったから、それに応じて制度を作ったところがあるかなと思うのです。韓国は去年、登録外国人が全人口の10%を超えました。外国人労働者が韓国国内に入ってきて10%になったわけではなく、実は国際結婚で、特に農村部の独身男性のところに、中国の朝鮮族の方や、最近はベトナムの方がたくさんいらっしゃるようです。そういった国際結婚によって、急に人口が増えてしまい、その方々の子供たちの教育問題なども含めて、かなり複雑な状況が韓国国内で生じているようです。そのために、ソウルや釜山といった都会ではなく、農村部を抱えている地方自治体は、かなりいろいろな面で苦労しているようで、国がそういった制度を導入せざるを得ないような状況になったということです。

日本全体では、まだそこまでの数字にはなっていませんが、横浜は居住している人の14%ぐらいが外国人、新宿は20%ぐらいということです。こういった状況を含めて、2009年、外国人登録制度を変えるという動きについて、先生はどういうふうにお考えでしょうか。

宮島

先ほど、韓国で外国人参政権や外国人基本法が整備された背景をご質問しましたが、実は去年の夏に韓国に参りまして、私が調べた限りでは、韓国政府は大都市近辺に多い外国人労働者は、あまり基本法の対象に考えていなくて、むしろ農村などに多い花嫁、その子供たち、それから韓国に定住する朝鮮族の人たちを、主な対象に基本法を制定したのではないかと判断しました。

日本では外国人登録制度が変わりました。これまで地方自治体の役場で登録し、役場から法務省に報告が行く形だったのですが、今後は法務省が一元的に管理します。法務省のデータを各地方自治体に送って、地方自治体ではそれに基づいて住民台帳に当たるものを外国人について作成します。それは行政の効率化という点では良いことなのかもしれませんが、外国人の受け入れは、果たしてそれだけでいいかという問題があります。

というのは、不正規滞在の人たちは常にいて、この人たちを一概に犯罪者扱いしていいかどうか、われわれは大変悩むわけです。今年、カルデロンさんというフィリピン人の一家が、親と子供が引き離されて送還されましたが、10年間日本に住んでいた親子のきずなをここで断つのがいいのか。ヨーロッパの人権裁判所だったら、親に滞在を認めるという判決が出るはずなのです。不法滞在の人たちに対して、もう少しヒューマンな見方をすべきケースが、けっこうあるのではないかと思います。

もう一つ違うのは、新しい外国人登録のシステムになると、地方自治体の権限がほとんどゼロになることです。地方自治体の判断でオーバーステイの人でも外国人登録をするというのが、これまで多くの地方自治体のスタンスだったのです。ですから、在留資格のない不正規滞在の人にも、住民ということで、一応外国人登録証は出していて、それを持っていればいろいろなところで手続きができたのが、これからはできなくなります。正規の形で滞在している人は全然問題ないと感じるでしょうが、不安定な立場に置かれた人たちは、自分を証明してくれるものが何もない状態で暮らすことになるだろうと思います。政府は、不正規滞在の

人たちを一掃することを考えるでしょうが、私だけではなく多くの移民・外国人研究者にとって、果たしてそれはヒューマンな考え方なのだろうかという疑問がある。

新制度の2年後の正式導入までに、私自身もこの問題についてよく考えねばなりません。

権南希 不法滞在している人たちの子供は、小学校などに入れないわけですか。

宮島 これからは、入るのが難しくなるでしょう。外国人登録をしてさえいれば、各地の教育委員会は、在留資格までチェックせず入学手続きをさせてくれますが、何も持っていないとなると、拒否する教育委員会が出てくるのではないかと心配です。「子どもの権利」をあらためて考えてもらいたいと思います。

孫 時間はだいぶオーバーしましたが、最後に先生方に一言ずつお願いします。

高 移住者と韓国社会の現在について勉強になった時間でありました。最初に地球市民研究チームのチーフと紹介されましたが、これからそれにふさわしい時間の過ごし方がもっと必要だろうなあと反省しています。これからは韓国内部の市民社会、また東アジアのそれについても、もっともっと勉強していこうと改めて思いました。

チー 私にとっても、とても勉強になりました。これからの研究生活に有益になると思います。

林 東アジアの市民社会はまだ形成しつつあり、そういう意味ではこれからますます議論する必要もありますし、そういう余地もあると思いますので、近いうちにまた似たような、あるいは一歩進んで東アジア市民社会形成の特徴と発展段階のいろいろな面白い側面を議論してみたいと思います。

宮島 レジューメにも書きましたように、日本も含めて、アジアの場合、ナショナリズムをどのようにうまくマネージしていくかということは非常に大きな課題だと思います。特に日本にとってもそうです。中国やその他の国のことだけを言うつもりは、全くありません。

都築 すみません、林先生、香港や台湾の場合のアイデンティティは、もしその前に何か言葉を付けるとしたら、何アイデンティティというのですか。

林 一種のシビル・アイデンティティでしょうか。

都築 大変ありがとうございました。

■ **中西** アジアの中で、フィリピンはかなり特殊かもしれません。今回のフォーラムは市民というものをとらえ直す、いい機会となりました。もっと日本とフィリピンとのダイレクトな関係が生まれればいいと思います。

■ **劉** アジアはとても複雑な地域で、共通項を探ることは非常に難しいです。その意味で、「市民」は共通項として、かなり可能性があるのではないかと思います。これから「80後」、少なくとも「前半80後」の気持ちが分かるようにしたいと思います。

講師略歴

■ 宮島 喬【みやじま・たかし】 MIYAJIMA Takashi

【現職】法政大学大学院教授

【略歴】

1940年東京生まれ、東京大学卒業、フランス・トゥール大学留学、お茶の水女子大学教授、フランス社会科学高等研究院客員教授、立教大学教授を経て現職。

専攻：社会学、特に国際社会学。

【著書】

『ヨーロッパ社会の試練』、『文化と不平等』、『外国人と政治参加』、『ヨーロッパ市民の誕生』、『フランス移民社会の危機』他

■ 都築 勉【つづき・つとむ】 TSUZUKI Tsutomu

【現職】信州大学経済学部教授

【略歴】

1978年 東京大学法学部卒業

1985年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学 信州大学教養部専任講師

1988年 同助教授

1995年 同経済学部助教授

1997年 同教授

【著書】

- 1.『戦後日本の知識人－丸山眞男とその時代－』（世織書房、1995年）
- 2.『政治家の日本語』（平凡社新書、2004年）
- 3.『政治家の日本語力』（『政治家の日本語』の増補版）（講談社＋α文庫、2009年）。
- 4.「丸山眞男における政治と市民」高島通敏編『現代市民政治論』（世織書房、2003年）
- 5.「政治社会の内部と外部－丸山眞男の位置をめぐって－」『思想』2006年8月号
- 6.「隠れたる市民社会－引き延ばされた社会契約の結び直し－」『社会科学研究』第58巻第1号（2006年9月）。

■ 高 熙卓【コウ・ヒタク】 KO Heetak

【現職】延世大学政治外交学科研究教授

【略歴】

1990年 延世大学政治外交学科卒業、

1997年 東京大学大学院総合文化研究科修士学位取得、

2004年 東京大学大学院総合文化研究科博士学位取得、

2008年 延世大学政治外交学科研究教授

【著書】

- 1.「伊藤仁斎の「王道」論」（『倫理学年報』第47集、1998）、
- 2.「徳川17－18世紀における秩序論の様相－仁斎学と徂徠学を中心として」（『日本思想史』第31号、1999）
- 3.「昌益における「自然」と「聖人」、そして公共性探求」（『思想史研究』No.4、2004）、
- 4.「近世日本思想における公共探求」（東京大学大学院博士学位論文、2004年）。
- 5.「高橋亨の朝鮮思想史論における両義性－過去の「他者化」のために」（韓国語、『今日の東洋思想』No.13、2005）、
- 6.「「神國日本」の政治思想」（韓国語『日本研究論叢』No.28、2008）。
7. Imagination for 'Others', Japan Spotlight (Bimonthly), published by Japan Economic Foundation, September/October 2007.

■ 中西 徹【なかにし・とおる】 NAKANISHI Toru

【現職】東京大学・大学院総合文化研究科教授（地域研究・開発経済）

【略歴】

1989年 東京大学大学院修了（経済学博士）、国際大学助手、

1991年 北海道大学助教授、

1993年 東京大学助教授、

2001年 東京大学教授（現在に至る）

【著書】

- 1.『スラムの経済学』（単著、東京大学出版会 1991年）、『開発と貧困』（共著、アジア経済研究所 1998年）

- 2.『アジアの大都市：マニラ』（共編著，日本評論社 2001年），Metro Manila: In Search of a Sustainable Future: Impact Analysis of Metropolitan Policies for Development and Environmental Conservation（共著，University of the Philippines Press 2002年）
- 3.「メトロマニラへのコンポスト型トイレによる有機物オンサイト処理の導入の可能性について」『環境システム』第30巻（牛島健他と共著 2002年）
- 4.「地域社会と人間の安全保障：マニラ貧困層におけるコミュニティの出現」『ワールドトレンド』124号（アジア経済研究所 2006年），『新・世界地理：東南アジア』（共著，朝倉書店 近刊）
- 5.『人間の安全保障』（共著：東京大学出版会，2008年），
- 6.“Hidden Development Process of a Community among the Urban Poor,” Policy and Society, vol. 25, no. 4, pp.37-61, 2006.

■ 林 泉忠 【リム・チュアンティオン】 LIM John Chuan-tiong

【現職】ハーバード大学客員研究員、琉球大学准教授

【略歴】

2002年 東京大学法学部政治学研究科博士課程修了（法学博士）
琉球大学法文学部専任講師
2004年 同助教授
2007年 同準教授

【著書】

- 1.『「辺境東アジア」のアイデンティティ・ポリティクス：沖縄・台湾・香港』（単著，明石書店、2005年）
- 2.『現代アジア研究 第2巻：市民社会』（共著，慶應義塾大学出版会、2008年）
- 3.『やわらかい南の学と思想：琉球大学の知への誘い』（共著，沖縄タイムス出版社、2008年）
- 4.『グローバル・ディアスポラ 第1巻：東アジア』（共著，明石書店、2009年予定）
- 5.『時代變局與海外華人的族國認同』（共著，中華民國海外華人研究學會、2005年）
- 6.『新世紀移民的變遷』（共著，玄奘大學海外華人研究中心、2006年）
- 7.『新世紀、新視野下之海外華人研究』（共著，玄奘大學海外華人研究中心、2009年予定）

■ ブ・ティ・ミン・チイ Vu Thi Minh Chi

【現職】ベトナム社会科学研究院人間研究所所属研究員

【略歴】

1983年 ベトナム教育科学研究所所属、
1999年 一橋大学より博士学位
2002年 現職

【著書】

- 1.「ドイモイベトナムにおける価値観の変容」（共同研究、2006年）、
- 2.「ベトナムにおける人間開発の目標としての人権実現の中枢課題」2009年

■ 劉 傑 【りゅう・けつ】 LIU Jie

【現職】早稲田大学社会科学総合学院教授

【略歴】1962年北京生まれ。

1982年来日し、東京大学入学。
1986年東京大学文学部国史学科卒業。
1988年、筑波大学大学院歴史人類学研究科修士課程修了、文学修士。
1993年東京大学大学院人文科学研究科博士課程修了、博士（文学）学位取得。
日本学術振興会特別研究員、聖心女子大学兼任講師などを経て
1996年、早稲田大学社会科学部講師、98年同助教授、2003年同教授。
専門は近代日本政治外交史、東アジア国際関係史。

【著書】

- 1.『日中戦争下の外交』（吉川弘文館、1995年）
- 2.『中国人の歴史観』（文芸春秋、1999年）
- 3.『漢奸裁判』（中央公論新社、2000年）
- 4.『国境を越える歴史認識』（共編，東大出版会、2006年）
- 5.『国際移動と社会変容』（共著，岩波書店、2007年）
- 6.『1945年の歴史認識』（共編，東大出版会、2009年）

あとがき

第36回 SGRA フォーラム in 軽井沢

東アジアの市民社会と
21世紀の課題
—報告—

林 少陽 / Kaba Melek

2009年7月25日（土）午後2時より9時30分まで、軽井沢にて「東アジアの市民社会と21世紀の課題」をテーマに第36回SGRAフォーラムが開催された。

「良き地球市民の実現」を基本的な目標に掲げるSGRAは、2000年7月の設立以来、常にグローバル化と同時に市民社会に注目して研究活動が続けている。今回のシンポジウムはその一環として、「グローバル化と地球市民」研究チームが担当した。本フォーラムは、東アジアという地域の中でも特に、日本・韓国・フィリピン・台湾・香港・ベトナム・中国において市民社会とは何かという疑問を様々な角度から考察し、意見交換する場として実現した。東アジア各国の「市民」とは何か、NGO及びNPOなどの市民社会運動体の現状を、ヨーロッパ的な市民社会の背景と比較したうえで、考えなおす試みであった。

フォーラムでは、今西淳子代表の開会挨拶に続き、7人の先生方及びSGRA研究員による研究発表が行われた。各発表の後、質疑応答がなされたほか、夜の部では一時間半に及ぶパネル・ディスカッションも設けられ、フロアからの活発な質問やコメントが行き交った。

まず、本シンポジウムの基調講演として、宮島喬氏（法政大学大学院社会学研究科教授）が「市民社会を求めての半世紀ヨーロッパの軌跡とアジア」というテーマの発表をした。宮島氏は、国境なきヨーロッパを作ること为目标とするEUとヨーロッパ市民社会の伝統・その現実との関連、その展望と問題点について述べた。特に、第二次世界大戦後、アジア諸国は独立国家を目指し、その過程でナショナリズムが高揚したが、それに対して、戦後ヨーロッパは、国家ナショナリズムは悪という自覚から出発していることを指摘した。「市民社会」というキーワードの出自であるヨーロッパを今回のシンポジウムの基調講演のテーマに設定したのは、東アジアの現実と可能性を意識しているからである。しかし、国家単位を超え、一つの共同体として変容していくヨーロッパとは異なり、東アジアにおいては、ASEANを除けばまだ実現していない「国境を越えた地域統合」は今後の課題である。特に難民や移民の受け入れに対する、ヨーロッパの国々の義務感、人権意識が強調された。

2番目の都築勉氏（信州大学経済学部教授）は近代日本の市民社会政治の研究者の立場から「『市民社会』から『市民政治』へ」という発表をした。都築氏は「市民社会」というキーワードで、近代日本とりわけ戦後社会の変遷、60年安保

における市民運動の誕生の経緯や、その影響と発展などについて紹介した。そして、党派のセクト主義、偏狭的なナショナリムを超えるような「アソシエーション的新しい市民政治」の可能性を呼び掛けた。氏の発表は日本の国内レベルでは、市民の主体性につながる市民と政府の契約の結びなおしの可能性、国外のレベルでは日本とアジア、特に東アジアの連帯の可能性への期待を感じさせた。

3番目の発表者の高熙卓氏（延世大学政治外交学科研究教授、SGRA「地球市民研究チーム」チーフ）は「韓国の市民社会と21世紀の課題：『民衆』から『市民』へ～植民地・分断と戦争・開発独裁と近代化・民主化～」という発表をした。高氏は19世紀末の植民地期間における「民衆」「人民」という語の意味から、解放・南北分断後、60～70年代の開発独裁と近代化期間の民主化運動におけるこれらの言葉の意味の変化と表わし方の変容までの歴史を紹介し、市民政治の今日における韓国での意味・問題点を紹介した。「市民」が肯定され、「非営利民間団体支援法」が誕生したのは2000年のことであり、それが韓国の市民社会の芽生えだと言及した。高氏の発表では、下からの民主主義の歴史を誇る韓国の現代史の独自性が印象的であった。高氏は今回のシンポジウムの企画・実施のためにたいへんご尽力をいただいたキーパーソンでもある。

4番目の発表者は中西徹氏（東京大学大学院総合文化研究科教授）であり、氏のテーマは、フィリピンの市民社会と21世紀の課題：「フィリピンの『市民社会』と『悪しきサマリア人』」である。中西氏は、塔に先に上った人々が「梯子を外される」ということに譬えながら、開発経済学の「新自由主義」によって強化された先進国の抑圧的な構造を紹介した。つまり、「国際社会におけるBad Samaritan (IMF、世界銀行、WTOなどの国際機関、及びそれらを支えている先進国)」との関係性の中で、フィリピンが発展途上国の貧困から抜け出すことが出来ないと指摘した。しかし、フィリピンの農村の人々が既に有しているコミュニティの資源を利用して、その固定的な階層社会を相対化し流動化していることを紹介し、貧困層が権利獲得と自立のためにネットワークを形成するという意味で市民社会の可能性を提示した。

5番目の発表は林泉忠氏（琉球大学准教授/ハーバード大学客員研究員、SGRA研究員）による発表である。林氏は、「台湾・香港の市民社会と21世紀の課題：『国家』に翻弄される『辺境東アジア』の『市民』～脱植民地化・脱「辺

境」化の葛藤とアイデンティティの模索～」という発表をした。林氏は台湾・香港を例に、この二つの地域における市民社会形成の特徴を纏めつつ、それと「国家」との関係、植民地の歴史との関係を提起した。氏はこの二つの異なる地域における市民社会の形成の過程と民主化との関係、アイデンティティ形成との関係を示した。

6番目発表者はブ・ティ・ミン・チ氏（ベトナム社会科学院人間科学研究所研究員、SGRA会員）である。ブ氏は、「ベトナムの市民社会と21世紀の課題：変わるベトナム、変わる市民社会の姿」という発表をした。ブ氏は社会学的な角度からこの15年間におけるベトナムの「市民社会」という「デリケート」な用語・概念自体の変遷を具体的なデータで示し、NGO組織、CBO組織のなどの増加の傾向を提示した。ブ氏は同時にベトナムの市民社会の形成の経緯・現状とその可能性を、中国、シンガポールなどの国と比較した。

最後の発表者は劉傑氏（早稲田大学社会科学総合学院教授）であり、テーマは「中国の市民社会と21世紀の課題：模索する『中国的市民社会』」である。劉氏は中国の現代における「1949年」と「1978年」（とりわけ後者）の意味を強調し、さらにオリンピックと四川省の大地震後の民間組織とボランティア活動が盛んであった「2008年」を「中国公民社会元年」と位置づけた。また、劉氏は「公民社会」というキーワードで中国の市民社会の独自の文脈を強調し、同時に「知識界」という用語で、台頭する民族主義を、知識人が批判していることを取り上げつつ、中国の知識人の中国の「公民社会」の形成における役割を紹介した。劉氏は、インターネットと「公民社会」との関係、若い世代と「公民社会」との関係、「公民社会」と民族主義との関係を提示した。

夕食後、午後7時30分～9時まで、孫軍悦氏（明治大学政治経済学部非常勤講師、SGRA研究員）を進行役に、上記の講演者・発表者をパネリストとして、「東アジアの市民社会と21世紀の課題」をテーマとするパネル・ディスカッションを行った。パネル討論ではたくさんの質問が寄せられ、パネリストによる返答・討論を行った。東アジアが今後一つの共同体として姿を形作るには、まだ時間がかかることを認めたうえで、様々な経済的・政治的な問題が課題として残されていることが討論された。今回のフォーラム自体が「東アジア」という単位で考えるための一つの試みであったことは最も大きな成果だと考えられる。これからの東

アジアの有様は、中国の国際プラットフォームでのステータスの上昇に大きく左右されると考えられる。また東アジア地域が戦争の負の記憶を乗り越え、新たな連帯・協力の体制を作るのがこれからの課題であろう。その過程において経済的にも比較的余裕のある日本が自発的に協力・統合を呼びかける役割を果たすべきではないだろうか。

当日の写真は、下記URLからご覧ください。

<http://www.aisf.or.jp/sgra/photos/>

林少陽【りん・しょうよう】Lin Shaoyang

【略歴】厦門大学卒業後、吉林大学大学院修士課程修了。学術博士（東京大学）。1999年来日。東京大学博士課程、東大助手を経て東京大学教養学部特任准教授。著書に『「文」と日本の現代性』（北京：中央編訳出版社、2004年7月）、『「修辞」という思想：章炳麟と漢字圏の言語論的批評理論』（白澤社、近刊）及び他の日本・中国の文学・思想史関係の論文がある。
SGRA 研究員

Kaba Melek【カバ・メレキ】

【略歴】トルコ出身。2003年来日。現在、筑波大学人文社会科学部研究科文芸言語専攻博士課程後期に所属。専門分野は比較文学・文化。SGRA 会員

SGRA レポート バックナンバーのご案内

- SGRA レポート 01 設立記念講演録 「21世紀の日本とアジア」 船橋洋一 2001. 1. 30 発行
- SGRA レポート 02 CISV 国際シンポジウム講演録 「グローバル化への挑戦：多様性の中に調和を求めて」
今西淳子、高 偉俊、F.マキト、金 雄熙、李 來賛 2001. 1. 15 発行
- SGRA レポート 03 渥美奨学生の集い講演録 「技術の創造」 畑村洋太郎 2001. 3. 15 発行
- SGRA レポート 04 第1回フォーラム講演録 「地球市民への皆さんへ」 関 啓子、L.ビッヒラー、高 熙卓 2001. 5. 10 発行
- SGRA レポート 05 第2回フォーラム講演録 「グローバル化のなかの新しい東アジア：経済協力をどう考えるべきか」
平川 均、F.マキト、李 鋼哲 2001. 5. 10 発行
- SGRA レポート 06 投稿 「今日の留学」「はじめの一步」 工藤正司 今西淳子 2001. 8. 30 発行
- SGRA レポート 07 第3回フォーラム講演録 「共生時代のエネルギーを考える：ライフスタイルからの工夫」
木村建一、D.バート、高 偉俊 2001. 10. 10 発行
- SGRA レポート 08 第4回フォーラム講演録 「IT教育革命：ITは教育をどう変えるか」
臼井建彦、西野篤夫、V.コストブ、F.マキト、J.スリスマンティオ、蔣 恵玲、楊 接期、李 來賛、
斎藤信男 2002. 1. 20 発行
- SGRA レポート 09 第5回フォーラム講演録 「グローバル化と民族主義：対話と共生をキーワードに」
ペマ・ギャルポ、林 泉忠 2002. 2. 28 発行
- SGRA レポート 10 第6回フォーラム講演録 「日本とイスラーム：文明間の対話のために」
S.ギュレチ、板垣雄三 2002. 6. 15 発行
- SGRA レポート 11 投稿 「中国はなぜWTOに加盟したのか」 金香海 2002. 7. 8 発行
- SGRA レポート 12 第7回フォーラム講演録 「地球環境診断：地球の砂漠化を考える」
建石隆太郎、B.ブレンサイン 2002. 10. 25 発行
- SGRA レポート 13 投稿 「経済特区：フィリピンの視点から」 F.マキト 2002. 12. 12 発行
- SGRA レポート 14 第8回フォーラム講演録 「グローバル化の中の新しい東アジア」
+ 宮澤喜元総理大臣をお迎えしてフリーディスカッション
平川 均、李 鎮奎、ガト・アルヤ・ブートゥラ、孟 健軍、B.ヴィリエガス
日本語版2003. 1. 31 発行、韓国語版2003. 3. 31 発行、中国語版2003. 5. 30 発行、英語版2003. 3. 6 発行
- SGRA レポート 15 投稿 「中国における行政訴訟—請求と処理状況に対する考察—」 呉東鎬 2003. 1. 31 発行
- SGRA レポート 16 第9回フォーラム講演録 「情報化と教育」 苑 復傑、遊間和子 2003. 5. 30 発行
- SGRA レポート 17 第10回フォーラム講演録 「21世紀の世界安全保障と東アジア」
白石 隆、南 基正、李 恩民、村田晃嗣 日本語版2003. 3. 30 発行、英語版2003. 6. 6 発行
- SGRA レポート 18 第11回フォーラム講演録 「地球市民研究：国境を越える取り組み」
高橋 甫、貫戸朋子 2003.8.30 発行
- SGRA レポート 19 投稿 「海軍の誕生と近代日本—幕末期海軍建設の再検討と『海軍革命』の仮説」
朴 榮濬 2003.12.4 発行
- SGRA レポート 20 第12回フォーラム講演録 「環境問題と国際協力：COP3の目標は実現可能か」
外岡豊、李海峰、鄭成春、高偉俊 2004. 3. 10 発行
- SGRA レポート 21 日韓アジア未来フォーラム「アジア共同体構築に向けての日本及び韓国の役割について」 2004. 6. 30 発行
- SGRA レポート 22 渥美奨学生の集い講演録 「民族紛争—どうして起こるのか どう解決するか」 明石康 2004. 4. 20 発行
- SGRA レポート 23 第13回フォーラム講演録 「日本は外国人をどう受け入れるべきか」
宮島喬、イコ・プラムティオノ 2004.2.25 発行
- SGRA レポート 24 投稿 「1945年のモンゴル人民共和国の中国に対する援助：その評価の歴史」 フスレ 2004. 10. 25 発行
- SGRA レポート 25 第14回フォーラム講演録「国境を越えるE-Learning」
斎藤信男、福田収一、渡辺吉鎔、F.マキト、金 雄熙 2005. 3. 31 発行
- SGRA レポート 26 第15回フォーラム講演録「この夏、東京の電気は大丈夫？」 中上英俊、高 偉俊 2005.1.24 発行
- SGRA レポート 27 第16回フォーラム講演録「東アジア軍事同盟の過去・現在・未来」
竹田いさみ、R.エルドリッヂ、朴 榮濬、渡辺 剛、伊藤裕子 2005. 7. 30 発行
- SGRA レポート 28 第17回フォーラム講演録「日本は外国人をどう受け入れるべきか-地球市民の義務教育-」
宮島 喬、ヤマグチ・アナ・エリーザ、朴 校熙、小林宏美 2005. 7. 30 発行
- SGRA レポート 29 第18回フォーラム・第4回日韓アジア未来フォーラム講演録「韓流・日流：東アジア地域協力におけるソフトパワー」 李 鎮奎、林 夏生、金 智龍、道上尚史、木宮正史、李 元徳、金 雄熙 2005. 5. 20 発行

- SGRA レポート 30 第19回フォーラム講演録 「東アジア文化再考－自由と市民社会をキーワードに－」
宮崎法子、東島 誠 2005. 12. 20 発行
- SGRA レポート 31 第20回フォーラム講演録 「東アジアの経済統合：雁はまだ飛んでいるか」
平川 均、渡辺利夫、トラン・ヴァン・トウ、範 建亭、白 寅秀、エンクバヤル・シャグダル、F.マキト
2006. 2. 20 発行
- SGRA レポート 32 第21回フォーラム講演録 「日本人は外国人をどう受け入れるべきか－留学生－」
横田雅弘、白石勝己、鄭仁豪、カンピラバプ・スネート、王雪萍、黒田一雄、大塚晶、徐向東、角田英一
2006. 4. 10 発行
- SGRA レポート 33 第22回フォーラム講演録 「戦後和解プロセスの研究」 小菅信子、李 恩民 2006. 7. 10 発行
- SGRA レポート 34 第23回フォーラム講演録 「日本人と宗教：宗教って何なの？」
島蘭 進、ノルマン・ヘイヴンズ、ランジャナ・ムコパディヤヤ、ミラ・ゾントーク、セリム・ユジェル・ギュレチ
2006. 11. 10 発行
- SGRA レポート 35 第24回フォーラム講演録 「ごみ処理と国境を越える資源循環～私が分別したごみはどこへ行くの？～」
鈴木進一、間宮 尚、李 海峰、中西 徹、外岡 豊 2007. 3. 20 発行
- SGRA レポート 36 第25回フォーラム講演録 「ITは教育を強化できるか」
高橋富士信、藤谷哲、楊接期、江蘇蘇 2007. 4. 20 発行
- SGRA レポート 37 第1回チャイナ・フォーラム in 北京 「パネルディスカッション『若者の未来と日本語』」
池崎美代子、武田春仁、張 潤北、徐 向東、孫 建軍、朴 貞姫 2007. 6. 10 発行
- SGRA レポート 38 第6回日韓フォーラム in 葉山講演録「親日・反日・克日：多様化する韓国の対日観」
金 範洙、趙 寛子、玄 大松、小針 進、南 基正 2007. 8. 31 発行
- SGRA レポート 39 第26回フォーラム講演録「東アジアにおける日本思想史～私たちの出会いと将来～」
黒住 真、韓 東育、趙 寛子、林 少陽、孫 軍悦 2007. 11. 30 発行
- SGRA レポート 40 第27回フォーラム講演録「アジアにおける外来種問題～ひとの生活との関わりを考える～」
多紀保彦、加納光樹、プラチャヤー・ムシカシントーン、今西淳子 2008. 5. 30 発行
- SGRA レポート 41 第28回フォーラム講演録「いのちの尊厳と宗教の役割」
島蘭進、秋葉悦子、井上ウイマラ、大谷いづみ、ランジャナ・ムコパディヤヤ 2008. 3. 15 発行
- SGRA レポート 42 第2回チャイナ・フォーラム in 北京 & 新疆講演録「黄土高原緑化協力の15年―無理解と失敗から相互理解と信頼へ―」 高見邦雄 日本語版、中国語版2008. 1. 30 発行
- SGRA レポート 43 渥美奨学生の集い講演録 「鹿島守之助とパン・アジア主義」 平川均 2008. 3. 1 発行
- SGRA レポート 44 第29回フォーラム講演録「広告と社会の複雑な関係」
関沢 英彦、徐 向東、オリガ・ホメンコ 2008. 6. 25 発行
- SGRA レポート 45 第30回フォーラム講演録「教育における『負け組』をどう考えるか～日本、中国、シンガポール～」
佐藤香、山口真美、シム・チュン・キャット 2008. 9. 20 発行
- SGRA レポート 46 第31回フォーラム講演録「水田から油田へ：日本のエネルギー供給、食糧安全と地域の活性化」
東城清秀、田村啓二、外岡 豊 2009. 1. 10 発行
- SGRA レポート 47 第32回フォーラム講演録「オリンピックと東アジアの平和繁栄」
清水諭、池田慎太郎、朴榮濬、劉傑、南基正 2008. 8. 8 発行
- SGRA レポート 48 第3回チャイナ・フォーラム in 延辺 & 北京講演録「一燈やがて万燈となる如く―アジアの留学生と生活を共にした協会の50年」 工藤正司 日本語版、中国語版2009. 4. 15 発行
- SGRA レポート 49 第33回フォーラム講演録「東アジアの経済統合が格差を縮めるか」
東 茂樹、平川 均、ド・マン・ホーン、フェルディナンド・C・マキト 2009. 6. 30 発行
- SGRA レポート 50 第8回日韓アジア未来フォーラム講演録「日韓の東アジア地域構想と中国観」
平川 均、孫 洌、川島 真、金 湘培、李 鋼哲 日本語版、韓国語 Web 版 2009. 9. 25 発行
- SGRA レポート 51 第35回フォーラム講演録「テレビゲームが子どもの成長に与える影響を考える」
大多和直樹、佐々木 敏、渋谷明子、ユ・ティ・ルイン、江 蘇蘇 2009. 11. 15 発行

SGRA レポート No. 0052

第36回SGRA フォーラム in 軽井沢

東アジアの市民社会と21世紀の課題

編集・発行 関口グローバル研究会(SGRA)

〒112-0014 東京都文京区関口3-5-8 (財)渥美国際交流奨学財団内

Tel: 03-3943-7612 Fax: 03-3943-1512

SGRA ホームページ: <http://www.aisf.or.jp/sgra/>

電子メール: sgra-office@aisf.or.jp

発行日 2010年3月25日

発行責任者 今西淳子

印刷 藤印刷

©関口グローバル研究会 禁無断転載 本誌記事のお尋ねならびに引用の場合はご連絡ください。